

季刊 社会保障研究

貸
出
用

Vol. 38

Spring 2003

No. 4

研究の窓

- 社会福祉政策研究の転換 三浦文夫 270

特集：学界展望—社会福祉政策研究の現在

座談会：社会福祉政策研究の現在

- 平岡公一・小林良二・坂田周一・駒村康平・秋元美世 272

投稿（研究ノート）

- 被用者保険法における短時間労働者の取扱いについて—健康保険法,
厚生年金保険法および1980年厚生省内かんに関する一考察— 台 豊 308

動 向

- 平成12年度社会保障費—解説と分析— 国立社会保障・人口問題研究所 316

判例研究

- 社会保障法判例 小島晴洋 324
 一定員不足による保育所入所措置保留処分に関し、児童福祉法上の違法は認定されず行政手続上の違法のみが認定されて、慰謝料請求が認容された事例（東大阪市保育所入所保留処分損害賠償請求事件）—

書 評

- 塩野谷祐一著『経済と倫理—福祉国家の哲学』 川本隆史 331

- 季刊社会保障研究（Vol. 38, Nos. 1~4）総目次 335



国立社会保障・人口問題研究所

研究の窓

社会福祉政策研究の転換

I

本研究所の前身の一つである特殊法人・社会保障研究所は1965年に発足した。当時の社会保障研究は労働問題研究を軸として社会政策学の一環として取り扱われていた。そのなかで学際的な研究に基づいて、社会保障をソーシャル・ポリシーないし社会計画との関連で捉えた研究所の登場は、わが国の社会保障研究に新しい地平を開くものであった。(ちなみに当時の社会保障研究所の英文名は Institute of Social Development であった。) そして同研究所の研究のなかから、多くの研究業績が出されて、わが国の社会保障研究の発展に寄与してきたところは少なくなかつたものと思われる。

このなかで伝統的な社会政策学による社会保障研究において研究対象外とされてきた社会福祉は、本研究所の研究では重要な研究対象として位置付けられ、それには当時の研究第3部(社会学研究部)に属するメンバーが主として担当してきた。そこではまず社会福祉を政策と実践に分け、ここでは主として政策としての社会福祉研究に焦点があてられ、社会的ニードを中心にして、その充足を図るための方法(サービス)と資源の調達・配分を主要な研究内容としてきた。このような研究は、当時のわが国の社会福祉研究には見られないものであり、さまざまな毀譽褒貶もあったが、今日では「福祉政策科学」あるいは「福祉経営」研究と名付けられ、関係学会等において一定の地位をもつようになった。

この研究ではイギリスのソーシャル・アドミニストレーション研究など海外の諸研究もさることながら、むしろわが国で実際に展開している国、地方公共団体の社会福祉施策の動向や実態を踏まえた研究、調査が行われてきた。この研究によって、例えば社会的ニード論や福祉供給システム論など今日では一般化されている概念枠組み等が提示されているが、他方では著しく時代的な制約をもつ概念や「理論」が含まれていたことは否定できない。

II

その故もって、当時はそれなりの説得力をもつてきた「理論」などに対して新たな批判や提言がみられるようになった。その例の一つに社会福祉における普遍化をめぐる議論がある。社会福祉における選別主義か普遍主義かの論議は、社会福祉サービスの利用に当たって、貧困あるいは低所得という経済要件によって、利用者の選別を行ってきた「救貧的」社会福祉から、社会的ニードをもつものは、貧富に関わりなく誰でもが必要な社会福祉サービスを利用できる普遍主義的な社会福祉への転換を意味していた。その主張は、貧困あるいは低所得対策に収斂または連動してきたわが国の社会福祉のなかで「貧困」のステigmaからの脱却を目指すという意味では、それなりの妥当性をもつものであった。しかし、社会的ニードへの対応を基本的な機能とする社会

福祉サービスでは、サービス利用の前提に何らかの形での個別的なニードの選別が行われている関係で、普遍主義への転換といつてもそれは留保条件付きなものであった。

このために選別的普遍主義という捉え方や普遍主義的インフラのもとでの積極的差別の必要を指摘する主張などがあった。それに加えてわが国ではホームヘルプ・サービス利用の普遍化と併せて導入された応能負担制度の導入と関連して、普遍主義化の論議はサービス利用だけでみるべきでなく、費用負担面での応能、応益負担との関係で捉える必要があるとする批判が登場している。また最近では介護保険の創設と関連して、介護サービスを福祉サービスの一種として捉え、その財源調達を社会保険によるか、それとも公費によるかということを含めて普遍主義の問題を考えるべきとする主張なども現れてきている。そして論議はさらに社会保障体制そのものについて普遍主義か選別主義かという議論や、普遍主義的福祉国家に対するアフォーダブルな福祉国家 (Affordable Welfare State) 等に関連して福祉国家の揺らぎ(変容)問題にまで拡散している。

この他、利用者による必要を重視する社会的ニードはニードなのか、「需要」なのか、それと関連して準市場(擬似市場)の有効性の問題、サービスの提供(delivery)と資源・財源の配分(allocation)や割り当て(rationing)の方法など新らしい課題が数多く提起されてきている。それらはまさに社会福祉政策研究の転換を促すものとなってきている。

三浦文夫

(みうら・ふみお 東京都社会福祉総合学院長)

座 談 会

社会福祉政策研究の現在

平岡公一（司会）・小林良二・坂田周一・駒村康平・秋元美世

第1部 企画の趣旨

平岡 それでは「社会福祉政策研究の現在」というテーマでの座談会を始めさせていただきます。まず、この企画をたてるに至った経緯と企画の趣旨について私から説明をさせていただきます。

そもそもきっかけは、『季刊社会保障研究』の37巻4号の学界展望「年金研究の現在」という企画にありました。この企画は、年金に関わる経済学及び法学の研究の動向や課題などが適切に整理されていて、たいへん有益だったという評価があり、私もそう考えております。そこで、私も編集委員の1人ですので、今度は、社会福祉政策の分野についても同様な企画をたててはどうかと考えたわけです。

社会福祉学に関しては、最近特に社会福祉系の学部、学科、大学院等が次々と新設され、研究教育体制も充実してまいりましたし、その一方で、社会学、社会福祉学だけではなくて、経済学、法学部などの様々な分野で社会福祉に関わる研究が進められているという状況があります。しかしながら、違った分野の研究者の間では相互に交流が乏しくて、各分野の社会福祉関係の研究の動向とか、その成果というものの全体像を把握するといふのはなかなか難しい状況にあるように思えます。

このような点からみて、年金に統いて社会福祉政策に関してもこのような企画を実施するということは意味のあることではないかと考えるに至りました。そこで、このような企画を提案させていただき、研究所のご了解も得られましたので、こ

の座談会を実施するに至った次第です。

この企画のねらいを改めて整理してみると、次の3点にあると私は考えております。

まず第一のねらいは、社会福祉政策に関わる各学問分野の研究の動向を紹介し、その成果や課題を確認するということにあると考えております。そのことを通じて、異なった分野の研究者の間での研究の成果や課題についての共通の認識が生まれてくることを期待しております。

第二に、そのように最近の重要な研究成果を紹介することを通して、若手の社会福祉学の研究者であれ、他分野の研究者であれ、これから社会福祉政策の研究に取り組もうとする方々に、最初に読むべき基本的な文献を紹介することができればと思っております。

それから第三に、こうした各分野の研究成果の検討を通して、今回、特に中心的にとりあげる近年の社会福祉制度改革について、それをとらえる多様な分析視角を示すことができればと思っております。

具体的には次のような手順でこの座談会を進めることにいたしました。まず第一に政策理論と政策分析、第二に福祉サービスの実施体制、第三に行財政論・計画論、第四に経済学的アプローチ、第五に法学的アプローチ、以上の五つの分野を設定しました。

政策理論・政策分析というのは、政策選択の原理に関わる問題、あるいは現実の政策についての

実証的な分析というものを扱う分野と考えております。

この第一の分野は、二番目、三番目の分野とも若干重なりますが、ここで政策選択の原理の問題を扱うかどうかという点で、一応、区別できると考えております。イギリスなどでソーシャル・アドミニストレーションと区別してソーシャル・ポリシーという学問領域を設定する場合には、そこでは政策選択の基礎にある価値の問題を扱うということが言われておりますが、その意味では、この分野は、そのような価値に関わる問題も扱うということになります。

これに対して、第二の分野の福祉サービスの実施体制論というのは、実際のサービス供給システムの中でいかに有効に効果的・効率的にサービスを実施していくかという課題に応えようとする研究分野と考えております。

第三の行財政・計画論は、実体的な制度に関わる面が強い分野と考えておりますし、そういう点では、第一義的には行政学や財政学がこの分野を扱ってきたといえますが、その一方で、計画策定であるとか、それに関わる住民参加という点では、社会学、社会福祉学からの貢献も多いのではないかと考えております。これらの三つの分野は学際的な研究分野であって、たまたまこの分野を担当する3名の参加者は社会学、社会福祉学の研究者ということになりますが、他の学問分野からの貢献も多いということが言えるかと思います。

一方、経済学、法学の分野では、それぞれの学問の枠組みの中で社会福祉の問題に様々な角度からアプローチする研究が積み重ねられていると思いますので、そこで、四番目、五番目の分野としては経済学的なアプローチに基づく研究、法学的なアプローチに基づく研究というものを取り上げることにしております。

以上の五つの分野のうち、第一の政策理論と政

策分析は、企画した者の責任上、私が担当いたしましたが、他の四つの分野は、それぞれの分野の研究をリードしてこられた第一線の研究者の方にお願いするということで、福祉サービスの実施体制については、社会福祉サービスの組織論ないしは供給体制論がご専門の小林良二さん、行財政論・計画論は、この分野の研究を一貫して続けてこられて『社会福祉政策論』という画期的なテキストを数年前刊行された坂田周一さん、経済学的アプローチについては、年金・医療・福祉・介護の各分野についての経済学的研究を幅広く進めておられる駒村康平さん、法学的アプローチに関しては、政策論的な観点を含めて研究を進めておられる秋元美世さんにお願いすることにいたしました。

実際の進め方としては、まずははじめに、それぞれの分野ごとに3本ないし5本ぐらいの論文を選んで、それぞれの担当者が、その内容について紹介し、コメントをしていただきます。それらの論文については、各参加者が事前に読んでいることになっていますので、次に、その論文の内容について討論をする、また、分野によって少し進め方は違いますが、その研究動向全体についての報告・コメントも合わせて行っていくという手順になっております。

その論文の選択にあたっては、必ずしもその分野で最も高く評価されている、あるいは完成度が高いものとは限らずに、むしろ一連の制度改革をどういう視点から分析評価するかというテーマに取り組んだものを中心にして、かつ、主に過去3年間に発表されたものであって、新しい研究動向を代表するものであるとか、重要な問題提起を含むものというものを中心に取り上げるという考え方に基づいて行っております。

それでは分野ごとのその報告と討論に移りたいと思います。

第2部 政策理論と政策分析

報告



平岡公一
(お茶の水女子大学教授)

まず政策理論と政策分析についての私の報告から始めさせていただければと思います。

1997年から2000年にかけて児童福祉法の改正、介護保険法の制定、社会福祉事業法等の改正（いわゆる社会福祉基礎構造改革）と一連の構造改革が行われました。そして、それによって社会福祉サービスの供給体制のあり方に大きな変化が生じたと言われております。そういう変化というのは坂田さんが『社会福祉政策』という著書の中で使われている言葉で言えば、「旧体制」から「新体制」への移行という側面がたしかにあったと思います。1950年前後に形成された戦後日本の社会福祉の制度的枠組みというものが、ここで再編成されたということはたしかでしょう。

したがって、このような体制の変化をどう見るか、そしてその結果をどう評価するか、そしてさらにそれを望ましい方向に変化させていくためにはどうしたらよいのかということを検討することは、社会福祉政策研究の最も重要な課題と考えられますし、実際、多くの研究者がこの課題に取り組んできました。そして、特に、望ましい改革のあり方やその課題、もしくは問題点については様々な角度から検討が行われて、多くの論文が発表されていると思います。

しかし、一つ気がかりなことは、いわゆる「旧体制」から「新体制」への移行というもの意義を積極的に評価する場合に、時には「旧体制」、いわばアンシャン・レジームというものが、暗黒

の時代であったかのような言い方がされる。あるいは「旧体制」とは断絶した「新体制」に移行するということで、そこに社会福祉の明るい未来が開かれるというようなイメージで、制度改革が語られることがあるという点については、疑問を感じるところもあるわけです。

この問題については、次のような点についての研究の積み重ねがさらに必要であって、それに基づいて論議が深められる必要があると考えております。

一つは改革以前のいわば「旧体制」、戦後の社会福祉の実施体制というものがどのようにして成立し、そして経済社会の変動とともにどのように変化してきたのか、あるいは変化しなかったのか。またどのような点でその「旧体制」が、社会福祉の発展を阻害する要因になったのか。あるいはそろはならなかったのかという点を明らかにすることです。

それから二番目に、いわゆる「旧体制」と「新体制」の間には決定的な断絶があるのか、それとも相当な連続性が認められるのかといった点が考えられます。

続いて第三に、福祉国家体制の再編という点から見た場合に、この一連の制度改革はどのような意義を持つものなのかという点があります。

そして第四に、この「新体制」におけるサービス供給体制を分析するために有効な枠組みはどういうものなのか。また、その供給体制の機能を評価する基準はどのようなものであるべきなのかという点があげられます。

この報告では、主に1999年以降に発表された論文の中から、これらの課題に正面から取り組んだ論文、もしくはこれらの課題に取り組む場合に重要な示唆を与えてくれる論文として、3本の論文を取り上げることにいたしました。

北場 勉 (2000) 「社会福祉の運営形態——社会福祉法人制度の成立とその今日的意義」

最初の北場論文ですが、この論文は、昭和20年代における社会福祉法人制度の成立の背景と経過を、歴史的な資料の綿密な検討に基づいて分析するとともに、なぜこの制度が多様な民間福祉事業の発展を阻害することになったのかという点から、その後の社会福祉事業の展開を分析して、さらに今後の社会福祉法人の果たすべき役割について考察しているものです。

特に注目すべき点としては、社会福祉法人制度が成立した背景に、憲法89条の規定を回避して、民間社会福祉事業への公的援助を再開しようとする狙いがあったという、従来の通説を明確に否定している点です。この論文によれば、当時、憲法89条の「公の支配」という条件を満たすためには、社会福祉法人でなくとも、公益法人であれば十分だと考えられていたということです。実際、昭和25年の新生活保護法においては、「公の支配」の条件を満たして民間の社会福祉事業に対する公的助成の道を開くために、民間の保護施設の設置主体を公益法人に限定するという規定が設けられたという経緯があったということです。

この論文によれば、社会福祉法人制度が設けられた背景には、むしろ一つには、当時、公益法人立の社会事業における不祥事が続発して、社会的な批判を浴びたという事態に対応して、規制を強化して社会福祉事業の社会的信用を回復するという狙いがあったということです。社会福祉法人制度が設けられたもう一つの理由は、シャープ勧告に基づく1950年の税制改革によって、公益法人の収益事業に対して課税が行われるようになった中で、社会福祉事業を実施する法人に優遇措置を講じたいという狙いがあったということです。

このように社会福祉法人制度がつくられた背景に、不祥事を防止するための規制強化と、税制上の優遇措置という狙いがあったということとは、今日の社会福祉法人をめぐる議論でもふまえておくべき事柄ではないかと思います。

また、この論文では、多様なサービス供給主体の参入を認める必要性も強調しているわけですが、

今後の社会福祉法人の役割に関して、NPOが社会福祉法人になる、あるいは企業が社会福祉法人を設立する途を広げる、そして社会福祉法人制度を積極的に活用することを提唱しているという点も注目される点かと思います。

この研究から浮かび上がってくることは、一言で「措置制度」と言われてきた社会福祉の「旧体制」が、実は、行政処分としての措置そのものばかりでなく、措置委託の仕組み、社会福祉法人制度、そして施設の認可制度、さらには施設整備補助金といった要素から構成されていて、これは一見すると不可分一体に結びついているように思われますが、それぞれの要素は、論理的には独立した事柄であり、ある時代の状況の中でこうした要素がたまたま結びついたという面が強いということです。そのような体制がどのように成立してきたのかと、そしてどのように機能したのかということをきちんと分析することが必要だろうと思います。そして、このようなかつての措置制度を構成していた要素の全てを否定して、それを解消することが最も徹底した改革だとは、とうてい言い切れないだろうと私は考えます。

星野信也 (2000) 「福祉国家の中流階層化再論」

次に取り上げる星野論文ですが、この論文の中心的なテーマは1980年代以降の一連の日本の社会保障・社会福祉の改革によって、「福祉国家の中流階層化」というものがさらに進展しつつあるのであって、それはむしろ社会的不公正を拡大するものであるということです。そして、著者の基本的な主張は、それに代わって、「選別的普遍主義」といわれる「普遍主義に選別主義を組み込む」方向での改革を進め、所得再分配機能をより一層強化し、低所得層にできるだけ手厚く、かつ資源制約を考慮して効率性を重視したシステムをつくっていくべきだということかと思います。

この論文は、実は、その他にも多くの論点が含まれているので、簡単に要約するのが難しい面があり、著者の意図に沿うような紹介ができるかどうかわかりませんが、私としてはこの星野さんの論文が、三つの点において、日本で他の研究者が

い今まで行ってこなかった非常にオリジナルな問題提起をしているという点に注目したいと考えております。

一つは、90年代の社会福祉のいわばキーワードであったところの「普遍主義」に対する厳しい評価ということがあります。理論面でも政策の評価という面でも、この普遍主義を非常に否定的に評価していて、「幻想的な普遍主義」であると厳しく批判しているのが特徴的です。

もう一つは、その「幻想的普遍主義」を克服する方向として、その幻想の部分を現実化するという方向、すなわち、北欧の社会民主主義的福祉国家レジームに見られるように、ジェンダー平等政策や雇用政策、家族政策などを結合させる、そして普遍主義的な社会サービスの基盤をつくっていくという方向を目指すのではなくて、むしろ、イギリス型福祉国家の歴史の中で理想とされてきたような、自由主義の原則を維持しつつ、かなり手厚いミニマムを保障するという方向を追求する、そういう意味において、普遍主義の実現を目指す政策からの方向転換を提唱しているという点が重要な問題提起だと思います。

こういった方向を徹底的に追求している論者というのは、日本では他にはいないのではないかと思うわけです。星野さんが示している福祉国家の将来ビジョンは、おそらく北欧モデルとも違うわけですし、市場原理主義的な福祉国家解体論とも異なる、また高い水準の社会保険を維持していくといった政策構想ともまた異なる、もう一つの福祉国家の政策構想だろうと言っていいかと思います。こういう政策構想が示されたことは、もはや今日、保守とか革新とか、あるいは自由主義とか社会民主主義といった一次元的な対立軸の中で福祉国家の将来を論じることができなくなってきたということの象徴的な現れのようにも思えるわけです。

それから第三に、星野さんの論文では、社会福祉の一連の制度改革について、多くの論者のように、それを肯定的に評価するにせよ、否定的に評価するにせよ、事実認識として、その改革がサービス供給体制を抜本的に変えたというように見る

のではなくて、「供給者援助方式」という旧体制の仕組みが維持されていて、そういう意味では新しい体制に変わったとは言えないという見方をとっているのが特徴的だと思います。

私は、実はこの3点のいずれについても異論があるわけですが、こういう問題提起の仕方は、今まで日本の社会福祉政策研究の中ではなかったものだと思いますし、こういう問題提起を受けて論争が起きてしかるべきではないかと思っております。

佐橋克彦 (2002) 「わが国の介護サービスにおける準市場の形成とその特異性」

続いて三番目の佐橋論文ですが、この論文はイギリスのルグランド等の準市場理論の枠組みをわが国の介護保険の制度設計に適用して分析をして、効率性、応答性、選択性、公平性といった観点から介護保険の機能の評価を試みたものです。

ルグランド等の準市場の理論については、駒村さんがいち早く紹介をされていて、また介護保険制度や基礎構造改革の構想について、この理論の枠組みにそって分析されていますし、私も介護保険制度についてこの枠組みを適用しようとしたことがあります。しかし、この論文は今年(2002年)になってから発表されたもので、介護保険制度の制度設計がかなり明らかになっていって、さらに実施状況についてのある程度の情報が得られる段階になって、そのような情報を活用しながら、介護保険制度の分析にこの枠組みを適用している。その点にこの論文の特徴があると思います。

この論文では、まずイギリスの保健福祉サービスの制度的枠組みを前提にしたルグランドの準市場理論を著者なりの視点で整理をして、その上でイギリスの制度的枠組みとの違いに着目しながら、日本の介護保険の制度的枠組みにどのような点において準市場としての性格があるのかというのを分析しています。それに基づいて、さらに、介護保険において準市場が有効に機能するための条件がどの程度まで備わっているのかを分析しているわけです。

そこでは、ルグランド等があげている五つの条

件、すなわち「市場構造」「情報」「取引費用と不確実性」「動機づけ」「クリームスキミング（の防止）」という五つの条件に照らして、介護保険の制度的枠組みはどのように機能するのか、そしてその機能にどのような限界があるのかということをかなりきめ細かく検討しています。最後にそうした準市場の機能の限界が効率性、あるいは応答性、選択性、公平性という点でどのような問題を引き起こすのかを分析しています。

この論文については、問題点をあげれば、サービスの種類による供給制約とか規制のあり方の違いが十分考慮されてないことがあるとか、経験的データを用いた分析が行われているわけではないという問題もあります。しかしながら、最初にあげた四つの課題のうちの第四の課題、すなわち「新体制」におけるサービス供給体制をトータルとして分析するための枠組みづくりということにかなり果敢に挑んだ論文として評価できるのではないかと考えます。

社会福祉政策研究の歴史を振りかえってみると、70年代から80年代にかけて三浦文夫を中心とし、小林良二・高橋紘士・坂田周一といった社会保障研究所に関わっていた研究者の方々が加わって、計画論的なアプローチ、あるいは供給体制論的なアプローチの分析の枠組みづくりというものが進んだわけで、それがいまでは学界でも定着していると考えられるわけですが、21世紀に入った段階で、福祉サービスの市場化という新たな状況に直面して、市場分析の枠組みづくりを試みた論文が社会福祉学会の学会誌に発表されたということは、そういう研究の歴史の中では一つの重要な意味があるのでないかとも思います。

他の研究

以上、3点の論文を紹介して若干のコメントを行ってきたわけですが、この3本の論文を取り上げたのは、はじめにあげた四つの課題にそって選択した結果ですが、この他にも、当然重要な研究の主題は多くて、また優れた研究も多いということを付け加えておきたいと思います。

たとえば研究の主題という点でいえば、坂田さ

んが提起されているエンタイトルメント化の問題、特に障害者福祉の利用制度化というのが実質的に受給権の保障になるのかどうかといった点などももっと論じられる必要があるのではないかと思っております。

優れた研究という点では、三浦文夫さんほかが編集された『戦後社会福祉の総括と21世紀への展望』の第III巻（三浦ほか、2002）では、社会福祉政策研究をこれまでリードしてこられたベテラン・中堅の研究者の方々が様々な観点から戦後社会福祉の総括と改革の課題について論じており、たいへん充実した内容の論文集になっています。

また、藤村さんの著書（藤村、1999）は、論文集ですが、社会政策論や行政学の成果を活用しながら、社会学的な分析枠組みを用いて社会福祉の形成や実施のメカニズムを分析していく、さらには、特に80年代から90年代の福祉改革とは何だったのかということについての一つの答を示しています。これは、明らかに今までなかったタイプの福祉社会学的な研究だといえるかと思います。

また、若手の研究者では吉原さん（吉原、1999a；1999b）が、基礎構造改革について、いろいろな資料を活用しながら実証的な制度・政策分析を行っていますし、また森川さん（2001）は、利用者主体という原則を徹底したものであるところの「消費者主導モデル」をジェンダーの視点を入れつつ分析するという新しい発想の研究に取り組んでおられます。また、菊地さんの生活保護の不正受給問題の研究（菊地、2002）は、政策実施過程の分析としての新しい方法の可能性を示したものだといえます。

また、論文ではなくてテキストということになりますが、武川さんの『福祉社会』（2001）は、イギリス的な社会政策論のテキストのスタイルを取り入れて、はじめて日本で刊行されたテキストといえますし、社会政策論的な分析視角と、行政財政制度の解説・分析というものを結合させた坂田さんの『社会福祉政策』というテキストも近年刊行されています。どちらも、日本では、当分の間、類書が出ないのでないかと考えられるオリジナリティにあふれるテキストであるという点に注目

しておきたいと思います。以上で終わらせていただきます。

討 論

小林 「新体制」と「旧体制」という立て方をいくつかにブレークダウンして報告してくださったので、興味深い報告でした。「旧体制」と「新体制」の連続説と断絶説というような視角を設定してみると、たしかにそういう視点が設定できると思うんですが、北場さんの論文のように、公的なサービス提供の体制を前提として、ある部門が提供するサービスがどのぐらい公正であったり、あるいは効果的・効率的であったかという、そういう立て方をしたように思うんですね。

ところがいまお話を伺っていると、特に最後の佐橋さんの論文みたいに経済学の視点から、福祉の分析をするようになってきたということで、だいぶ視点が違ってきている。ですからこの連続と断絶という意味でいえば、研究方法としての連続と断絶という問題もあるという印象をもちました。

やや概観的なことを申しますが、北場さんの論文のように、社会福祉法人というところに視点を据えて、断絶と連続を考えた場合、社会福祉法人という枠組みを残すべきかどうかという議論と、その前提となっている体制というのはどうなるのかという議論とがあるように思うのですが、その点はどうなのでしょうか。

それから星野先生の論文ですが、ここでの断絶と連続を判定する基準は、最終的には供給者援助方式、つまり事業者補助方式というところに求めているということですが、最近の改革をそのように評価してしまってよいのかという論点があるように思います。

それからこの中産層、中流階層化といっているのは、これはある意味では普遍主義とほぼ同じ意味だと私は思うのですが、社会の中心になっている階層をきちんとカバーしていくということと、選別主義をどのように活用してゆくかということは、詳細な検討が必要だと思います。

坂田 社会福祉法人の問題についての北場氏の議論は、慈善団体に公金を出してはいけないとい

う、憲法89条の制約を回避するためではなくて、不祥事が起こりやすいから特別な規制を加えた法人が設置された。したがって逆に言えば不祥事がなければ社会福祉法人以外でも第一種社会福祉事業をやってよいと言いたいのか、あるいは社会福祉法人の認可基準を緩めて、もっとたくさん法人をつくって、第一種社会福祉事業を経営できるようにすべきだ、という二つの論点に分かれるでしょう。

北場氏の主張はおそらく後者の意見だと思いますが、社会福祉法人になるための障壁と、普通の公益法人とはだいぶ違いますよね。そうしたならなぜわざわざ社会福祉法人にならなきゃならないのかとか、NPO法人がもっと福祉に進出していく方が、断絶と継続という面では新しい体制にふさわしいと言えるのではないですか。

もう一つの星野さんの論文ですが、低所得・貧困世帯層から中所得層に広げていくのが普遍主義の流れだったのだから、現象面から見れば受給層が中流階層化しますよね。ただ、星野先生が言っているのは、垂直的再分配が上から下へじゃなくて下から上に行ってるんじゃないかという議論だと思うんですよ。貧しきものから中ぐらいいの階層の方に金が逆に流れているんじゃないか。だからもっと上から下への再分配を高めなきゃあいけないという言い方をしていると思います。

選別の普遍主義というのは昔の臨調のように本当に必要な人のところに福祉サービスを限定すべきだというお話なのか、あるいは、かつてティトマスが普遍主義のインフラに支えられる選択的サービスの問題を提起したのと同じものなのか。おそらく後者だと思いますが、それが受給者選別について所得の要素を強めるべきだと言うと臨調的になるのでそうではなく、財源調達が課題になるでしょう。

福祉サービス支援の補助金を利用者本人に渡さないで事業者に渡すのは、これまでの措置費の支払い方とちっとも変わらないから、事業者の競争意識、あるいはサービスの質を向上させる意欲につながらないとか、あるいは事業者が経費を無駄遣いすることの是正にはつながらないという主張

だと思います。とするとその対案は利用者にお金を渡して、そのお金を持って利用してもらうことになる。渡したお金はどこへ行っちゃうかわからないから、リインバースメント方式になりますよね。一旦払ったものを後で払い戻す。そうすると一旦払う時の一時金がないと受けられないので、その逆の機能というのがあまり論じられてないような気がいたします。もう一つの対案はバウチャーであり、支援費制度の実質はこれではないでしょうか。

最後の市場については、「新体制」と言っているが、どういう視点から分析していくらいいのか、それがはっきりわかってない。措置制度から利用者中心にかわったとか、役所と福祉法人が絡んでつくられた公的な枠組みが多元化して開放されたとか、これまでの見方に追加する視点が出ていているのはよいことですね。新体制が現実に十分事実として展開されているというわけでもないので、実証的な検討はむつかしいでしょうが、今後が期待されると思いました。

駒村 経済学の方では社会福祉法人というのがほとんど分析対象として扱われていないわけでして、ここで言及された論文というのは措置制度においての根拠が実は違いますよというような話になっているわけなんですが、経済学のところでこの社会福祉法人をどう考えるかというのは、あまり十分な研究はないんですが、逆に言うとより社会福祉法人の会計あるいはその供給内容まで入ったような研究というのはあるのかな。

たとえば私どものお話をしますと、これは経済学的には全くないわけとして、学際的な他のところであるのかなと思います。そのお話を聞いて、先生が切り口を出して、ここはたしかにプロバイダーのところの問題ですから経済学も大変関係しますが、社会福祉法人に関するより詳細な研究というのはどうなっているのかというところを思います。

それから星野先生はちょっとコメントしづらいところなので、佐橋さんの論文の方ですが、私の方でもまたこれに触れようと思っているんですが、準市場というのが経済学の中では福祉サービス産

業を純粋市場として見ていくんだ、さらにそれに對して規制を緩和していくんだ、規制がない方がいいんですねという議論になっているんですね。それと、いやそうじゃなくて社会福祉基礎構造改革というのは準市場という新しいモデルを作っているんですというところにはやはりちょっとギャップがあるんですね。

だから準市場とか社会福祉基礎構造改革そのものを評価するという研究はなかなかないのが現状だと思いますので、そういう意味では、佐橋さんという方が方法論的にどこに立脚しているのか、経済学なのか、それともこれだけだと正直僕はわからなかった部分もあるんですが、面白いなと思っているんですが、では介護に限定せずに人社会サービスというんでしょうか、横断的にこのシステムをどう読んでいくかというところには、たしかに先生がおっしゃるようにまだもう一步いける余地はあるのかなあと思いました。

秋元 全体を通してのお話ということになるかとは思うんですが、平岡先生からの「旧体制」と「新体制」、「断絶」と「連続」の話ですか、それをどう評価したらいいのか。一般的には「新体制」の方がいいということなんでしょうけど、ただ、ご存じのようにいわゆる戦後福祉国家の中での福祉コンセンサスというものがなくなつて、そのあとどうするか、実は決着がついてない話だろうと思うんですね。昔ですと素朴にこれがいいんだということが言えたわけですが、本当にこれがいいんだということに関して、評価軸として何かしっかりしたものがあるかというと、まあそもそもそういうものがあり得るのかどうかから本当は議論しなくちゃあいけないのかもしれないですが、ないような気がしています。そういう意味で先程の星野先生の論文が取り上げられた時、何かわかりづらいところがあるというのも、一つにはその辺の問題というのが絡んでいるところがあるんじゃないかなという気がしています。社会福祉政策理論研究としてその辺の事柄が現在どうなっているのかなということを少し教えていただけたとありがたいなと思います。

平岡 いま先生方からずいぶん重要な大きな問

題についての問題提起がなされまして、私がここでそれを簡単に総括したり、あるいは著者に代わって答えたりするということはできないわけですが、あの討論との関係でいくつかの点だけ最後に付け加えておきたいと思います。

一つは連続説と断絶説の問題ですが、星野先生は供給者援助方式が変わっていないという認識なのですが、一方で、介護保険はむしろバウチャー制度に非常に近いものであるという説を唱えられている方もいるわけで、そこには事実認識について大きな隔たり、介護保険という制度の機能をどう分析するかという点での大きな相違があると思います。

同様な問題として、機関補助から個人補助に変えないと利用者の選択とか競争原理は働かないんだという論者が多いわけですが、私は、はたして本当にそうなのかどうか疑問に思うわけです。供給者援助の仕組みの中での非常に特殊なタイプが措置委託制度であったのであり、供給者援助方式イコール措置委託制度ではない。その他のタイプの供給者援助方式もあり得るのではないか、より競争的な供給者援助方式もあり得るのではないか、と思うのです。それはイギリスがここ10年ぐらい追求してきた方向だろうと思います。多様な制

度設計のあり方をもう少しきちんとふまえた上で、どういう選択肢が最も望ましいのか議論することが必要ではないかと思ってこのようないくつかの点だけ最後を行った次第です。

それから普遍主義と福祉国家の中流階層化論ですが、たしかに低所得層に最も手厚く給付を行い、一定の所得のミニマム保障以外については基本的に個人の自助努力に任せるべきだという立場からいって、中流階層化というのは非常に問題が多いと考えられますが、多くの先進福祉国家でもやはり福祉国家の中流階層化というのはかなり進んでいるわけです。最近の比較福祉国家研究のなかで明らかになったように、北欧的な福祉国家は、中流階層を福祉国家の支持基盤に取り込むことによって、はじめて可能になったという面もあるわけです。

星野さんは基本的に北欧型のモデルというのは全く考慮していないようで、イギリス的な福祉国家のより新しい姿、さらに新しく再編されていく方向性というものを常に視野において議論されているように思われます。

それでは次に福祉サービスの実施体制に関する研究ということで、小林先生からご報告をお願いします。

第3部 福祉サービスの実施体制

報 告



小林良二
(東京都立大学教授)

平岡さんの報告では、社会福祉の政策的枠組みにおける「措置から契約へ」の移行の意味はなにか、あるいは「旧体制」と「新体制」の関連はどうなっているかという課題が提起されたのですが、

私の報告では、福祉サービスの実施体制について考えてみると、措置と契約とは必ずしも相反する概念ではなく、むしろ、補完的関係にあるということをいくつかの論文から検討してみようと思います。

そこでこの課題の検討の仕方ですが、第1に、社会福祉サービスの提供主体となる部門(セクター)を、政府部門、営利部門、非営利部門、インフォーマル部門に分類し、改革にともなって、どの部門に重点を置くかというような議論のしかたがあります。もちろん、論者によっては、部門の分類方法が異なり、より詳しい分類方法を用いる場合もありますが、基本的にはこういう四つの部門を前提とした議論になっていると思います。そ

の上で、それぞれの部門がどのような役割を果たすことになるかということとともに、全体としての部門間の構成というような視点から、供給体制論を組み立てることもできます。例えば、社会民主主義的な視点から、四つの部門相互の役割や関係を論じる場合もあるし、また、新自由主義の立場から、民間の営利部門を中心とした新しい体制を論じることもできるでしょう。なお、部門ごとの役割を論じる場合に、サービス供給体制の視点から論じるのとは別に、財源構成の視点から議論する方法があり、この二つの視点の差にも注目する必要があります。

第二に、いまのような議論は、主に英米系の理論枠組みが前提になっていますので、日本の場合、部門の構成の意味を検討しなおす必要がありますし、また、部門をより具体的にして、国や自治体、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、住民参加型団体、地域団体、ボランティア団体、家族等に分けて、議論する場合もあります。特に、介護保険の導入や、社会福祉基礎構造改革にともなって、それぞれの立場から、さまざまな論点が提出されています²⁾。

第三に、以上のことと国際比較の観点から論じる研究が最近盛んに行われるようになりました。この場合、それぞれの部門の意義や、部門間の役割分担について、具体的な指標を用いて比較検討するとともに、平岡さんが提起された比較福祉国家論のような視点、つまり、その国のシステム全体の基礎となっている構造についての議論にも目を配る必要があります。

さて、本題に戻って、今回のテーマである「措置から契約へ」ということをどのように解釈するかということですが、この表現は、どちらかというと「断絶説」ですね。社会福祉基礎構造改革の主なテーマは個人の主体的選択に基づくサービスの利用、あるいは、サービス利用者の「自立支援」であり、そのためには、措置制度から契約制度への転換が必要だということになります。従来の社会福祉サービスは、がんじがらめの規制に基づいて実施されており、非効率的で資源の拡大も十分ではなかった。サービスの量の拡大と質の向

上のためには、規制緩和による営利部門の参入が望ましく、またそれぞれの部門のサービス提供団体は、同一の条件のもとで競争できるような体制にすべきである、というのが基本的な展開であると思います。

こうした立場から発言はいろいろありますが、例えば、福田素生(1998)「福祉サービス供給システムとしての措置(委託)制度の考察」、八代尚宏(2000)「公的介護保険と社会福祉事業改革の課題」、などの論文はその代表的なものでしょう³⁾。もちろん注意しなくてはいけないのは、これらの論著が、「措置」的なものが全然ないでいいと言っているのではなく、セイフティネットが必要だという点では一致しているのですが、基本的にはこういう方向で改革を進めるべきだということになります。

これに対して、連続説の観点に立つ論者からは、このような規制緩和=民間参入による社会福祉サービスの拡充という路線に対して、契約の仕組みを十分に機能させるためにも、契約そのものあり方についても論議が必要であり、また、社会福祉の役割の再検討が必要であるという主張も見られます。そこでこの報告では、介護保険のような契約をベースとするサービスに対して、措置のような福祉の仕組みがどのような意味で必要かということを焦点に据えてみたいと思います。

最初の論文は、家族、すなわち、インフォーマルケアにおける論議で、ここでは、藤崎宏子(2000)「家族と福祉政策」⁴⁾を取り上げてみました。藤崎さんはこれまで、家族社会学と福祉政策のインターフェイスのところを議論してこられた方で、この問題を扱うのに適しているのではないかと思います。

この論文の簡単な要約ですが、福祉政策の単位を家族単位とするか個人単位とするか、ということについては、年金制度の改革を含めてさまざまな議論がありますが、この論文では、政策の単位を家族とするか個人とするかということとともに、「自己決定」がどの程度保障されるのかという議論が必要であるとされます。藤崎論文によりますと、従来の福祉サービスにおいては自己決定権が

十分保障されてこなかった。その理由としては、従来の社会福祉が、生活問題や福祉ニーズを個人単位ではなくて家族単位でとらえる傾向が強かつたからだとしています。保育や高齢者介護について、家族要件が重要な位置を与えられ、そのためニーズが十分捉えられなかつた、そこでやはり個人単位で対応する仕組みが必要だということになります。

個人単位の重要性を指摘するという意味では、契約を前提とする「新体制」が強調されることになりますが、論文の後半では、それだけではすまない面もあるという議論になります。例えば、育児もそうですし、障害者、高齢者のケアもそうですが、家族の中には、「ケアをする人」と「ケアを受ける人」があり、ケアを受ける側の権利、あるいは、自己決定権をできるだけ保障する必要があるということはよいとしても、他方で、ケアをする人についても一定の権利を保障する必要があります。そうなると、同じ家族システムの中で両者の権利の衝突・矛盾という問題がどうしても出てくるため、単純な自己決定の論理だけでは解決できない問題を持っているとされます。

藤崎論文では、この点をつぎのように整理します。すなわち、家族といつても個人と家族との間に葛藤が見られる家族もあれば、家族内で調和が見られる家族もあるから、家族を一律に論じることはできない。したがって政策単位としての家族における個人か家族かという議論と、実践レベルにおける家族の扱いは切り離すべきだということです。制度が扱う個人と家族に対して、実際のサービス制度の利用あるいは適用のプロセスにおける個人と家族との関係は異なるし、実践レベルの対応にはそれ固有の論理がある。最近では、そのためにケアマネージメントのような制度と実践が登場しているわけですが、ケアマネージメントを、制度と実践の両面から整理しなおすというのは重要な作業ですね。

二番目の論点ですが、「自律的個人モデル」には「自己責任」が前提になるという点です。自己責任を果たせない場合には、いろいろな権利擁護あるいはアドボカシーの仕組みが用意されればよ

いという議論があります。しかし、家族の観点から見ると、これとは別に、自己決定は自分の意思に基づく決定であっても、それは他者への配慮を含む自己決定にもなりうること、また、自己決定が最善のものであるかどうかわからないことがあります。さらに、子どもについては、そもそも育てる側の自己決定と育てられる側の自己決定のどちらが尊重されるべきであるかは不明確である、などの理由で、単純な個人をベースとする政策だけでは不十分であるとされます。

三番目に、藤崎論文では「政策単位の個人化」が主張されているわけですが、その場合個人を中心にする政策には、国家による管理主義的な体質が入り込んでくる可能性がある。しかしそのようなことがあったとしても、藤崎さんは政策の個人化が必要であると言い、家族生活の共同性の衰退には家族や地域の枠に必ずしも制約されないネットワークが必要だという整理になっています。

報告者の解釈では、藤崎論文によれば、従来の措置に基づく社会福祉においては、家族が重要な役割を与えられてきたが、これを個人化の方向で契約をベースとするものに組み替える必要があるということになりますが、その場合でも、家族というフレームワークはどのように扱われるのか、どのように再編されるかという点についての整理が必要だということになります。

換言すると、「措置から契約へ」という流れは、インフォーマルケア部門においてはそれほど簡単なことではなく、法律学的枠組み、経済学的枠組み、あるいは、生活の単位としての家族という社会学的枠組みなど、さまざまな視点から検討する必要があるということになるでしょう。

二番目の論文として、今村雅夫(2001)「社会福祉基礎構造改革の下での福祉事務所・市町村の役割を問う」⁵⁾を取り上げみようと思います。この論文は、「措置から契約へ」という変化が、自治体部門でどのような問題を引き起こしているかということを論じたもので、その意味では、福祉サービス利用の契約化に対する公的部門の現場からの反応ということになります。

介護保険の施行と社会福祉基礎構造改革とともに

なう自治体の課題については、大森彌先生をはじめとする地方分権の推進と地方自治の確立という立場からの議論がありますし⁶⁾、自治体の社会福祉の現場からも、自治体改革の論点として、直接サービスからの撤退と条件整備役割への転換、これと関連する総合相談機能、関係調整機能、計画機能、財政機能の強化と、苦情対応・サービス評価への取り組みなどがこれからの中の課題であるというような指摘があります。

ところでこの論文の著者は、自治体の福祉部門に勤めておられる方のようですが、この論文では、基礎構造改革後の市町村は何をしなければいけないかという論点を具体的に提起していますので、とりあげてみるとことにしました。

この論文では介護保険の導入が比較的スムーズにいったという見解に対して、自治体の現場では、保険料の徴収、介護報酬の限度額、ケアマネージャーの介護報酬等々、いろいろな問題があるとしたうえで、行政職員の立場からすると、市町村が相談援助活動の領域から撤退せざるを得なくなっているため、「痴呆傾向のある単身の高齢者や地域近隣との交流を拒む接近困難ケース」への対応が困難になっているという指摘をしています。

これは自治体の福祉関係職員からよく聞くことです、住民が介護などの相談に自治体の窓口を訪れた場合、担当者は、これは介護保険だからあなたは介護保険課に行ってください、あるいはケアマネージャーと相談してくださいということになります、その途端に生活全般の相談ができなくなってしまう。いままでは行政が福祉ということで総合的に相談に乗っていたので、その意味では、いろいろな問題に対処できたのですが、介護保険実施の結果、自治体の対応が総合的でなくなり、いろいろな問題が生じるようになった。特に、先に見たような痴呆傾向のある単身高齢者などは、そもそも保険の申請を申し出でこないので、これに対してどのような対応をしたらよいのだろうか、というわけです。

ところで、法律ではどうなっているかというと、老人福祉法第11条には、「やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所

することが著しく困難であると認めるときは、そのものを当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させる」という規定がありますが、この場合の「やむを得ない場合」とは、通知によると、次の二つだとされています。第一は、本人が家族などの虐待または無視を受けている場合、であり、第二は、痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族がない場合である、というようになっています。しかし、今村論文によると、「やむを得ない」ということをこのように限定してしまうと、こうした人々に十分な対応ができなくなってしまうということになるので、自治体としてはもっと積極的にリーチアウトできるような仕組みを作る必要があるという主張になっています。

これと関連して、いくつかの自治体の取組みが紹介されていますが、市場化に伴う経済的弱者への取組みですとか、サービスの囲い込みの禁止ですか、市場の誘導・調整などを行っている自治体がある、などと書かれています。いずれにしても、現在の自治体の役割は「あっせん・調整」であり、基盤整備が基本的な役割だとされているのですが、それだけでは済まない部分がかなりあるので、そこをもう一度振り返って、実践的な側面から検討すべきだというのが、著者の主張です。

確かに、介護保険の導入によって、これまでの措置の仕組みよりも柔軟なサービスの利用ができるようになっているようですが、他方で、2002年8月の「指定老人福祉施設の入所に関する指針について」で、特別養護老人ホームのサービス資源が不足している状況では、要介護度と家族の介護力の程度から見て、必要度の高い要介護高齢者に対して施設ごとに優先的な入所基準を設定する必要があるとされたように、単純な契約の仕組みだけでは、保険の仕組みが十分機能しないことがあります。このために、サービスの決定にさいしての何らかの公的な資源配分の基準が導入されたわけで、こうした観点も含めて、措置、あるいは公的責任と契約によるサービス利用との関係を再検討する必要があると思われます。

三つめの文献は、池田省三(2000)「サブシデ

ィアリティ原則と介護保険」⁷⁾で、これは『季刊社会保障研究』第36巻2号に載ったものです。この論文を取り上げたのは、先程あげた第三の視点である国際比較からみて、サブシディアリティ、補完原則という視点がなかなか面白いのではないかと考えたからです。

この論文では社会保障・社会福祉の部門を、自助=個人、互助=家族・近隣、共助=自治組織、公助=行政の四つに分け、それぞれの四つの部門の関係をどのように考えるかという問題提起になっており、その全体を補完原理によって説明しようとしています。

この補完性原理という考え方とは、ヨーロッパでも大陸のフランスやドイツの社会組織の考え方で、カソリックの組織原理にもなっているとのことですが、この原理によって、介護保険の仕組みが説明されます。それによると、「介護保険の給付水準は要介護高齢者のニーズを全て満たすものではない」というところから出発します。なぜかというと、在宅サービスの保険給付は施設サービスに要する費用を上限としており、それを上回る援助については、本人の自助、家族の互助が期待されている。もしまだ市町村が政策判断で個人のおかれた環境を勘案し、必要な要介護高齢者に対する公費でサービスを追加するとすればそれも結構である。これは社会保険に対する社会福祉の補完であるということになります。

こういう補完の階層性ということを前提として制度を説明するという方式は、今までの社会福祉制度においても見られたものです。類似の説明としては、一般制度に対する社会福祉サービスの補完性とか、一般の所得保障制度に対する生活保護のような制度の補完性ですとか、あるいは岡村重夫先生のように、制度的一般性に対する社会福祉の個別的援助など、いろいろな方式があります。しかし、社会全体の部門を前提として、援助の階層性を説明するというのは、なかなか興味深いのではないかと思います。

介護保険のサービスは普遍主義を前提につくられているといわれますが、この論文によると、共助の仕組みによる普遍的な介護サービスの仕組み

がつくられたとしても、それが十分に機能するためには、本人や家族による自助・互助、あるいは、公助の福祉による補完がやはり必要であるということになるわけです。

のことから、先程の連続説と断絶説を考えると、介護保険の導入は、これまでの仕組みからの断絶などではなく、介護保険という契約によるサービス利用の仕組みをビルトインするとともに、その仕組みを支える仕組みも必要である、こういう議論になっていると思います。

以上、インフォーマルケア、自治体の現場部門の対応、社会保障の全体の構成という三つの論文に見られるように、「措置から契約へ」という流れは、措置というよりも公的対応が必要ないということではなく、契約を前提とするサービス利用においても、その基盤となる何らかの公的な介入が必要であり、それがないと、契約によるサービスそのものが十分機能しない、ということだと思います。

また、社会福祉サービス部門間の関係あるいはタイプを議論するのはなかなか面白い議論だと思いますし、こういう議論をエスピノン・アンデルセンのレジーム論ですか、あるいはイギリスのノーマン・ジョンソンの多元主議論などと比較してみたら、興味深いのではないかと思います。

討 論

平岡 ありがとうございました。ではいかがでしょうか。

坂田 たとえば介護というテーマをめぐって、社会のいろいろなセクターがどういう原則で組み合わせをとってやっていくべきかというお話だと思います。最初の家族の問題ですと、原理原則は世帯単位であって、例外として個人になるとか、あるいはその逆と主張されるような、どっちかにこだわる議論なのか、あるいは社会変化の中で家族がユニットとしてではなく単なる人間関係の一つになったという家族変化の中で考えるものではないかと思いました。

生活保護ですと世帯単位の原則があり、例外として世帯分離をしているというように、例外が個

人になる。年金ですと世帯単位から個人単位に移りつつある。社会福祉の場合はどうなんだろうか。家族そのものが単位になるファミリーセラピーみたいなのがありますよね。だから原理原則ではないんじゃないかなと思いました。サブシディアリティは、昔ティトマスがのべた「福祉の社会的分業」の考え方方に近いですね。政府もやれば税金でもやれば、会社もやっておるという、そういうのをみんなまとめて所得保障のシステムができている。日本の社会保障の構造改革でも、制度の区別で考えないで、目的に応じていろいろなものを組み合わせようという考え方になってきていると思います。

国立社会保障・人口問題研究所で、この間セミナーをやられた純社会支出の考え方とも近い。OECDが提案したネット・ソーシャル・エクスペンデンシャーの計算が日本について行われ、それが発表されている。政府も出しているし、企業も出しているし、税金の減税もやっているし、それを全部足し算して要するに社会的な支出はどれぐらいになっているかというものです。自助、互助、共助、公助を総合的に捉えようという一つの流れを反映しているものではないかと思いました。

ただ、年金に対して税金を入れているんだから、共助なのか公助なのかわからんというように明確に分けられない部分がありますが、方向性としては正しいと思いますね。

平岡 私からは、2点申し上げたいと思います。一つは措置の問題と、家族単位か個人単位かという問題には、関わりがあるという気がしています。たとえば介護保険においては、利用者が事業者と契約を結ぶということになっていますが、利用者本人に判断能力がある場合がどのくらいあるかということが問題だと思います。家族が本人に代わって契約を結べばよいという前提で議論をされている場合が多いのですが、はたしてそれでいいのかどうかという問題がある。その時に、もし個人に十分な判断能力がない場合は、サービスの利用は措置で行うという制度を作るのも一つの政策選択肢だったんじゃないかなと思います。

それから地方自治の問題についてですが、地方分権化が進む中で、介護保険制度の実施が、住民自治を推進していく一つの重要なステップにするという考え方があります。たしかに、介護保険は、受益と負担の関係が非常に明確なシステムであるから、住民自治の一つの学習の場として最適だということはたしかにあると思います。

しかし、介護保険の仕組みがはたして地方分権的な制度なのか、中央集権的な制度なのかということは大いに考えなければいけないと思います。介護保険の制度に即して、それが地方自治にとつてどういう意味を持つのかということを検討すべきだと感じました。

駒村 この藤崎さんの家族についての論文ですが、こここのところで二つあって、意思決定の単位というのが経済学の場合は、たぶん核家族、これがブラックボックスになっていて、あたかも1人の人間が効用をするように決められている。しかしその中を見るとその中の利害関係までは考えていない。あるいは子どもなり能力がない人の代わりに能力がある人が意思決定をしても、それは家族の効用を最大化している結果なんだ、だから代理性みたいなものは完全に考えてはいないわけですね。

そういう新古典派経済学の家族モデルの立場から見て、この藤崎さんの使った経済学のアプローチがどうもマルクス経済学のアプローチです。たとえば扶養といつても、家事とかタダではない。扶養されているというわけじゃなくて、家事労働と市場労働を交換しているという関係であって、どっちも不可欠なものであって、たまたま賃金が高い人が外で働いて、低い人が家で働いて、それは男女どちらでもいいんだよというような経済学のもつていている核家族観であるわけですね。

したがって社会保障とか社会福祉の単位が、核家族よりもさらに細かく分けていくというのがなかなか分かりづらい部分がある。家族という概念が、拡大家族みたいな話の議論であるならば、たとえば生活保護の場合に親族まで関係するとかそういう問題になりますが、核家族単位でものを見していくという場合、またはその介護を巡る問題を

見ていくという場合、夫婦とその幼い子どもからなっているような単位で考えている家族なのか、どういう家族なのか。それから個人単位というのも、男女の問題なのか、それとも親子の問題なのか、親子といつても子どもと親なのか、成人した子どもと老人の親の問題なのか、どういう単位で見ていくのかというのは、ちょっとわかりづらかった部分であります。

秋元 平岡さんの話にも関わってくるかと思うんですが、たとえば契約する時の判断能力の問題について、法律学だと判断能力があるかないか、いずれにしてもはっきりさせることになります。契約するためにはそういう法的能力がないと契約できないということで、はっきりさせるためのある種の割り切りの論理があるわけですね。

ただ、小林先生が報告の中でおっしゃったように、制度で解決できない部分で実践でやらなければならぬというのは福祉の場合あるわけですし、それは大切にしなければいけないのではないか。それは本当にそうだと思うんですよね。法律学としてはその辺のことはどう関わっていくのかというのは、実は現場の弁護士さんなどはもう実務的・経験的に実際そういう方向でやっているのだろうと思うのですが、理論化されてないんですね。そういうものをいかに理論化するかというのは、ある意味で福祉の分野の法律学の大きな課題ではないかと思う。そういう意味で言うと自己決定も同じなんですね。福祉の特性を踏まえた議論が求められる。

たとえば、社会福祉の分野だと、資源がないと

自己決定できないということもあるわけですし、そういう資源があるなしということを法的にどう評価するのか。それは請求権の問題にも絡んでくると思うんですが、とかく自己決定権というと自由権的な制約されない権利ということになるわけだけれど、自己決定権の実態を考えてみると、そういう社会権的な請求権的なものと実は絡んでくる問題が多分にあって、いろいろ難しいというか、今後考えていかなくてはならないことがあるなと思いました。

小林 特にまとめる必要はないと思いますが、駒村さんが言われた議論はたしかにそうですね。やっぱり法律のアプローチや経済のアプローチではこの辺までわかる、しかし、福祉の現場に入ってその実態に即してみると、やっぱり別のアプローチが必要でしょうね。

権利擁護（アドボカシー）についても、制度面と実践面を含むいろいろな議論が必要だと思うし、また、ジェンダーという視点を組み込むことも必要だろう。そのような議論をする際に、藤崎さんが言うように、家族は、それらの論点が鋭く絡み合う場であり、家族の実態に即して、それらの議論を整理していくというのは、これから大きな課題だと思います。契約をベースとする普遍的な制度の議論だけではやっぱりすまない部分があるだろうということだと思います。

平岡 どうもありがとうございました。では続いて行財政・計画論の分野で坂田先生からご報告をお願いします。

第4部 行財政論・計画論

報告



坂田周一
(立教大学教授)

私の担当は福祉の行財政、それから計画というカテゴリーです。最近の作品を検索してみると、『季刊社会保障研究』にも社会福祉学会の機関誌にもこのカテゴリーに属する論文は出ておりません。『都市問題研究』や『都市問題』など自治体政策に関する雑誌に、取り上げてみようと思うものがいくつか出てきました。あとは大学の紀要も見てみました。

流れとして、社会福祉の行政については以前から地方分権化が主張されてきたわけです。そして実際に80年代半ばには機関委任事務から団体事務に変わり、2000年には地方分権一括法により分権改革が行われたわけですので、それがどのように活かされているかを検討した論文を探してみようと思いました。

まずは学者が外から見て論評したものではなく、実際に自治体で職員として仕事をしている人の論考を紹介します。会田恒司(2002)「分権化と福祉政策過程」は、東京都武蔵野市の事例を素材として、介護保険制度の導入にあたって、この制度をどのように組み立て政策を作ったか、そのプロセスとそれ以前の措置制度の時代に「武蔵野市障害者総合センター」を作ったときの政策形成のプロセスを比較した作品です。

介護保険が入ってきて、保険料はそれぞれ提供するサービスによって各自治体が決めればよいという面では地方自治だという言い方がされますが、実際は、様々な事柄について自治体が決めること

のできる幅が非常に狭いと指摘されています。介護保険法ないしは法律施行令や規則や要綱によってがんじがらめになっていて、地方分権の初年度としては悪しき前例であったと総括しています。

その前の措置の時代はどうだったのかとなると、障害者総合センターの建設計画では、トップダウンといいますか、市長のイニシアチブのもと、福祉関係の専門学者などに委員会に入らせてもらつたけれども、それに住民が深く関わっていくことはなかった。だから措置の時代の方がよほど良かったという話ではないけれども、介護保険になったからといって、もともと全国一本の社会保険制度ですから自治といっても限界があると思いますが、分権化が十分には活かされていないという判断を出しています。

違う切り口から問題を見た作品に、佐々木寿美(2002)「高齢者福祉の政策選択に関する一考察」があります。これは分権化によって政策の形成や実施のプロセスの中で住民のニーズを的確に反映した政策形成が行われるべき時代を迎えたのであるが、実際はどうであろうかという話をしています。

議論のきっかけとして、ゴールドプランの地方自治体別の達成率を取り上げています。ホームヘルプサービスとかデイサービスとか、個々のサービスごとに目標達成率を見ていくと、全般的には都市部で高くて町村部で低い。全国ブロック別で見ると九州方面、あるいは近畿あたりでは高くて、その他のところはさほどでないという地域差が現れている。これは何が原因だろうかということを考えているわけです。

あとはお定まりの感じで、全国650余の市を分析単位にして、産業構造とか、財政力指数などの変数を投入した重回帰分析を行っています。結論としては、自治体住民のニーズを反映させるルートが明瞭でなかったのではないか、計画は役所が国の指針に基づいて作っただけで、本当の住民ニーズが反映されていなかつたのではないかと主張

しています。第二点としては、中央主導で作られた計画であるから、様々な地域要因が加味されていなかったのではないかという結論を出しています。

三つ目は、吉原雅昭(2001)「大阪府下都市自治体における老人保健福祉計画の実施状況に関する比較研究」を取り上げたいと思います。これは論文というより資料を提供している感じのものですが、計画は立てたけれどもお金が足りないから目標が達成できなかったというテーマを追い求めているものです。こういうのは非常にわかりやすい議論ですが、検討してみると、必ずしもそうとは限らないという資料を出しているところが面白いと思います。大阪府下の市町村で目標達成率は自治体によって様々ではあるけれども、目標水準が高くかつ進捗がよいところ、目標水準が高くて進捗が悪いところ、逆に目標水準はもともと低くてそれで達成したところ、目標も低く達成もしていないところというように四つの類型を設定して、その類型の中からそれぞれ1個ずつ都市をとりあげて検討しています。枚方市はもともと目標水準が高い。ホームヘルプサービスを、たとえば年間60回ということは週1回以上になりますが、そのような目標を100%近く達成している。

重要なことは、そういうところの財政を見るとインクリメンタリズムを脱却している、という論点を述べている点です。計画期間の5年間程度、ホームヘルプ事業の決算額の変化を追っていますが、80年代はどの年度も対前年増加率が10%以下であったのに対して90年代になると20%~40%の伸びが継続して5年以上続いている。もう1点は、予算超過になる年と不足する年、要するに余った年と足りない年が交互に現れている。だから昨年やってみたけど足りなかったから、今年度はもっとたくさんつけた。そしたら、金が余ってしまったという試行錯誤が行われている様子が、財政統計に表れている。すでに高水準になっているところの上昇余力は限られているから、伸ばすのは難しかったと思いますが、計画が予算編成のあり方を変えたという、計画本来の機能を果たした例を提供しているところが資料として意義

があると思います。

財政についていうと、1980年代の半ばにはご承知のように国からの補助金、たとえば老人ホームの措置費の補助金など国庫支出金がもう出せませんということで、8割から5割に削られるということがありました。それをさらに縮めることは難しい。国には依然としてお金がないのですが、税金を上げることもできかねる状態です。国としては国債費を削ることはできないので、地方交付税を削るということが残された方策として提案されています。そこで交付税についての議論がこのところいろいろと出ています。

たとえば事業規模100億円の補助事業をやるのに、国から半分来るから自治体の自己資金は50億でよいというのが補助金だと思われがちです。しかし、ここで大事なのは50億出して初めて100億の事業ができるという順序関係です。財政力の低いところはいかに補助金制度があっても自己負担が出せないと事業そのものが実施できないわけです。そうするとその50億分は交付税で貢う他はない。交付税でくれるから100億やりましょうということになると思うのです。そこにきて交付税を減らすということになると、そもそもやるべき事業ができなくなるだろうという議論をしているのが、古川卓萬(2002)「地方交付税制度の現状と改革課題」です。

もう一つの林宜嗣(2002)「地方財政自立への道」は、段階補正といって、人口が1,000人未満の市町村とか、あるいは2,000人とか、そういう小さいところは規模の経済が働かないで、交付税の段階補正として標準経費の数倍づけています。だから人口の小さいところの基準財政需要額は住民1人頭で見ると非常に高いですね。そのような再分配のやり方を続けていると、1銭も出さなくとも仕事がやっている自治体が現れる。しかも基準財政需要額が、林(2002)の言い方によると、ナショナルミニマム、全国的に標準的に備えられていなければならぬ事業を超えており、と言っています。だから負担感なしにナショナルミニマム以上の事業を行ってしまう、誤ったインセンティブを与えているので削るべきだと言っています。

基本的には交付税を減らさざるを得ないという点では両者の考えは一致していますが、その方法について違った意見が出ている。林(2002)はちょっと配り過ぎだと言い、古川(2002)は、交付税の中に投資的な経費を入れるからよくない、これでは膨らんでしまうのでそれを外すべきだという議論になっています。

さきほどのインクリメンタリズムの話に関連しますが、国からの補助金は住民1人当たりの金額でみるとかなりの地域格差があります。ところが、私が分析した結果では、補助金に地方税や交付税を乗せた民生費全体は、補助金の地方間の格差よりも縮まっていることがわかります。ということは、一般財源の投入によって地域格差が是正されていることになります。特定補助金の仕組みでは、50億出せないところは100億の仕事はできないことになり自治体の経済力が事業規模にそのまま反映するところを、それが実施できるように交付税を回しているから、全体としての格差が縮まることになっています。

ですから、あまり段階補正とかいう細かいことに目くじらをたてると、地域格差がますます大きくなるいっぽうで、つまらないアイデアというべきです。実際のところは、分権化によって自治体が主体性を発揮して、やりたいことをやるから格差が広がるというのではなくて、力そのものの差を反映するだけの工夫のないつまらない話になる。交付税改革でけちなことをやると事態は余計悪くなるという感想をもちます。

住民のニーズを汲み上げるチャンネルがないとか、交付税そのものが自治体のニーズを反映せずにジャブジャブになっているという話については、福祉の立場からは計画化の話題を出すべきだと思います。老人保健福祉計画は、たしかに達成率は地方によって違いがありますが、全体としては、私自身の分析で見ても、インクリメンタリズムを脱出している自治体があります。歳出総額との変化率の差を比べてみても老人福祉費の変化には相当大きな違いがでています。しかし、児童福祉はどうか、障害者福祉はどうかと言ひはじめると、老人福祉に食われている様子があります。ですか

ら、福祉全体としてはうまくいってない感じがするので、お互いに折り合いをつける形での全体計画を立てなければならない課題が地域福祉計画として検討されている状況があります。このことについて、現在、福祉関係者の方で方法論が議論されている段階であるという気がします。

『ソーシャルワーク研究』Vol.28(1)(2002)で特集が行われている他に、平野隆之(2002)「地域福祉計画をどう『編集』するか」が目につきました。この論文は題名がちょっと変わっていて、「地域福祉計画をどう編集するか」というものです。「編集」についてはあまり定義が明確でない言葉のように思いましたが、インパクトを与えるという点で意義があるという感じを受けました。一見バラバラに見えている事柄や現象がどこかで関係しあっていることに注目しよう、そしてそのネットワーク化と新しい文脈を作り上げよう、老人計画、保育所計画、障害者計画などのバラバラのものをつなげようという意味かもしれません。あるいは役所と住民、様々な人が参加をしてつなぎましょうという意味かもしれません。そのように全体のまとまりをつける方法論が議論をされている段階であるとみてよいのではないかと思われます。社会福祉の行財政・計画についてはそんな状況でございます。

討 論

平岡 はい、ありがとうございました。ではいかがでしょうか。

小林 いまのお話は計画手法が導入されると、当然、自治体ごとの差が出てくるのではないかという問題が出てくる。しかしそういう面があるけれども、それをそうさせない財政的な仕組み等があるという面もある。どちらに重点を置いたらいいですか。

坂田 そのところは論点がどこかで矛盾している感じがします。この二つの論文で取り上げられているのは老人福祉計画です。あれは國の方で指針が出て、計画はこうやって立てましょう、寝たきり老人をこうやって調査しましょうという指針にしたがって自治体が作った計画であり、國の

計算式を各地方にあてはめただけだから、分権化とは言い難い。この方々たちは、それで立てられた目標が、果たして正しい目標だったのかというのを問題にしているところに自治の観点を入れていると思うんです。

たとえば在宅福祉サービスと施設福祉サービスの目標達成率を比べてみると、施設の方は結構行っているけれど、在宅の方は達成率がダメだとか、そういう現実を見て、これは計画の立て方としてお仕着せでやったから、地方のニーズを反映していないんじゃないかという言い方をしている。

もう一つは、達成率が地方ごとにいろいろ違うのは、お仕着せでやった計画なので、たとえば面積が広くて人口密度の小さいところはホームヘルパーさんの移動距離が長いのに、トランプファー・コストを全然考慮に入れてないという例をあげて、計画の作り方の中に地域独特の要素を入れる工夫をするべきであったと言っている。だから達成率の違いは、自治体の財政力の違いもあるだろうけれど、計画そのものがよくなかったという論点も出しています。

小林 介護保険の場合には施設入所者が増える、ということはわかっているわけですね。そうするとある自治体で計画目標をたてる時に、在宅サービスを充実させてできるだけ介護施設の入所を低くするような方針をとった自治体と、そうじゃない自治体とで違ってくるのではないか。施設中心の自治体では、コストがまともに保険料に跳ね返ってくるような仕組みになっていますね。その辺のことは計画の問題としてどう扱うのだろうか。結局一般財源で補填するみたいな話になって来ざるを得ないですからね。

坂田 だけどそれはいずれ財政的に破綻しますよね。

小林 そうですね。主体性を評価する軸が、介護保険財政が破綻させないかどうかという問題になるかと思うんだけど、そういうところまではまだいってないわけですね。

坂田 介護保険財政の決算が出たばかりの頃でしょう。だからまだ分析はできないんじゃないかなと思います。さっきのサブシディアリティの論文

の中で、何千円かの保険料を出すだけで給付を受けられるという話があったけれど、コストを負担してくれるところがなくなってしまうことに気づいていない。

小林 やはり計画というのはそれぞれの地域の資源が前提になっていて、それがどのように補填されるかによって意味が大分違うというのは、重要な論点だと思います。

坂田 エンタイトルメント制度を福祉制度がやっていけるのかどうなのかという、根本問題に戻ってしまう気がします。

秋元 その辺は介護保険だと金額レベルで人為的に上限を設定して、もうそこから上はなしですよとやっているから、システムとしては理屈は合うかたちには一応なってますよね。

小林 障害の場合には多分サービスが十分ないから財政的には大丈夫だろうけれども、本当にエンタイトルメントにしたら、基本的には青天井ですよ。

坂田 だけど一応役所で限度額を設定するわけでしょう。

小林 基本的には、サービスの範囲と単価を決めてあとは自治体に任せるという仕組みになっているようですね。

坂田 あとは自己負担でやってくださいというシステムになるわけでしょうね。

小林 たぶんそうなんでしょうね。

坂田 補填分は一般財源から出るんだから、つけられなくなる度合いが強まっている。

小林 エンタイトルメントといつてもどのような枠を設けるかということですね。

平岡 ただ障害者福祉の場合は、いまでも車椅子の障害者の方へのサービスというのは、財源は複数のものを使っていますよね。だから多分、支援費制度だけではなくて、いろいろなものを組み合わせる中で、自治体が裁量で上乗せする部分とそれ以外の部分、エンタイトルメント部分と追加部分というのは両方併存する状態が残るのではないかでしょうか。

秋元 ただ裁量が入ると、エンタイトルメントじゃなくなる……。

坂田 支援費受給者証を交付する時に、どれだけ裁量が入るかということですね。基準づくりがいろいろもめている。

平岡 この論文の中には、経済学的からのアプローチという要素が入っているわけですが、いかがですか。

駒村 この福祉行政の分野においてあまりニューパブリックマネージメントの議論というのが出てなかった。先生の紹介されている、一番最初の会田さんの論文の何かにおいても、そういうアプローチとか、それから二番目のマネージメントの考え方というのは顧客主義とか、あとはマーケティング的な手法を使うとか、そういう技術的な部分と、それからガバナンスをどうするかという参加の議論と二段階あると思うんですが、その辺はどういう状況になっているのか。

もう一方、坂田先生の取り上げている研究は高齢者中心なんですが、たとえば保育所の整備計画についていろいろと聞くんですが、保育所入所数を今年5万人、2年後には15万人分増やしていく。そういう数値目標に関してどれだけ地方自治体がきちんと把握して科学的にやっているのかな、そういう研究というのは、高齢者の方はわりとしっかりと積み上げているような感じがする。

坂田 さきほど紹介した論文にはNPM(ニューパブリックマネージメント)の観点はありませ

ん。高寄省三さんの「分権化と財政改革」という論文があって、その中ではたとえば交付税などで市町村にファイナンスは十分になされていても、その市町村が下手なことをやって、借金を抱えることがある。だから経営能力が重要なんだと言っています。

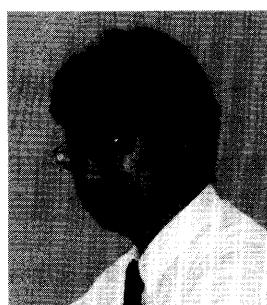
たとえば大阪府で非常に大きな財政危機があるけれども、これはディベロッパー事業ですいぶん失敗して、相当の赤字を出したそうです。だから、ただ金があればいいんじゃなくて、運営の仕方が大事だという話ですね。しかし、福祉においてはまだそういう業績はないようです。

ニーズ調査がどういうふうに正確に細かく行われているかということの他に、老人保健福祉計画の老人福祉法の第20条を見ると、市町村に供給力があるかないかとは関係なしに計画をたてなさいというように読めます。要するに計画はその地域でニーズを持つ人がどれぐらいいるかに基づいて立てようと書いてあるから、できるかできないかは直接法律上は関係ないんです。だから実際にはできない自治体が結構出でてきている。だからそういうところでどのようにマネージメントを活かすかという観点が出てきます。

平岡 では、次に経済学的アプローチによる研究ということで、駒村さんにお願いいたします。

第5部 経済学的アプローチ

報告



駒村康平
(東洋大学助教授)

まず経済学から福祉サービスというのを見た場合、社会福祉構造改革ということをターゲットに

した研究というのはなかなかない。福祉サービスを分析する場合、理論的なフレームワークを出して、効用最大化モデルとか利潤最大化モデルをとって、それで計量分析を行う。その結果、様々な規制がどういう問題をもたらしているか、個人や企業の選択にどのような影響を与えているか見ていく。

たとえば保育の場合など家計の家事生産モデルというのを想定して、その家事サービスを生産・提供する場合、それを市場で買った方がいいのか、時間を投入して自分で作った方がいいのかということを決めることになる。買った場合はその対価

を払う。自分で作った場合は機会費用というものが発生する。家事生産モデルというものを前提に効用最大化モデルを解いていく。

今回、文献にはあげなかったが、この手のアプローチの論文は介護や保育の分野で大変増えています。そこでは、価格や所得、また様々な規制によって需要がどういうふうに変化するかなどの分析が多い。一方、供給サイドはどうかといえば、福祉サービスの供給サイドに関して行っている分析というのは実はそれほどない。生産性とか、そういうものを直接測定したりしているものはありません。

次に、市場として社会福祉サービスをどういうふうに見ていくのか、それに対して補助金がどういう影響を与えていくのかという研究もある。ここで引用した八代尚宏（2000）「福祉の規制改革」が、規制緩和、特に社会的規制として行われてきたいままでの措置なり社会福祉サービスの様々な規制を緩和することによって、よりよく消費者の余剰が改善するという経済学的な一番典型的な研究である。

そこでは情報の非対称性や意思決定における様々な制約という点で、消費者主権には実際には制約があるものの、政府が福祉サービスの方に介入する根拠はない。様々な条件整備が必要だけれども、基本的にはない。福祉サービスが選別的な貧困政策の意味合いがなくなり、普遍的な生活を持つようになった今日では、そういう消費者能力の限界を根拠にする規制の根拠もない。公共主体の供給体制あるいは民間企業の参入制限とはこういった社会的規制は実質的には経済的な規制の機能しかもたない。これは児童でも介護でもそうであって、多分このロジックは全て医療にも通じている、消費者主権の確立をして民間の企業の参入を可能にして、なるべく市場メカニズムが機能するようにすべきであるというような結果になる。

佐々木實雄（1998）「準公共財と準市場：医療・教育提供の在り方」は、やや古いが、社会的規制に関する理論的考察として、福祉サービスを対象に、情報の非対称性を中心とした分析を行っている。

ただ、社会福祉構造改革の研究は少ない。社会保障研究所の所長だった宮澤健一氏が、インセンティブ構造を変えるという視点から、日本学士院紀要の論文で構造改革の評価をしています（宮沢健一（2001）「価値多元化と『合意形成』再考」）。そのアプローチは情報の不完全性であるとか、能力に一定の限界があるという点を中心をおいている。

各福祉サービスの需給に関する実証研究を紹介します。介護マーケットなどで供給がどうなっているかという分析に関しては、鈴木亘（2002）「非営利法人訪問介護者は有利か？」は、初めて営利と非営利の質と効率性を測定しようとした論文であり、個票データに基づいて計量分析を行い、営利と非営利の品質比較を行っている。これは第三者評価に使うようなスコアを数値化していく、営利法人と非営利法人のどちらのサービスの質が優れているのかというと、実は営利の方が優れている。しかし、質が悪いと思われており、営利は需要がない。

その理由というのは、情報の非対称性があって、非営利プレミアムが実はある。これは社会福祉法人の方は利潤最大化をしないから、いいサービスを提供するに違いないんだという消費者サイドの思い込みがあって、これがまたかもブランドになっている。実は非営利はそんなにいいサービスをしていない。これを「契約の失敗」という。政策提言としては、こういう品質に関する情報の非対称性の解消のために評価システムが必要であるという結論になっています。

やはり一番難しいのはどういう尺度を使ってサービスの質を判断していくのかというところがまだ残っている。だからある意味では測定が非常に難しい部分であるが、この鈴木さんのは、そういう意味では初めてこの分野にトライをした研究であろう。こういうふうな形で私はここに入れております。

それから市場に任せる分野に適切な規制を加えるとみる準市場、あるいは本来は公共分野であるが、そこに競争原理を導入した疑似市場というのはどういうふうに見ていくか。私の捉え方は、利

用者主権というものがある程度確立されている、そして供給は多様な供給者の参入が認められている、そして公共部門はあくまでもルールを設定する、それから財源を確保する役割を果たしていく。さらに供給と需要を調整する専門家がきちんといるという条件が満たされているものであると思います。

この部分も実は経済学では不十分ですが、どういうルール、どういう規制を行っていくのか、公共部門の役割はどういうものがあるのかという点は、この分野においては真正面から扱った論文はなくて、行政改革という部分からは、ニューパブリックマネジメントなんかがかなり乗り合っているようですが、正面から福祉の問題を扱っているというものは、ほとんど見られないと思います。

それからケアマネージャーですね。これから障害者福祉に支援費制度が入っていく。障害者福祉の場合では障害者マネージャー、介護の場合はケアマネージャー、それから福祉ではないですが、医療においても家庭医というものが入ってきて、需要と供給の調整をする主体が、この準市場原理、あるいは疑似市場の中には入るようになる。経済学者は、これに関してはあまり見ていないというのが現実であって、この辺が、はたして今までの方法論の中で、実質に役に立つような政策インプリケーションまでつながるのかなと疑問に思っているところであります。

こういう疑問に対してどこが基本的に問題があるのかなとつらつらと思うわけです。これは五番目の話になるわけですが、経済学の発想である需要という考え方と、今まで福祉の研究の機軸にあったニーズという考え方とはかなり乖離した部分があるのではないかということです。私は、社会福祉研究の中でニーズということに関してどういう研究蓄積があるか十分にわかりませんが、主観的なものと専門家が評価したニーズというのがある、しかし、そこでは、ニーズというのは、かなり措置との親和性が高い部分もあって、供給サイドの立場に立った見方だと考える。

一方、需要というのはあくまでも個人の主観的なものに対して、所得や価格という経済制約の中

から出てきた結果なものですから、このニーズと需要がそもそも合うはずがなくて、このニーズと需要の橋渡しというのが注目されていくべきではないかなと思っていたところ、『季刊家計経済研究』に2回にわたって掲載された山森亮(1998)「必要と福祉」という論文がある。それと似たような発想だと思うのですが、これは経済学ではないのですが、岩崎晋也(1998)「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」では、より社会福祉サービスの消費者として、というところまで踏み込んだ分析が行われて、そこではセンの議論を使って、客観的にその人がもっている能力と、それから投入される財・サービスの特性を客観的に評価して、一定の機能を達成するために必要なサービスの組み合わせを提出、それの中から利用者の方が選ぶという形で、どうも需要とニーズの調整、会話が始まっているような感じがしますので、この辺は将来可能性があるのではないかと思います。

経済学的には、そもそも公による現物給付というのは、これ自体が不効率であるという評価になっている。現金給付が一番効率よい、それは利用者が好きに選択できるんだから現金給付が必要なんだ、そういう中で介護保険なり保育なり、医療も含めて、なぜ現物で給付されるのかという根拠については、たとえば価値財なんだという扱いぐらいしかなかったわけです。

その価値財というのはどういうものかというと、公があなたの選択が間違っているからこれは必要だというものを割り当てる。価値財ぐらいしかニーズと需要の橋渡しというのができなくて、私もこれはずっと価値財しかないのかなと思っていたんですが、この山森さんたちのような発想というのはユニークかなと思っております。

今後の研究課題だろうと思うのですが、横断的に福祉サービスを見て、つまり障害者、保育、介護、まあ医療は含めるかどうかはやや微妙かもしませんが、そういう福祉サービスを横断的に見て、利用者補助、規制のあり方、苦情処理、第三者評価、権利擁護、広告規制のあり方なんかをそれぞれの代理人、つまり家族と消費者の情報の対

称性、それから適切な利用のあり方というところを見て議論をしているというのがまだない、つまり市場のルールというものに関して真正面から取り組んでないということで、これは、これから課題だろうと思っております。

討 論

平岡 ありがとうございました。いかがでしょうか。

坂田 市場で競争させる方が効率がよいという話は理論的には証明されている。しかし現実にはなかなかそうはいかない。いま出てきているお話は純粋な市場モデルを福祉にあてはめようとする観点が見られますね。そんなことを言ったって現実にはたとえば携帯電話を買う時だって、ドコモがいいかauがいいか、品質比較なんかしないでブランドに迷わされている。そういうのは現実にいっぱいあるんだから、そういう現実を見たような議論はないのですか。

駒村 そもそも民間のプロバイダーというのは福祉の中には少ない部分で、データもないということで議論されていないので、いまのところ完全情報を前提にした消費者の効用最大化モデルを解く、これは正しいんだということになっている。しかしそもそもいま先生がおっしゃったように情報の非対称性もあるし、品質のバラツキだって単純に比較できないし、さらに何らかのハンディキャップのある人が使うのが福祉サービスなんだというところに、そういう完全競争分析アプローチを導入しても何の意味があるんだというのはおっしゃる通りなんですよ。そういう論点から準市場という考え方方が注目される必要がある。

坂田 あともう一つ、そういういわば市場の活用という点と規制の緩和撤廃というのとは同じじゃないですよね。八代さんの、これはずいぶん長いペーパーだからいろんなことが述べてあるが、社会福祉法人の経理の中で、たとえば流用が禁止されているとか、そういうのは堅苦しい、やりにくいじゃないかとか、もっと普通の法人会計のようなやり方をしてもっと開放すべきだという、そういうものはいわゆる市場というのと同じなんで

すかね。

駒村 一つのプロバイダーに過ぎないんだ。一つのプロバイダーで税制上の優遇措置を与えていたり。また特別な参入規制を与えていたり。民間で十分できるのに、実は質の評価で十分なんだ、参入規制なんかは必要でないんだというのが経済学の発想ですね。

その一方で、社会福祉法人の様々な規制、たとえば退出規制まであるわけですね。退出しちゃったら財産を国に寄付をしなければならない。だから1回入ったら退出しないだろう。しかも入る場所は割に便利な場所ならば財産を寄付しなければならないから、便利な場所には作れない。だから子どもを駅に集めて駅から離れた保育所へ送迎バスを出すとか変な政策が必要になる。建物が来た方が早いんじゃないんですかとか、経済学の発想にはなるわけです。社会福祉法人という不透明な組織は存在してはいけないものだという見方になる。要するに評価さえできればいいんだ。

坂田 それでも補助金を出すということをしている根拠については、やっぱりさっきのメリット財、価値財というんですか、そういう観点ですよね。

駒村 必ず消費者のもとに安定供給をしなきゃあならないんだ。それに対して公共サイドが責任を持つんですよということでメリット財みたいな見方が生まれる。経済学の中では、それは自己責任ということになってくるわけで、要するに選択能力とかのハンディキャップがあるならば、それは消費者の選択を保障するルールをきちんとつくればいいのであって、供給者に対して特段の配慮をする必要はないんだということになる。

平岡 この八代さんの論文では、そういう建前だけれども、実際はかくかくしかじかの政治的な理由でこういうことが行われているということが書いてあります。それはともかくとして、社会福祉法人について、結局これを基本的に営利企業に限りなく近づけていくような方向性が示されているように思うわけですね。

実際にアメリカなどでも非営利団体が営利企業に転換するということが行われてきていて、確かに

に、それは考えられないことではないと思います。しかし、もう一方で、歴史的に見れば、やはり社会福祉法人の源泉というのは一つの慈善団体、社会事業団体で、NPO的なものであるわけです。そのNPO的な性格をより純化していくという方向もあり得るのではないかと思うわけです。そういう方向性というのは考えられないかどうかということがちょっと気になったところですね。

それからもう一つ、これも経済学的な議論のあげ足とりをするわけではないのですが、間接的・事後的な規制に切り換えるべきだという主張があるて、一般的にはたしかに説得力がある主張だと思うのですが、実態としてはそういう事後的規制が有効に機能しなくて、児童福祉施設での虐待事件とか民間保育施設での死亡事故とかが結構頻繁に起きているわけです。事後的な規制に切り替えるべきだというなら、そういう事後的な規制を有効に働くかせるシステムというものをあわせて考えていく必要があるのではないか。この辺はまさに学際的な研究の課題になるだろうと思うわけですが、そういうシステムを有効に働くかせるという明確な方向が示されないと、やっぱり説得力が十分でないということになるのではないかという想を持ちました。

秋元 一つ、駒村さんの分類でいうと、消費者主権が、ニーズと需要のところで出てきているんですが、この消費者主権というのと市場というのは経済学ではどういう説明になるんでしょうか。

駒村 消費者というのはまず基本的には安価で情報収集ができるんだ、たしかにいろいろな制約があるけれども、基本的にはある程度わかっていて、合理的な個人である。すでに自分の選択するものは自分が一番よく知っているんだという前提ですね。そういう前提が消費者主権ですね。自分の責任で自分のことがわかっている人がものを買う。その結果は自分で負いなさい。それで自由な競争が行われれば一番いいものを買ってくるでしょうということです。

秋元 法律学でも消費者法の分野で消費者主権という言葉はよく使うわけですが、むしろそういう時には合理的経済人に対置されるような概念と

して、つまり市場をコントロールすべきだという観点から、消費者主権というような理論をたてるわけですね。そういうことで言うと、八代さんの論文を読むと消費者主権だから市場化というような、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんのが、そういう議論があるよう見える。先程私が言ったみたいな、むしろ法律学の中では、消費者主権ということで、いかに市場をコントロールしていくかというようなことを論じているわけで、そのギャップがどう考えたらいいのか。

駒村 消費者主権になるためには偽りや誇大広告は存在してはいけない。どういうパフォーマンスかは情報が完全になっている状態で初めて達成される。情報の非対称性さえなければ消費者は最も自分に必要なものを選択できるというモデルです。しかし福祉サービスでは、保育や介護の側でも分かるように購入者と最終的な消費者が異なる場合が多い。

保育所を24時間なり48時間にして、親がいいからといって、子どもの厚生にとってはどうなんだとか、親の介護の場合、親の厚生にとってみればどうなんだとかいうことは多分議論されてきていない。一方、これまで社会福祉で議論されてきたニーズ論では、本当に利用者なり消費者は自分の欲するものを、情報さえ与えられれば完全に選択できるのか、情報の非対称性の問題なのかどうなのか、もっと何か本質的な部分もあるのではないか。

自分自身の選択や潜在能力がわからないというところについて、ニーズ論というのはそういうところまで入っていると思うんですよね。その橋渡しがセンのを応用した、岩崎氏や山森氏の論文の可能性があるのかなということで、最後のこのニーズと需要のところは学際的な部分の研究を期待して示しました。

小林 モデルがどのくらい有効であるかという話と、現実にそれがどの程度効果をもたらすかというのはちょっと違う問題だろうと思います。モデルによってもちろん分析できる部分もあるが、そうじゃない部分もあるということで、たとえばいまの情報の非対称性ですが、情報がわかったと

しても、では合理的選択をするかどうかというのはまた別の話ですね。

たとえば資源が十分なかつたら利用者は当然納得できないわけだし、先程の議論で言えば市場という場合、サービスを実際に提供するのは組織ですから、組織規模とかレベルによって全然意味が違ってくる。大企業をモデルに考えているのか、それともベンチャーみたいな企業を考えるかでずいぶん違うわけだし、具体的なサービスのレベルとか質を考えると、モデルで分析できる部分と、それが難しい部分がある。その辺がどうなるのかでしょうね。

先程の非営利プレミアムの話はすごく面白くて、これは私も読んだんですが、非営利プレミアムというのは何だろうと考えたのですが、いわば社会的信用みたいなもので、そこへ行けば悪いことはしないだろうみたいな期待と、逆に提供側の方も信用があるんだからやっぱり悪いことをしちゃあまずいという、ある種の社会的公正みたいな部分がやっぱりある。

福祉は特にそういうところがないと、やっぱり市場モデルだけでは足りない部分があるという感じがするので、この辺は準市場論での関連でも議論が必要だと思います。完全な規制緩和と情報の非対称性というロジックでよいのかということですね。

駒村 それは僕もあって、たとえば鈴木亘氏の論文は、いや実は営利の方が優れているんだとい

うことを言っているわけですが、一方、消費者にしてみればプレミアムというブランドを選ぶことによって、安心を購入しているんだ、信頼を購入しているんだという部分で、この組織はつぶれないで安定的に供給してくれるんだという、またそれはある意味では民間営利法人の行動がそれをもたらした部分もあるわけでしょう。要するに千何百ヵ所も一斉に入っていて、一斉に退出したということになれば、安全供給の信頼を失うことになる。やっぱりそこにおいては信頼財というものに対してまだ消費者が選択するという部分は、そのメリットも認めていいと思う。ただ、こういう研究も出てきているんで、逆に言うと社会福祉法人というのにターゲットをあてて、あるいはどの程度の費用でどういう生産性があって、費用構造はどうなっているのかというところがこれまで完全にブラックボックスになっていたわけですから、そこに対して税制上の優遇措置をもらったり、規制をしてもらって生きてきたわけですから、そこに対してその検証はできていないだろうなとは思う。

小林 こういう研究フレームが出てきたというのはいいことですね。今までの公費方式のような一方的な仕組みを前提としない分析は興味深いです。

平岡 それではよろしいでしょうか。続いて法学的なアプローチということで、秋元先生お願いします。

第6部 法学的アプローチ

報告



秋元美世
(東洋大学教授)

社会福祉政策研究について、法律学の側からどのような関わり方がなされているのか。そういう観点から、少しお話しさせていただきたいと思います。

この間の社会福祉の基礎構造改革、特にいわゆる措置から契約への転換ということに関して、法律学の研究にも大きな影響が出ております。つまり措置制度のもとでは基本的に行政(国)と国民との間の公法上の法律関係の問題として取り扱ってきたわけですが、それが契約化することで、例

えばそこに、サービス提供事業者と利用者の間の私法上の問題も絡んでくることになるわけです。さらにそれに加えて、行政と国民の間の関係についても、例えば介護保険制度が導入されるなどして、従来とはかなり異なった性格を帯びるようになってきているわけです。

こうしたなかで法律学としてもそれなりの対応を行ってきております。法律学が福祉の問題にどう関わるかということを考える時、大きく分けて法解釈学的な観点からの関わり方と、法社会学的な観点からの関わり方というのを、とりあえず考えることができます。たとえば法解釈学的には、そもそも「措置から契約へ」ということで、契約化した場合の具体的な法律関係をどう解釈するかということが、まずは問題となります。サービス利用者とサービス提供事業者との間で法的紛争が起きて、具体的に解決が求められた時は、法律学としては何らかの答えをとにかく用意しなくてはならないわけですね。また、最近は特に施設運営との関係で、リスクマネージメントということが議論されているのですが、そこでも法解釈学というのがそれなりに重要な役割を果たしております。

他方、法社会学的な観点もまた別の意味で求められていると思います。たとえば利用者と事業者との間の契約法上の問題を考える時、一般的な経済取引と異なる福祉の特性をどう考えるのかといった問題のように、そこでは契約法上の一般的な問題として考えるだけでは単純に処理し得ない事情というのも絡んでくるわけです。

この種の問題は、法解釈学の内在的な論理だけではおそらく解決のつかない問題だろうと思われます。つまり、契約というのも一つの法的なツールなわけですが、そういう契約という仕組みに福祉の特性が重なってきた時、どういう問題が法現象や法関係の中に現れてくるのかといったようなことについての、ある種の法社会学的な観点からの考察というのも当然必要になってくると思うのですね。こうした法社会学的な法現象・法関係についての考察を通じて、社会福祉政策の理念や原理に関わる指針となるようなものを、政策論とか

立法論とかということを意識しながら法規範というような形で析出していくということも、まあなかなか難しいことではあると思うのですが、法律学の役割として一応期待できるのではないか、と考えるわけです。

いま話してきたなかで、社会福祉政策研究とのつながりということをいって、やはり法社会学的な観点を含んだ研究アプローチの方が大きく関係してくるだろうと考えます。そこでここでは、そうした法社会学的な観点を大なり小なり含んでいる論文の中から、基礎構造改革における「契約」と「権利」ということをキーワードにして、いくつか論文を紹介したいと思います。

予め、権利あるいは契約というキーワードによって、どういうことを問題にしようとしているのか多少説明をしておきたいと思います。

まず、契約についてなんですが、財やサービスの取得に関する当事者関係を規律する手法として、「契約」というのは説明するまでもなく極めて大きな意味を持っているわけです。このことは福祉サービスの利用に関しても基本的には妥当することだと考えます。

ただ、本来的に自己責任と自己利益の追求を機軸とする契約関係を(少なくとも近代市民法の契約というのはそういうものだと考えられているわけですが)、社会福祉の分野にそのままストレートに適用することが適切ではないということも言えると思います。実際、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度のように、福祉の特性をふまえた仕組みが今回の改革の過程の中でも用意されております。

そういうことを前提にして福祉サービスの利用に関わる契約の意義と課題ということを考える場合に、契約における福祉の特性というの、「そもそも何だろう」というようなことをおさえておく必要があると思います。この点について、これまでの議論というのは、契約が前提とする対等な当事者関係をいかに福祉サービスの利用関係という場面で確保するかという関係で、基本的に論じられてきたように思います。

こうしたいわば消費者保護をベースとした問題

設定というのは、福祉サービスの利用に関しても、もちろん有効であるわけですが、問題はこうした問題設定からはずれてしまう部分が、他方で社会福祉には存在するということなのです。相手の気持ちとか信頼といった情緒的な部分も含めた個別的な関係を重視する福祉の論理を、「お互いの自己利益の追求」という契約が前提とする文脈の中で、どうすれば重ねあわせていくことができるのか。難しい問題にいきつくることになります。

次に「権利」についてです。福祉の権利についても、法律学のレベルでは、政策論的なことを絡めた新たな問題関心からの考察が見られるようになってきています。どちらかというとこれまでの権利論というのは、裁判でいかに争うかということをベースにして、議論が組み立てられたというところがありました。このことは、法律学の役割を考えるとある意味で当然のことであり、その重要性を否定するつもりはまったくありません。しかし、近年はそれにとどまらず、立法とか政策策定の指針というレベルでの権利というのも議論する必要があるのではないか、という問題関心も出てきました。

これまでその種の議論というのは、どちらかというと法解釈学としての法的考察の対象外とされてきたようなところがありました。ただ考えてみると、この間の動きというのは個別実定法規の解釈ということで対応できるレベルを超えるような、つまり極めてドラスチックな法制度改訂とか法制度改正を行ってきたわけですね。その中で解釈論としてどこまで対応できるかというとやはり限界があるわけで、そういう立法論的な、あるいは法政策論的な観点といったものが特に重要なになってきているというように思えるのです。

以上申し上げましたような「契約」と「権利」ということに絡めて、ここでいくつか論文を紹介したいと思います。まず、契約にかかる論文です。

額田洋一（2001）「福祉契約論序説」

①内容の紹介

福祉契約に対し一般の契約（消費者契約）以上

の規制を行うべき根拠があるのか、またあるとした場合の解釈による規制の可能性とその限界について考察を加えた論文である。福祉契約には、当事者間の交渉能力の差、情報力の差、消費者行動の非合理性などといった消費者契約に共通に見られる特徴以外に、①高い公共性（契約の対象となっているサービスは単なる私的財ではなく、憲法および福祉立法の定めに基づくサービスが対象となっている）、②契約関係の継続性（その結果、信頼関係が重要となったり、退出アプローチが困難となる）、③能力の差が一般の消費者契約に比べ格段に大きい、④利益追求という単純な資本の論理が貫徹しない分野である、などの重要な特性を見いだせる。したがって、一般の消費者契約以上の特別な配慮が必要であり、そうしたものを持った契約の法理として析出していくことが求められる。

こうした法理としては、例えば、「公正義務」（福祉契約によるサービス提供者は、その契約内容を公正なものとし、また契約締結過程においても公正に行動しなければならない義務を負う）、「透明化義務」（福祉サービスの提供者は、自己に関する情報、自己の提供するサービスの内容、契約条項並びに契約締結過程を明らかにし、透明化する義務がある）、「苦情解決義務」（福祉サービスの提供者の側において適切な苦情解決システムを備え、それを利用者に周知させる義務、並びに誠意をもって苦情解決に努める義務がある）などが考えられる。

また、消費者法の分野では、消費者の権利、市場秩序維持、消費者保護のための諸法令、取引道徳などが公序良俗の内容をなすとされているが、この考えを福祉契約にあてはめるならば、利用者としての障害者・高齢者の権利、各福祉法の目的・理念などに関する諸規定などが公序良俗の内容をなすものと考えられるという、興味深い指摘も行っている。

②論評

この額田論文の意義は、契約における法的紛争を処理する際、消費者保護の論理からの要請だけではなく、生存権理念が要請する特別な要請とい

うことについても、積極的に考慮していく必要があるということを明確にした点、そしてまたそうした立論をするにあたって、法解釈学的な論拠付けに加えて、福祉契約の特性をめぐるある種の法社会学的な視点からも論拠づけようとしている点にあると考える。とくに法理論的には、福祉契約の特性を法関係の解釈に反映させるにあたって、「社会関係（例えば、相手方からの信頼・依存を当該関係の本質的要素とする場合など）そのものが、契約の拘束力を生み出し、また様々な契約上の義務を生み出す」という「関係的契約概念」を用いて、理論的な整理をしようとしている点が注目される。

「契約」に関して注目される論文としては、この他に岩村論文（1999）がある。

岩村正彦（1999）「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点」

岩村論文では、主として消費者法で形成されてきた分析枠組みをベースにしながら、かつ社会福祉法などで導入された利用者保護のための仕組みの存在を想定しながら、利用者保護や利用者の権利保障が法解釈学的にどこまで可能なのかということが論じられている。具体的な仕組みや制度を前提にして議論が展開されており、実務的ないし実践的なレベルでの意味は大きい。しかしそればかりではなく、額田論文の場合のように消費者法というよりも福祉法としての契約法理を考える上でも重要な意味を持っていると考える。というのには、福祉契約も消費者契約の一種であることは確かであり、消費者法としての法理でどこまで対応が可能なのか（消費者法の射程）を確認しておくことは、福祉法としての契約法理の存在理由を見いだすためにも不可欠な作業だからである。

次に「権利」に関わる論文として、菊池論文（2000）を取り上げたい。

菊池馨実（2000）「生存権と介護サービス保障」

①内容の紹介

この論文のねらいとするのは、社会保障に対する「権利」的視点から、わが国介護サービス保障

をめぐる従来の法制度を分析・評価するとともに、介護保険制度をはじめとする今後の介護サービス保障法制のあり方につき一定の立法なしし政策策定指針を提示することである。内容的には、まず、従来の生存権論において「健康で文化的な最低限度の生活」保障を実現するための立法として位置づけられてきた生活保護法が、これまで必ずしも介護サービス（ここでは主として在宅サービスを念頭に置いている）保障の十全たる法的基盤となってこなかった点を明らかにする。つづいて、生活保護法にとどまらない福祉法制全体を勘案しても、生存権の観点からは、従来わが国の介護サービス保障法制が十分に整備されてきたとは評価しがたいことを論じている。その上で、生存権的観点から見た介護保険の試論的評価を行い、最後に、上記の対象設定からはずしておいた問題（同居家族が介護の担い手となっている場合における公的支援のあり方、まだなお質的にも量的にも十分には充足されていない施設介護のあり方）について触れている。

②論 評

「権利」の問題との関わりにおける菊池論文に意義としては次の点を挙げることができる。

まず、いわゆる「生存権」論との関連で、介護サービス保障の問題が論じられている点である。従来の生存権論は、主として所得保障の側面に焦点が当てられ、サービス保障との関連で議論されることはあまりなかった（朝日訴訟、堀木訴訟）。しかしながら、こうしたサービス保障が問題となる場面で、生存権論が有効に機能する余地はなお残っているのではないか、というのが菊池論文の問題意識である。またその際、生存権論において、裁判規範としての権利という視角にとどまらず、立法なしし政策策定指針というレベルでの権利の意義にも着目しながら論じている点も、意味のあることだと考える。これらの事柄は、従来の憲法学においては、裁判規範としての効力いかんの問題と直接には関わらないことから、法的考察の対象外に置かれることが多かった。しかし、社会保障法分野においては、頻繁に法改正が行われ、また専門技術的な官僚主導型政策形成の色合いが濃

いことから、個別実定法の解釈にとどまらない、法制度改正を領導する指針ないし理念の抽出・提示こそが要請されているといえる。法律学独自の「権利」的視角が、他の指針によって容易には覆されない有力な政策策定指針になりうるとの側面を積極的に評価し指摘している点も、菊池論文の意義としてあげることができよう。

補 足

あとは補足ということで、法学的な観点から見て、社会福祉政策研究において重要な論点だと思われるのですが、1999年以降という時期の限定、それから私の能力的な問題から適当な論文を見いだせないけれども、これから検討しなくては、あるいは検討する必要があるのではないかと思われる点をいくつかあげておきます。

一つは権利擁護といった場合の「権利」とはそもそもどういうものなのかという問題です。権利擁護そのものについては、法律学でも従来からかなり議論されているのですが、福祉の権利、あるいは生存権といつてもいいのですが、そういうこととの関連で、いわゆる権利擁護といった時の権利というのはどういう位置にあるのかというのは、これはあまり詳しく議論されたことはこれまでなかったかと思うのです。少なくとも権利擁護という権利というのは、請求権としての権利とはだいぶ違う。ただ、これまでの福祉の分野で権利といった場合は、とりあえず請求権のことを問題にするという枠組みでしたから、そうしたことを踏まえて権利擁護をどうとらえるかというのは、一つの宿題となっているのではないかと思うのです。

それから、いま請求権の話を出したわけですが、実は請求権というのは量とか(所得保障ということでいえば額)の問題になるわけですが、それと並んでシステムをどのように運営・運用するか、組織するかという問題も実は権利の問題として考える必要があるのではないかという問題もあります。現状では権利としては量とか額の問題が論点とされ、運営に関しては政策選択の問題であるとか、行政裁量の問題であるとか、行政の便宜主義の問題という形で取り上げられてきたわけです。

そして、量の問題が介護保険制度でそれなりに処理されるようになると、国家に対する請求権という意味での生存権の問題は、一見すると「終わった問題」に見えてきて、後はサービス利用者の消費者としての権利をいかに守るかということを考えればよいといった雰囲気になってくる。しかし権利や生存権の問題というのは、実はもっと広がりのあるもので、たとえば運用・運営の問題も生存権といった観点から議論することもありうるのではないかということなのです。

それから社会が市民社会として成熟してくると、「公的責任」のありようも変わってくるところがあるのではないかといったことも気になっています。今回の基礎構造改革の中で、市民社会内部での対応としての苦情処理、苦情解決とか、あるいは地域福祉権利擁護事業における生活支援など、新しい仕組みが公的な行政機構とは別のところで登場してきているわけですね。そういう状況の中で、行政が担う公的責任とは何なのかをあらためて考えてみる必要が出てきているような気もするのです。

討 論

平岡 どうもありがとうございました。それではいまのご報告についての質疑、討論に入りたいと思います。

小林 消費者保護という観点から、福祉サービス利用者を消費者として解釈してしまうと足りない部分があるということで、生存権という公的な保障を求める方向に行くわけですよね。公的責任の方に行くわけだから、ある意味では全く違うものが一緒になっているという、印象があるのですが。

実態的には、たとえば高齢者や障害者のサービスは、どう考えても人権の問題があるわけで、それへの対応は必要です。全体の方向は基礎構造改革で明らかに消費者保護的な方向に行き、それで解釈できる範囲はそれでやることにして、足りない部分は生存権の方から公的責任の追求という方向に行く。このあたりの関係はどうなっていますか。

たとえば特養に入る権利を認める場合、最低保障と絡めて4人部屋、8人部屋は生存権のレベルを満たしているかという裁判がありましたね。そういうレベルで立てる議論と、最初の方のできるだけ自由な選択に委ねるということとの関連はどうなりますか。

秋元 権利擁護における権利と、生存権とどう関連するかという話にもつながってくると思います。生存権ということで何を想定するかということから本当は議論しなくてはいけないんでしょうね。少なくとも先生がおっしゃったように、従来の生存権論では論じられていない問題についても(権利や責任の問題として)取り上げられるようになってきているのだろうと思います。

坂田 そうするとたとえば介護保険法がなぜあるのか、そういうレベルでは介護というものは国が保障すべきものだという話なんでしょうね。だけど国が保障しなくともそこそこにやっている人はいるじゃないかということになると、そういう最低限度の生活というのをどう解釈するかという問題になる。床屋に行くことも保障するとか、そういう保障のレベルをどうやって選ぶんだろうか。憲法25条だけではなくて、13条とか14条を合わせて考えるべきだということをよく言うでしょう。それは、どうも最低生活でないところをいま保障しているから、そういうことを言うのかなと思わないでもないんですけど。

その問題と、それだって一応生存権だということで、国はそれを根拠にして介護保険法を作りました。その時にマーケット的なものを導入していく、皆さん騙されないようにやってください、しかし騙された時はきちんと助けてますよ、そういう問題の整理なんでしょうね。

秋元 そうですね。生存権というのは要するにサービス給付請求権なんですね。けれども、給付請求権として論じられるところと、論じられないところとがあって、サービスの利用の仕方とか、そういうのは給付請求権の問題ではたしかにないんですね。(消費者保護として)いま問題になっているのは、そのサービスの利用の仕方の問題なんですね。たとえば権利擁護などは、その辺のこ

とを問題にしようとしているのです。問題は、先程の額田論文に絡むのですが、なにゆえ「利用の仕方」について配慮しなくてはいけないのかということなんです。

小林 それは生存権から出るのですか。

秋元 給付請求権としての生存権ではないですけれども、福祉の特性に絡む……。

小林 そこで、手続き上のあるいはプロセス上の問題が起きたとして、それをたとえばある事業者に請求し、賠償して欲しいと言ったとしても、それを保険者にあっていくことはできないでしょう。そうなると最低基準を作っていたなかった国が悪い、自治体が悪いという、そういうロジックになりますか。

秋元 かなり強引な話になってしまいますよね、そこまでいったらね。

小林 福祉の権利については、政治的なプログラム規定も基本にあるわけで、それは政治的な責任として果たされるべきだし、もうちょっと言えば道義的な責任だって当然あるわけだから、そういういろいろな権利の手法として考えるとということではどうですか。

秋元 これは学際的な領域におけるそれぞれの学問領域に交流のなさがいけないのだろうと思うんですが、法律学、社会保障法学で生存権といった時、必ずしも25条だけを想定しているのではないですね。むしろ13条(幸福追求権)とか14条(平等権)とか、そういうものを含めて総体としていかに保障するかが問題なのです。健康で文化的な生活の中にも個人が尊重されるということも当然入ってくるし、そこで13条が絡むわけですし、そういうおさえ方をしているんですね。だからその意味で言うと生存権は、単純に請求権の問題だけではないんだということにもなるんです。

小林 法的にはそういう手続きもあるし、設置基準もあるわけだから、ある程度までは縛れるだろうと思いますが、それは立法論的な面がかなり入らざるを得ないし、実態的にはそういうことだろうとは思います。

駒村 お話を聞いていて、やはり私も悩んでい

るのは、市場と政府の役割というところで、法律的にも私法と公法のまざっているところです。経済で準市場といって悩んでいるのと同じく、法律の中でもベースの部分に関しては生存権である、その生存権でシステム保障はしますよ、しかしそういうサービス・事業者を使うかということに対しては私法みたいな扱いになっているということでおいいんでしょうかね。

秋元 市場か準市場という言い方になるように、契約に関しても、福祉契約というような言い方をして、一般的な契約とは違うんだと言うところは似てますよね。

駒村 この点は、どの学問でもまだ踏み込んでないという理解でいいんでしょうかね。

秋元 法的には、消費者保護法自体が、近代市

民法的な契約から現代法的な契約に変わってきた一つの帰結だというような整理となるんでしょうねけれども、たぶん、それ以上に福祉における契約というのは、もっと違ったことを考えなくてはいけないということなのでしょうね。

駒村 福祉サービスは、人間と人間で情緒的な関係を取り結ぶのが本質的な部分です。民間の無認可保育所のマーケティングを見ていたことがあるんですが、従業員、保育士が満足度が高くないと、利用者の満足度も上がらないんですね。だからひどい環境で働く保育士のもとでは、やっぱり消費者もものすごく不満足な状態になっているんですね。これはどうもサービス経営論ではかなり常識的な部分になっています。

第7部 総括討論

平岡 それでは、総括討論に移ります。時間も限られていますので、それぞれ一つずつテーマを決めて、ここまで議論で言い残した点を含めてお話をさせていただくということにいたします。

駒村 経済学の中では多分いわゆるニーズという言葉は使わないと思うんですね。需要という言葉を使うんですね。その言葉の響きは何かというと、まず私的財である、それから主観的なものである、経済制約を受けているものである。

それに対してどうもニーズというのはかなり公共的な部分があるんだ、供給者が判断する部分がある。しかもそれは客観的に専門家が判断するものである。経済学では需要は全て正しいんだ、したがって、たとえば医療にしても介護の特養にしても、需要が出ているだけなんだから、要するに待ち行列がいればどんどん供給を出していけばいいだけのことじゃないか、フリーアクセスなんていうのは、全然問題ないんだということになる。しかしたとえば医療の場合だと、家庭医というのを絡ますことによってギャップを調整するということをいま考えてきているわけですし、介護の場合だとケアマネージャーが、本来は、客観的な必要と本人が主観的に判断しているものを調整しな

ければならないんだろうと思うんですが、そういう調整者というのが各システムにおいてあまり明確には位置づけられていないんだろうなと思う。そのニーズと需要というのは、どういう関係にいるのかなというのが一つ疑問には思います。

坂田 そのニーズというのは、役所とか専門家が決めるものですね。これに対して、個人が勝手にこうしたいと思うものもあるでしょう。老人ホームに入りたくて人がいっぱい並んでいるじゃないですか。だったらどんどんホームを建てればいいじゃないかというのは需要の論理ですね。だけどそうではなくて、もっとホームヘルプ，在宅福祉をやらなければと言っているわけですね。だからコレクティブ・チョイスというか、みんながこうした方がいいよと言っているものがニーズですよね。個人の欲求をもニーズということもあるけれど、それはまた違う。それは、メリット財の根拠となるような意味でのニーズではないでしょう。

平岡 社会政策論では、そういう社会的な判断に基づいてニーズが発生するという前提がおかれる場合が多いと思います。そのような社会政策論の考え方を前提にした場合に、山森さんの論文で

のニーズの捉え方というのは、新しい問題提起を含んでいるのではないかと思うんですね。特に参加とか自律をニーズ概念に組み込むべきだというふうに彼は主張しているわけですが、社会政策の basic principle という点でいうと、そういう視点が重要性を持ってきているということはたしかに言えると思います。

ただ、実際の政策の基準としてニーズを捉える場合に、そういう新しい社会福祉の理念のようなものを全てニーズ概念に取り込んでしまって、ニーズで一元的に福祉政策のあり方が決まってくるべきだと主張する、その意味でのニーズ一元論でいった方がいいのか、それともニーズというは一つの原理、一つの基準であって、その他に購買能力とか社会保険の場合のいろいろな保険の原則、あるいは参加とか自律というものを、ニーズとは別の基準としてたてて多元的な基準を設定した方がいいのかということは考えておくべき点だろうと思うわけです。たとえば介護保険においても、従来のニーズ概念でみれば、ニーズで一元的に給付の水準が決まっているわけではないことははっきりしているわけです。そういう点から見ても、ニーズ概念だけで割り切れるかどうかというのも若干問題が残るかなという気がします。

小林 先程の話だけど、老人ホームをどんどん建てる、それは市場開放が目的ですが、その結果どんどん建って、どんどん老人が送り込まれるということが市場化のアンサーだということになりますよね。

だけど政策的に対応する場合、たとえばできるだけ在宅でいられるように、ある種の介入をして、そこに重点的に資源を振り向けるような方法をとるわけで、それにはある種の価値が前提になるのではと思います。だから市場というのはある意味ではニュートラルだけど、ニュートラルであることが常にいいかというと、やっぱりそうではない面もあるから、それに対して何らかの公的な価値ということを福祉の場合には言わざるを得ないんじゃないかな。

駒村 パチンコ産業や自動車産業が大きくなつたって別に誰も文句を言わない。福祉や医療はそ

の支出が大きくなつていいのかという判断はやっぱり入ってくる。極端な場合、国民が望めばどんどん施設を作つて、どんどん価格を下げていけばいいんだろう。ただ、それでは経済が回らなくなる。それとも在宅の方が実は長期的にはいいのか、そこは多分公共政策の判断が入つてくると思うんですけど、そこはちょっと経済の純粋市場の発想とはギャップがあるような気がする。

小林 さっきの生存権の問題に関わるんだけど、生存権は生存の基本のところを保障するものであるということと、社会的意味での期待というか、基本よりもうちょっと上のところの何らかのソーシャルミニマム、そういうところを保障するところに社会政策の意味があり、純粋生存権ミニマムと市場とのあいだに何か社会的な部分があるのでないか。それは一種の価値的な形をとらざるを得ないのでないかと思います。

平岡 やはりそこは、福祉サービスの特性という問題と関わってくると思います。単に利用者が弱者であるだけではなくて、そこに、こういうサービスを提供すべきであるという判断が入つてきている部分があるのでないかと思うわけです。一方で、ボランティア活動を活発にしようとか、社会奉仕の体験をさせようとか、そういう動きも出てきているわけで、そこで何らかの奉仕とか助け合いとか、そういう理念を社会に根づかせていくという福祉社会論が活発に論じられていく背景があるわけですね。

秋元 平岡さんがおっしゃった社会的な判断というのは、何なんですか。先程言ったニーズとは別に、参加とかいろんな原理的なものがあって、それとの関係で何かが決まつるとおっしゃったわけですが、その場合の社会的な判断というのは、それとはちょっと違うのですか。

坂田 さっき計画の話の中で、市民参加の、手を上げた人に委員会に入つてもらって決めるということがありました。それが社会的だということになるかもしれないけど、議会の議員さんと意見が違えば、調整をするというプロセスを経てできるんでしょうけどね。だからなるべく多くの人が参加をしていくという方向になると、みんなが納

得できる。

平岡 それでは、以上議論してきたような観点をふまえて、いま進められてきた社会福祉の制度改革というものをどういうふうに捉えていけるのかということについてうかがいたいと思います。いかがでしょうか。

小林 介護保険もそうだし支援費もそうですが、今までの福祉のあるレベルがあつてのことなんですね。介護保険は総費用を一応現状におさえて、その上で内部市場化したということで、全然新しい仕組みを作ったわけじゃないですね。ましてや50%は少なくとも公費が投入されるわけで、あれで給付のコントロールが行われるわけだから、それが行われたのは純粋の市場モデルじゃないというの是非常にはっきりしています。しかも計画によって個人と個人の関係というよりも、資源の整備やサービスの配分にかなり社会的な仕組みが入っていますね。その意味でも、これまでのパフォーマンスの上に乗って出てきた制度だと考えています。

駒村 その中で社会福祉法人の参入の問題とかも出てくるし、また一方では介護保険、保育や障害者とか並べていくと、どういう位置づけになつてくるのか、公的財源の投入の幅とか、またはまさに施設保育がいいのか在宅保育がいいのかというような話で、どっちがいいのかというのは誰が判断するのか。

小林 それはやはり利用者のニーズをきちんと聞くことが前提でしょうね。

坂田 いま小林先生が言われたけど、80年代の頃は福祉国家の危機だと言われて、国の予算はもうつけられない、地方自治体につけ回しするということがあったが、それはファイナンスの方法がかわっただけで、福祉サービスは後退するというよりも進んできたんですよね。それはやっぱりニーズがあるし、1回作ったものは後戻りできないと思います。だからそれを続けていく、あるいは拡大させていくということは、もう戻れないと思うんですよね。ではファイナンスはどうするのか、国は地方交付税まで減らしたい、地方は借金づけだ。

一般的な税金だと日本の国民というのは払いたくない。あるいは払ってくださいといふと、選挙に負けるからどの政党も何も言わない。だけど介護保険だったら通るとか、あるいは1割負担はしかたがないか、医療費も3割になってもしかたがないかという意識はある。そういう特定の目的についてはお金を出すということだから、そのようなファイナンスの方策をしてきているんだろうと思いますよね。

小林 しかし、このところの保険料の減免も、利用料の減免も保険原理を明らかに逸脱してますよ。本来の方式なら低所得者対策は別にするはずなのに、とにかく一緒にしようという、このロジックって何なのでしょうか。

平岡 それは日本の福祉国家体制の伝統、特質ということにもなるのではないかと思うのですが……。さて、制度改革に関する議論で盛り上がりましたが、今日のテーマは研究の現状と展望でありまして、制度改革のあり方を含めた活発な議論のなかで、各分野の研究の動向が明らかにされ、またその課題も明らかになったと思うのですが、それぞれの方から、少し補足していただければと思います。

駒村 経済学の中ではやはり計量実証分析に基づいてその現状を評価していくという手法は出てきますので、これはいい方向だと思うんですが、もう一方は社会福祉サービスを対象にしているんだという特殊性を考慮に入れて、準市場というものを真っ正面からターゲットにした研究が進んでいく必要があるんだろうと思っています。

秋元 法律学の側から言うと、今回の基礎構造改革というのは、一つは契約というものが入ってきて、それをどう考えるのか。それから権利擁護というようなことで、つまり従来の請求権的な、生存権論では必ずしも対応できないような問題が出てきて、それをどうするのか。人間像の問題一つとってもそうなんですが、いずれにしてもそのことを考える上では法律学だけの論理からではなかなか決着のつかないところがある。それこそ社会福祉に関わるいろんな分野の成果を勉強しながらやっていかなくちゃあいけないのかなと改

めて思いました。

坂田 行財政・計画のカテゴリーですが、かつてなら行財政というと行政の仕組みについて解釈をこうだ、ああだと述べるもの。財政については何々費が何%で少ないとか多いとか、そういう議論が多かったと思いますが、ちょっと見た感じでは政策形成に関する論文がわりに出てきているのが新しい傾向です。

でき上がった政策をどのように進めるかが行政だと思うんですが、自治体の中では一体化して、分権化の中で個別の自治体の政策形成が非常に問われている中で、しかも実証的にデータを集めてやる傾向が出ているのはこうした制度の変化の中で出てきていることだと思います。

小林 基本的には法律でいえば、私法が入ってきた。経済学的には近代経済学のモデルが入ってきて、市場を媒介としたニーズを満たすべきだという考えが入ってきて、これは福祉研究にとっては革命だと思うんです。今までのよう福政策度がどうなっているかということだけではいけないことは確かですから、法律、経済、それから社会福祉がどこで重なって、ある種の合意を作っていくということが少し見えたような気がします。そういう意味で私は今日は非常に有意義でした。

平岡 私も今日参加させていただいて、たいへん勉強になりました。最後に二つのことを申し上げたいと思っています。

一つは、いろいろな分野で、現実の政策をめぐる課題に対応する研究がだんだん蓄積されてきているという点で、今後の展開が期待できる状況なのではないかと思っています。ただ、私自身も、先生方があげていただいた論文の中で読んでないものが多くて、あるいは存在すら知らないものが多く、違った研究分野の間での研究の交流が十分でないという面もあるのではないかという感じがいたしました。

社会保障全体をカバーしている学際的な学会といったものはないわけですね。社会保障法学会はあります。かつての社会保障研究所は、社会保障の専門の学会がない中で、日本の社会保障研究のセンターにしようということで設立されたと伺

っています。それが国立社会保障・人口問題研究所に引き継がれていると思うのですが、様々な分野の研究者の学際的な交流の場が、この研究所はもちろんのこと、様々なところにも設けられる必要があるのではないかと思います。

それからこのような政策研究が、実際の国もしくは自治体の政策形成にどのように活かされているのか、どうしたら、より有効に活かされるのかということも考えていくべき課題だと思います。それは、委託研究であるとか、審議会での審議などで活用されるということもあるわけですが、現在のようにかなり個別的な多様なアプローチの研究が行われてくると、やはりその研究の成果を整理をして、それを活用できるような形にまとめるという作業も必要なではないかと思います。たとえばイギリスでは、あるテーマの審議会などが設置されて、報告がまとめられる時には、多くの研究の結果をレビューしてまとめたかなり分厚い報告書が出されることがよくあります。そういう形での研究成果の活用ということも考えていくべき課題かなと思いました。

本日は長時間おつきあいいただきましてどうもありがとうございました。

(この座談会は、2002年10月18日に、本研究所の会議室で開催されました。)

付録 文献リスト

政策理論と政策分析

- 菊地英明(2001)「「不正受給」の社会学——生活保護をめぐるモラル・パニック」『社会政策研究』第2号、139~162頁。
- 北場 勉(2000)「社会福祉の運営形態——社会福祉法人制度の成立とその今日的意義」『戦後社会保障の形成』、175~232頁、中央法規。
- 佐橋克彦(2002)「わが国の介護サービスにおける準市場の形成とその特異性」『社会福祉学』日本社会福祉学会、Vol. 42-2、139~149頁。
- 坂田周一(2000)『社会福祉政策』、有斐閣。
- 武川正吾(2001)『福祉社会』、有斐閣。
- 平岡公一(2000)「社会サービスの多元化と市場化」大山博ほか編『福祉国家への視座』、30~52頁、ミネルヴァ書房。
- 藤村正之(1999)『福祉国家の再編成』、東京大学出版会。
- 星野信也(2000)「福祉国家の中流階層化再論」『社

- 会福祉』日本女子大学人間社会学部社会福祉学科, 第40号(星野信也『「選別の普遍主義」の可能性』海声社, 270~310頁, 2000年, に所収)。三浦文夫・高橋紘士・田端光美・古川孝順編(2002)『戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望—III 政策と制度』, ドメス出版。
- 森川美絵(2001)「介護における「現金支払い」をめぐる「消費者主導」とジェンダー: アメリカの事例から」『社会福祉学』日本社会福祉学会, Vol. 42-1, 114~124頁。
- 吉原雅昭(1999a)「福祉サービス基盤整備と質の管理に関する一考察——社会福祉基礎構造改革構想に寄せて」『社会問題研究』第48巻第2号, 125~143頁。
- (1999b)「社会福祉基礎構造改革構想とその形成過程に関する批判的考察」『社会問題研究』第49巻第1号, 21~43頁。

福祉サービスの実施体制

- 1) 河野 真(1998)「福祉多元主義のゆくえ: 利用者主体の福祉改革と新自由主義的改革の動向をめぐって」『季刊社会保障研究』第34巻3号, Winter。平岡公一(2000)「社会サービスの多元化と市場化—その理論と政策をめぐる一考察—」大山・炭谷・武川・平岡編『福祉国家への視座』, ミネルヴァ書房。
- 2) 公的責任に関する一般的な考え方としては, 秋元美世(2001)「社会福祉の「基礎構造改革」と公的責任」『総合社会福祉研究』第19号, 岡田忠克(2001)「社会福祉と責任概念—公的部門の責任再考—」『地域福祉研究』第29号を参照。より具体的な制度改革とそれへの対応については, 清水浩一(1999)「福祉事務所および児童相談所の新たな役割」『社会福祉研究』第76号, 岡部 卓(2001)「制度改革とこれからの福祉事務所」『社会福祉研究』第80号, などがある。また, 非営利部門については, 蝦江紀雄(2001)「社会福祉法人のゆくえ」『社会福祉研究』第80号, 沢田清方(1999)「新たな地域福祉の確立—福祉コミュニティ形成と社会福祉協議会の戦略視点」『社会福祉研究』第76号, などがある。
- 3) 八代尚宏(2000)「公的介護保険と社会福祉事業改革の課題」『季刊社会保障研究』第36巻2号, 福田素生(1998)「福祉サービス供給システムとしての措置(委託)制度の考察—保育所制度の改革などを素材として」『季刊社会保障研究』第34巻3号。
- 4) 藤崎宏子(2000)「家族と福祉政策」, 三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際』, 東信堂。
- 5) 今村雅夫(2001)「社会福祉基礎構造改革の下での福祉事務所・市町村の役割を問う—福祉サービス利用者の権利保障と自治体の公的責任」

『総合社会福祉研究』第18号。

- 6) 大森 強(2001)「地方分権と社会福祉システムの改革」『社会福祉研究』第80号。
- 7) 池田省三(2000)「サブシディアリティ原則と介護保険」『季刊社会保障研究』第36巻2号, Autumn。

行財政論・計画論

- 会田恒司(2002)「分権化と福祉政策過程—武蔵野市の2つの事例を参考にして—」『都市問題』93(4), 67~84頁。
- 古川卓萬(2002)「地方交付税制度の現状と改革課題」『都市問題研究』54(2), 15~42頁。
- 林 宜嗣(2002)「地方財政自立への道—地方交付税の改革を中心に—」『都市問題研究』54(2), 3~14頁。
- 平野隆之(2002)「地域福祉計画をどう『編集』するか」『社会福祉研究』84, 2~12頁。
- 佐々木寿美(2002)「高齢者福祉の政策選択に関する一考察」『都市問題』93(4), 95~110頁。
- 高寄昇三(2002)「分権化と財政改革」『都市問題』93(4), 29~37頁。
- 吉原雅昭(2001)「大阪府下都市自治体における老人保健福祉計画の実施状況に関する比較研究」『社会問題研究』50(2), 219~246頁。

経済学的アプローチ

- 岩崎晋也(1998)「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」『人文学報』(東京都立大学紀要), 291号, 49~68頁。
- 佐々木實雄(1998)「準公共財と準市場: 医療・教育提供の在り方」, 植草 益編『社会的規制の経済学』, 296~315頁, NTT出版。
- 鈴木 亘(2002)「非営利訪問介護者は有利か?」『季刊社会保障研究』Vol. 38, No. 1, 74~88頁。
- 宮沢健一(2001)「価値多元化と『合意形成』再考: 原理レベルと実態レベル—情報的および制度的基礎」『日本学士院紀要』56巻1号, 13~34頁。
- 八代尚宏(2000)「福祉の規制改革」『社会的規制の経済分析』, 133~167頁, 日本経済新聞社。
- 山森 亮(1998)「必要と福祉—福祉のミクロ理論のために(1)」『季刊家計経済研究』38号春, 56~63頁。
- (1998)「必要と福祉—福祉のミクロ理論のために(2)」『季刊家計経済研究』39号夏, 57~63頁。

法學的アプローチ

- 岩村正彦(1999)「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点: 社会保障法と消費者法の交錯」『季刊社会保障研究』Vol. 35, No. 4, 251~263頁。

菊池馨実 (2000) 「生存権と介護サービス保障」『社会保障の法理念』, 179~221 頁, 有斐閣。
額田洋一 (2001) 「福祉契約論序説」『自由と正義』
Vol. 52, No. 7, 14~21 頁。

(ひらおか・こういち お茶の水女子大学教授)
(こばやし・りょうじ 東京都立大学教授)
(さかた・しゅういち 立教大学教授)
(こまむら・こうへい 東洋大学助教授)
(あきもと・みよ 東洋大学教授)

投稿（研究ノート）

被用者保険法における短時間労働者の取扱いについて ——健康保険法、厚生年金保険法および1980年厚生省内かんに関する一考察——

台 豊

I はじめに

健康保険法（以下「健保法」と略す）および厚生年金保険法（以下「厚年法」と略し、健保法とあわせて「被用者保険法」という）は、臨時に使用される者、季節的業務に使用される者等を被保険者としない旨、明文をもって規定しているが、勤務時間が短い被用者や勤務日数が少ない被用者（以下「短時間労働者」という）の取扱いについては、特別な規定を置いていない。この短時間労働者に関しては、行政実務において、後述の内かんをもって一定の者を適用除外とすることとされ、これに基づいて被保険者資格の取得の確認等の行政処分や資格取得に関する届出の受理、勧奨が行われているが、これに対して、短時間労働者も明文の適用除外規定に該当しない限りは被保険者とすべきであり、当該内かんの内容およびこれに基づく行政処分等は違法ではないか、といった指摘が社会保険審査会の裁決例などにおいてなされている¹⁾。

そこで本稿においては、被用者保険法の適用除外に関する法規定および短時間労働者の取扱いを定めた内かんの内容を概観の上、当該内かんの適法性について、①一定の短時間労働者を適用除外とする、との法解釈の妥当性、②適用除外に関する具体的な基準を内かんで定めることの適法性、③内かんが定める基準の内容の適法性の3点に分けて考察を行うこととした。

II 被用者保険法の適用除外に関する法規定の内容と行政実務上の取扱い

1 被用者保険法の適用除外に関する法規定の内容

健保法は、13条1号および2号に規定する適用事業所に「使用セラルル者」を被保険者とする、としたうえで（13条）、適用を除外される者（被保険者としない者）として「臨時ニ使用セラルル者」、「季節的業務ニ使用セラルル者」等を規定しているが（13条ノ2）、勤務時間数や勤務日数による適用除外を定める規定は置いていない²⁾。厚年法においても、規定の内容はほぼ同様である（厚年法6条、9条、12条）。

2 短時間労働者に関する行政実務上の取扱い

短時間労働者への被用者保険法の適用に関する実務上の基準を示したものとして、1980年の厚生省保険局保険課長、社会保険庁医療保険部健康保険課長、同年金保険部厚生年金保険課長の連名による都道府県民生主管部（局）保険課（部）長あての内かん（以下「80年内かん」と略す）がある。この80年内かんは、「健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは…当該就労者が当該事業所と常用的使用関係³⁾にあるかどうかにより判断すべきもの」とし、具体的には「所定労働時間及び…所定労働日数が…通常の就労者の…おおむね4分の3以上」である場合に、この「常用的使用関係」があるとしている。

内かん（内翰）とは、「内部向けの書翰」を意味する行政実務上の用語である。「通知」、「事務連絡」といった他の実務上の呼称をもつ文書と同様

に、国の行政機関が下級行政機関や地方公共団体（またはその行政機関）などに対して、法令解釈や裁量基準、施策の方針などを提示するために発するものであり、このうち上級行政機関が組織法上の監督権に基づいて下級行政機関に発するものは、行政法学にいう通達に該当する。

80年内かんが発出された1980年当時、政府管掌健康保険および厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失の届出の受理および確認の事務は、社会保険庁長官から都道府県知事に委任された機関委任事務と、また、組合管掌健康保険の被保険者資格の取得・喪失の届出の受理および確認を行う健康保険組合に対する指導監督の事務は、厚生大臣から都道府県知事に委任された機関委任事務と位置づけられていた。なお、2000年4月以降、これらの事務はいずれも国の直接執行事務とされ、現在、政府管掌健康保険、厚生年金保険に関する上記の事務は社会保険事務所長が、健康保険組合の指導監督の事務は地方厚生局が所掌している（健康保険法施行令1条、厚生年金法施行令1条、厚生労働省設置法18条1項）。

このような権限関係に照らせば、80年内かんは、上級行政機関（厚生大臣および社会保険庁長官）の補助機関（厚生省保険局保険課長、社会保険庁医療保険部健康保険課長、同年金保険部厚生年金保険課長）が、厚生大臣および社会保険庁長官による代理権の授与を受けて、下級行政機関（都道府県知事）の補助機関（都道府県民生主管部（局）保険課（部）長）に発したいわゆる依命通達に当たる⁴⁾。

上述のように、80年内かんは、被用者保険法の適用範囲を画する境界を、「所定労働時間及び所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3」というライン（以下「4分の3ライン」と略す）に置いている。当局の説明⁵⁾によれば、これは、①1980年当時、雇用保険法の運用においても「一週の所定労働時間が、当該事業において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間のおおむね四分の三以上」であることが、被保険者として取り扱うメルクマールとされていたこと⁶⁾、②非常勤職員の勤務時間を定めた人事院規

則15-4（当時）において、日々雇い入れられる職員以外の非常勤職員の一週間の勤務時間が、常勤職員の勤務時間の4分の3を超えない範囲内とされていたこと、の2点を参考にしたものとされている。

III 80年内かんの適法性の検証

それでは、このような短時間労働者の取扱いを定めた80年内かんは適法なものであろうか。以下では、この問題を、①一定の短時間労働者を適用除外とする、との法解釈の妥当性、②適用除外の基準を内かんで定めることの適法性、③適用範囲を画する4分の3ラインの適法性、に分けて検証する。

1 一定の短時間労働者を適用除外とする、との法解釈の妥当性の検証

（1）立法関係者の認識

被用者保険法の立案担当者や政府による説明の中に、被用者保険法における短時間労働者の取扱いについて明確に言及したものは見出されない。しかし、これらの法が対象として想定する被保障者像は、立法理由の説明の中でしばしば表明されている。

まず、内務省社会局事務官として健保法の立案に当たった熊谷憲一は、同法が想定する被保障者たる労働者像について、「其の生活費は總て彼自らの労力に依りて得る賃金即ち勤労所得を以て之に充つるものである。」「一旦災厄に遭遇するときは、本人は固より其の家族の生計をも維持することが困難と為るのである。」としている⁷⁾。

また、厚生省当局の協力の下に「労働者年金保険法論」を記した⁸⁾近藤文二博士は、同書において、厚年法の前身たる労働者年金保険法が想定する被保障者像として、「人は常に、かれの労働によつて生活しなければならぬ。そして、かれの賃金は、少なくともかれの生活を支持するに足るものでなければならぬ。いな、それは、多くの場合、それ以上でなければならぬ。さうでなければ、かれはその家族を養ふことは不可能であらう」⁹⁾と

いうアダム・スミスの言葉を引き、自己の労働力を唯一の資本とし、賃金によって自分と家族の生計を支える賃金生活者の姿を描いている。

これらの被保障者観は、政府の立法理由の中に引き継がれ、「自己の労働力を生活費獲得の唯一の源泉とする賃金生活者」(1921年12月16日労働保険調査会第一回会議における山本達雄農商務大臣による健康保険法立案理由の説明¹⁰⁾)、「労働者ハ、自己ノ労働能力ヲ以テ生活維持ノ唯一ノ手段トシテ居ルノデアリマシテ」(1941年2月8日衆議院本会議における金光庸夫厚生大臣による労働者年金保険法案提案理由説明)との説明が政府により行われている。

このような立法関係者の被保障者観に照らすならば、少なくとも制定当初において、生計を維持するには至らない程度の副業的な就労を、被用者保険法の保障関係に含めることは想定されていなかつたと考えてよいであろう。さらには、熊谷(1929)108-109頁が、疾病保険制度一般の立法論としてではあるが、当時の諸外国の立法例から、被保険者の要件として、「従属的地位に於ける労務」「雇傭契約に基く労務」「賃金に依り主として生活を為すこと」の三つをあげ、三つ目の要件について「臨時的又は副業的なるもの…蓋し斯の如き労働に因り受くる賃金は生活費の一小部分たるに過ぎず、生活費の大部分は他の財源を宛てらるるを以て保護の必要がないからである」としていることも、これを裏付けるものといえよう。

(2) 学 説

学説においては、短時間労働者の取扱いについて、概して行政実務の紹介に止まることが多く、その適法性を論じたものは少ない。

これを論じたものとして小西(2001)160, 313頁は、被用者保険法を「ある者(労務提供者)が他の者(事業主)のためにその労働力の全部または主要な部分を行使し、その直接的・間接的影響の下に私的社会生活において死傷病などの社会的事故に遭遇することを基本的に問題にする法」ととらえ、この被用者保険法における被保険者を「自己の労働力の全部または主要な部分を提供し、生計を維持するために必要な金員を対価として稼

得する者」とする。したがって短時間労働者による労働力の提供が「全部または主要な部分」の提供に至らない場合には、この短時間労働者は被保険者資格を有しないこととなる。

この他、被用者保険法が想定する被保障者像について、「労働者階級に現われた貧困の一般化、深刻化…に対する国家的・社会的対応」¹¹⁾という社会保険制度の創成の経緯に照らし、多くの学説も上述の立法関係者の認識と同様、「賃金によって、自分と家族の生活を支える」労働者を被保障者と観念している¹²⁾。

また、倉田(2000)268-271頁は、このような歴史的な経緯も踏まえつつ、さらに被用者保険法の規定の分析の上にかかる被保障者像を構築している。すなわち、疾病による休業時の所得保障(傷病手当金)が、国民健康保険法では任意の給付とされているのに対し、健保法では義務的な給付とされていることなど、被用者保険法と国民健康保険法・国民年金法の間に存在する規定の差異に着目し、被用者保険法を、「労働能力の喪失がストレートに生活障害を意味する人たち」を対象とする法ととらえ、被保険者概念の解釈に当たっては、「労働能力による生計の依存度」を重視すべきであるとしている¹³⁾。

(3) 判 例

短時間労働者に対する被用者保険法の適用のあり方を取り上げた判例としては、京都市役所非常勤嘱託員厚生年金保険事件の京都地裁判決(京都地判平成11年9月30日判時1715号51頁、以下「京都地裁判決」と略す)がある。区役所等の夜間・休日業務に従事する非常勤嘱託員として被告(京都市)に任用された原告が、本来厚年法に基づく被保険者資格があったにもかかわらず、使用者たる市が資格取得の届出を怠ったため、受けられるべき年金給付を受けることができなくなったとして、損害賠償を求めた事案である。

判決において京都地裁は、「厚生年金の実務において被保険者資格を有しないものと扱われてきたのが、いわゆるパート、アルバイトと呼ばれる短時間労働者である。このような短時間労働者は、多くはその労働によって生計を立てる者とは言え

す、法の予定している『労働者』に該当しないものと考えられるから、右取扱が違法とは考えられない。もっとも、パート、アルバイトという身分であっても、給与や労働時間において正社員と遜色がなく、これによって生計を立てている者も多数存在し、これらの者は『労働者』に当たるというべき」と判示し、厚年法の被保険者概念の解釈に当たって「労働によって生計を立てる者」であるか否かを重視する見解をとっている。

この他、短時間労働者に対する適用のあり方を取り上げたものではないが、被保険者資格の取得・喪失に関する判例には、一定の蓄積がある。

まず、被保険者資格の取得・喪失の事由となる使用関係（健保法13条、厚年法9条）は、「実質的に事業主に労務又は役務を提供しその対価を得ている」という事実上の使用関係であり、形式的な雇用契約の有無には関わらない、とされている¹⁴⁾。

ついで、この「事実上の使用関係」の有無を判断する要素として、多くの判例は「労務提供関係」と「対価関係」をあげている¹⁵⁾。

そして、この「労務提供関係」の存否については、いずれも法人役員の取扱いに関する判例であるが、「毎日同会社に出勤」、「常時出勤して…労務を提供」といった、常勤性に着目した判断が行われている¹⁶⁾。

（4）裁決例

社会保険審査会の裁決例の中には、80年内かんについて言及したものがいくつか存在する。これらの裁決例は、「健康保険法第13条ノ2及び厚生年金保険法第12条の規定により適用除外とされる者を除き、強制適用されるのが法律上の建前となっている。しかしながら、一部の短時間就労者については、従来から法律上の適用除外の要件に該当しないにもかかわらず、当該両保険を適用しないことが慣行として行われてきている」（社会保険審査会平成12年8月31日裁決集平成12年版12頁）、「法による適用除外の他に、いわゆる短時間就労者について…事実上適用除外の取扱をしている慣行がある」（社会保険審査会平成12年8月31日裁決集平成12年版27頁）とするな

ど、本来、短時間労働者はすべて被保険者すべきであり、内かんによる取扱いは法に反する「慣行」であると解している。

（5）検討

被用者保険法は臨時に使用される者等に関する適用除外を明文で規定しており、これに該当しない短時間労働者は適用除外とならない、とする裁決例の解釈は、文理解釈（反対解釈）として成立し得る。

しかしながら、以下に述べる理由により、被用者保険法は、常勤的な就労状況の下にある被用者を被保険者として想定しており、そのような就労状況の下にない短時間労働者は被保険者とはならない、と解することが適当である。

第一に、立法関係者の認識や学説において示されているように、被用者保険法は、少なくともその沿革において、自己の労働力を唯一の資本とし、賃金によって自分と家族の生計を支える賃金生活者を被保障者と想定し、これらの者の生活の安定を図ることを目的としている。したがって、明文の規定を欠くとしても、かかる立法目的に照らし、生計を維持するに至らない程度の副業的な労働に従事する者を適用除外と解することは、法の目的解釈として十分に可能であり、明文の規定を欠くことの一事をもって、一義的に短時間労働者の適用除外を否定することはできない。

第二に、標準報酬に関する被用者保険法の規定は、副業的な就労状況の下にある者を被保険者として想定していない。すなわち、

- ① まず、標準報酬に関する規定は、少額の報酬しかもたらし得ない副業的な就労を想定していない。標準報酬月額の第一級の額（最低額）は98,000円となっているが（健保法3条、厚年法20条），これはたとえ報酬月額が少額（例えば数百円）であったとしても、必ず98,000円と擬制して保険料を課す（実質的に100%を超える保険料率を課す）との趣旨でないことは明らかである。被用者保険法は、第一級の標準報酬月額を大きく下回るような報酬しかもたらさない就労を、その保障関係に含めていない。

② 次に、標準報酬に関する規定は、一月当たりの勤務日数が一定以上の者を被保険者として想定している。すなわち、

ア 每年8月1日に現に使用される被保険者の標準報酬の定め方を規定した健保法3条2項、厚年法21条1項は、報酬支払いの基礎となった日数（勤務日数）が20日未満の月の報酬を、標準報酬の決定に当たって考慮しないとしている。

イ また、新たに被保険者資格を取得した者の標準報酬の定め方を規定した健保法3条3項、厚年法22条1項は、報酬が月、週その他一定期間によって定められている場合には、報酬額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額（例えば週ごとに報酬が定められている場合には、報酬額×30/7）を基に標準報酬を決定することとしている。

第三に、短時間労働者の適用に関するこのような解釈は、この問題を取り扱った京都地裁判決、および被保険者資格の有無を判断するに当たって常勤性を重視する判例の動向とも整合するものである。

2 適用除外の基準を内かんで定めることの適法性の検証

以上でみたように、被用者保険法は、常勤的な就労状況の下にない短時間労働者について、適用を除外しているものと考えられるが、この適用除外に関する具体的な基準は示していない。

それでは、被保険者資格の取得・喪失の確認（健保法21条ノ2、厚年法18条）、届出の受理（健保法8条、厚年法27条）や勧奨（行政指導）を行うに当たり、ある短時間労働者が被保険者資格を有するか否かの判断について、被用者保険法は、行政機関（健保法に基づき、被保険者資格の取得・喪失の確認の処分および届出の受理を行う健康保険組合を含む）に裁量を認めているのであろうか。

行政活動の要件や手続について法が不確定概念を用い、または明文の規定を置いていない場合の

行政裁量のあり方について、今日の学説・判例は、法の趣旨目的の合理的な解釈の下、行政機関の政策的または専門技術的な判断を要する事項について裁量を認めつつ、裁量権の越縫・濫用の法理や判断過程の審査により、その行使をコントロールしている¹⁷⁾。

また、このように法が行政機関の裁量を認める場合において、行政機関は、裁量権行使の統一性を確保するため、特段の法律の根拠なく行政規則としての裁量基準を定立することができ¹⁸⁾、さらに判例は、より積極的に、抽象的な法規定の趣旨を具体化した裁量基準を設定すべき場合があるとしている¹⁹⁾。

被用者保険法の適用範囲を画するに当たっては、雇用形態の変化や短時間労働者に対する保障の必要性、雇用保険制度など被用者を対象とした隣接制度の動向などを踏まえることが望ましい。このような観点から、被用者保険法は行政機関に政策的な裁量を認めていると解される。そして80年内かんは、この裁量を数千万人にもおよぶ勤労者群を対象に、統一的に行使するため²⁰⁾、上級行政機関が組織法上の監督権に基づいて下級行政機関に発した通達ないし行政規則²¹⁾としての裁量基準であり、その定立に違法性は認められない。京都地裁判決は、「厚生年金の実務においては、その区別（筆者注 被保険者資格を有するか否かの区別）の基準が必要」と判示する。その具体的な依拠は述べられていないが、結論において妥当なものといえよう。

なお、社会保険審査会の裁決例の中には、「健康保険及び厚生年金保険加入の要否を判断する基準が、通達もないままに、昭和55年の内翰という…行政内部の指示に委ねられ（ている）」とするものがある（社会保険審査会平成12年12月25日裁決集平成12年版39頁）。しかし、通達とはまさしく「行政組織内部における命令」（最判昭和43年12月24日民集22巻13号3147頁）であり、この裁決例には通達の法的性格に関して著しい誤解がある。また、内かんを通達とは異なるものと解しているが、通達の行政実務上の呼称はきわめて多様であり、内かんもこのような行政組織

の内部的規範である通達の呼称の一つに過ぎない²²⁾。

3 4分の3ラインの適法性の検証

80年内かんが適用範囲を画する基準として定める4分の3ラインについては、これが法の許容する裁量の範囲を超える違法とならないかの検証が必要となる。

この4分の3ラインについては、

- ① 短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の間で保障内容を区別している現行雇用保険法において、一週間当たりの所定労働時間が30時間未満であるか否かを、短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区別のメルクマールの一つとしているところ（雇用保険法6条1号の2、「雇用保険法第六条第一号の二の規定に基づき厚生労働大臣の定める時間数を定める件」平成6年2月7日労働省告示第10号），この週30時間という基準は労働基準法32条1項に規定する週40時間に対して4分の3の割合となっていること
- ② 現行の人事院規則15-15においても、非常勤職員の一週間の勤務時間が、常勤職員の一週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内とされていること

に鑑みれば、その内容には一定の合理性が認められ、裁量権の踰越は認められないものと考えられる。京都地裁判決も、「本件全証拠によっても、短時間労働者の被保険者資格の認定につき、本件基準よりも妥当な基準を見出すことはできない」「本件基準が違法、不当とは考えられない」と判断するが、妥当な結論であろう。

IV おわりに

被用者保険法および80年内かんに関する以上の検討を整理すると、次のように要約することができる。

- ① 立法関係者の認識、学説、標準報酬に関する規定の内容、および判例の動向に照らせば、被用者保険法は、常勤的な就労状況の下にあ

る被用者を被保険者として想定している。

- ② 被用者保険法は、適用除外の対象となる短時間労働者の具体的な範囲の設定を行政裁量に委ねている。
- ③ 80年内かんは、この行政裁量を統一的に行使するために定立された、通達ないし行政規則としての裁量基準であり、その定立および内容に違法性は認められない。

なお、近時、就業に中立的な制度の構築、年金制度の支え手の拡大、被用者間、産業間、企業間の公平の確保といった観点から、4分の3ラインの引下げや収入に関する基準の設定により、短時間労働者への被用者保険法、とりわけ厚年法の適用を拡大すべきであるとの主張がなされている²³⁾。このような適用拡大が行われる場合、拡大の程度によっては、「常勤的な就労状況の下にある被用者を被保険者とする」との従来の被用者保険法の趣旨から離れることから、被保険者となる短時間労働者の範囲について、あらためて被用者保険法上に明文の規定を設けることが望ましいであろう^{24,25)}。

（平成14年9月投稿受理）

（平成14年9月採用決定）

注

- 1) 後述の裁決例のほか、藤田（2000）50-51頁、朝日新聞2001年6月12日朝刊参照。
- 2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）による改正後の法規定（2002年10月1日施行予定）も、3条3項に規定する適用事業所に「使用される者」を被保険者とする、としたうえで（3条1項）、被保険者となることができない者として「臨時に使用される者」、「季節的業務に使用される者」等を規定しているが（同項）、勤務時間数や勤務日数による適用除外を定める規定は置いていない。
- 3) 80年内かんは、所定労働時間および所定労働日数が一定程度に達していることをもって「常用的使用関係」と表現しているが、「常用（常用労働者）」とは、毎月勤労統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）や賃金構造基本統計調査（同上）にみられるように、「臨時雇」や「日雇」に対する、雇用期間に着目した概念として用いられることがある。このため、本稿では「常用」という語に代えて「常勤」という語を用いている。

- 4) 依命通達の法的性格について判示したものとして、最判平成7年2月24日民集49巻2号517頁。
- 5) 社会保険庁医療保険部健康保険課・同年金保険部厚生年金保険課(1980)7頁。
- 6) 「雇用保険法その他関係法令の施行について」(昭和50年3月25日付職発第97号)。
- 7) 熊谷(1926)2頁。旧字体は新字体に改めた。以下、1942年以前の文献について同様。
- 8) 近藤(1963)224頁。
- 9) 後藤・近藤(1942)5頁。
- 10) 森(1924)5頁。
- 11) 高藤(2001)45頁。
- 12) 角田・佐藤校訂(1994)125頁。この他、吾妻(1970)57頁、高藤(2001)42頁など。
- 13) ただし、倉田(2000)274頁は、80年内かんの趣旨を、「臨時の雇用や日々雇用などの非常用的雇用者を適用除外としていることとの兼ね合い」と解する。しかしながら、臨時に使用される者等が適用除外とされているのは、「保険料の徴収その他、保険事務の取扱の技術上の困難を考慮」したことによるものであり(吾妻(1970)227頁)。この他、有泉・中野(1982)39頁、竹中(1997)447頁参照。), 繼続的に雇用される短時間労働者には、このような技術上の困難は存在しない。したがって、短時間労働者に対する適用除外は、臨時に使用される者等に対する適用除外とは趣旨を異にしていると解するべきである(同旨竹中(1997)448頁)。むしろこれは、倉田自身が指摘する「労働能力による生計の依存度」を重視した被保険者概念の解釈から導き出されたものといえる。
- 14) 名古屋地判昭和60年9月4日判時1176号79頁。堀(1993)270頁参照。
- 15) 広島高岡山支判昭和38年9月23日高民集16巻7号514頁、大阪高判昭和55年11月21日行集31巻11号2441頁、名古屋地判昭和60年9月4日判時1176号79頁、仙台高判平成4年12月22日判タ809号195頁。小西(2001)175頁、鎌田(2000)23頁参照。
- 16) 岡山地判昭和37年5月23日行集13巻5号943頁、大阪高判昭和55年11月21日行集31巻11号2441頁。竹中(1997)457-459頁参照。
- 17) 行政裁量に関する判例の動向について、宮田(1984)39-58頁、最高裁判所事務総局(1981)44-54頁参照。なお、明文の規定を欠く場合に行政裁量を認めたものとして、旧食糧管理法に基づく供出割当数量の決定方法につき最判昭和30年6月24日民集9巻7号930頁。
- 18) 塩野(2000)86頁、芝池(1999)122頁。
- 19) 最判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁(個人タクシー免許事件)。塩野(2000)86-87頁、平岡(1995)210-211頁参照。
- 20) 社会保険庁医療保険部健康保険課・同年金保険部厚生年金保険課(1980)6頁も、80年内かんの発出の経緯について「短時間就労者が、県をまたいで移動する場合等で各取扱基準の差異からトラブルが生じること等から、その取扱いの統一化が要望されていたところです。」としている。
- 21) 通達と行政規則の概念の関係について、平岡(1995)152-153頁参照。
- 22) 通達の呼称の多様さについて、平岡(1985)196頁、平岡(1995)148-151頁、153-154頁参照。
- 23) 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(2002)86-88頁参照。
- 24) 具体的には、被用者保険法における適用除外規定(健保法13条ノ2、厚年法12条)において、一週当たりの勤務時間数が一定時間数(たとえば20時間)未満、または一月当たりの報酬額が一定額(たとえば65,000円)未満の者を適用除外とする旨を規定することとなろう。また、適用範囲を画する具体的な時間数、報酬額については、被用者保険法の委任を受けた下位の規範において設定することも考えられる。なお、時間数と報酬額のいずれを用いることも妥当と考えられるが、雇用保険法や人事院規則、現行の実務が、時間数を基準として用いていることとの整合性を重視するならば、時間数を用いることが望ましいと考えられる。
- 25) 短時間労働者への適用拡大は、本文に述べたように、就業に中立的な制度の構築、年金制度の支え手の拡大、被用者間、産業間、企業間の公平の確保といった理由から主張されている。しかしながら、4分の3ラインの引下げや、収入に関する基準の設定を行ったとしても、新たなラインまたは基準の近辺での就業調整の可能性や、これをはさんでの、被用者間、産業間、企業間の不公平の問題は、依然として残される。
- また、このような形での適用拡大により、特に年金制度に関し、ごく低報酬(短時間労働)の被用者が、基礎年金と報酬比例の厚生年金を受給することの妥当性、ひいては非被用者に対する一階建て・定額給付の制度と、被用者に対する二階建て・定額および報酬比例給付の制度を分立させることの妥当性も問われることになるのではないか。指摘されている課題の最終的な解決は、両制度間の境界の操作ではなく、制度体系の変更を含めた対応ーたとえば、所得税の源泉徴収の対象となる給与所得者に全面的に被用者年金制度を適用するとしたうえで、所得比例の負担と給付の体系を非被用者層にも及ぼすなどにより得られるものであると考える。

引用文献

吾妻光俊(1970)『社会保障法〔改訂版〕』、有斐閣。

- 有泉亨・中野徹雄編 (1982)『厚生年金保険法』, 日本評論社。
- 鎌田耕一 (2000)「健康保険法にいう使用関係の判断基準と被保険者資格」, 『別冊ジュリスト』153号 社会保障判例百選 [第三版]』。
- 熊谷憲一 (1926)『健康保険法詳解』, 嶽松堂書店。
- (1929)『疾病保険論』, 嶽松堂書店。
- 倉田 聰 (2000)「短期・断続的雇用者の労働保険・社会保険」, 日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法 第2巻』, 有斐閣。
- 後藤 清・近藤文二 (1942)『労働者年金保険法論』, 東洋書館。
- 小西國友 (2001)『社会保障法』, 有斐閣。
- 近藤文二 (1963)「研究生活三五年一年譜に代えて」, 近藤文二教授還暦記念事業委員会編『生活保障の経済理論(近藤文二博士還暦記念論文集)』, 日本評論新社。
- 最高裁判所事務総局 (1981)『統々行政事件訴訟十年史 上巻』, 法曹会。
- 塙野 宏 (2000)『行政法 I [第二版増補]』, 有斐閣。
- 芝池義一 (1999)『行政法総論講義 [第3版増補]』, 有斐閣。
- 社会保険庁医療保険部健康保険課・同年金保険部 厚生年金保険課 (1980)「短時間就労者に係る健康保険及び厚生年金保険の適用」, 『社会保険庁だより』。
- 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 (2002)『女性と年金～女性自身の貢献がみのる年金制度～』, 社会保険研究所。
- 角田 豊・佐藤 進校訂 (1994)『社会保障法〔新版〕』, 青林書院。
- 高藤 昭 (2001)『社会保障法制概論〈第2版〉』, 龍星出版。
- 竹中康之 (1997)「社会保障における被用者概念－健康保険法および厚生年金保険法を中心にして」, 『修道法学』19巻2号。
- 平岡 久 (1985)「訓令・通達」, 雄川一郎他編『現代行政法大系 第7巻』, 有斐閣。
- (1995)『行政立法と行政基準』, 有斐閣。
- 藤田恒雄 (2000)「特別解説 社会保険審査会裁決事例研究①」, 『週刊社会保障』2103号。
- 堀 勝洋 (1993)「社会保障法判例一著しく長期間に及ぶ就労拒否行為が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失事由にあたるとされた事例(八重樫等訴訟控訴審判決)」, 『季刊・社会保障研究』29巻3号。
- 宮田三郎 (1984)「行政裁量」, 雄川一郎他編『現代行政法大系 第2巻』, 有斐閣。
- 森莊三郎 (1924)『健康保険法解説 訂正増補再版』, 有斐閣。

(だい・ゆたか 新潟大学助教授)

平成 12 年度 社 会 保 障 費 —解説と分析—

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部

2002 年(平成 14 年)12 月 13 日「平成 12 年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成 12 年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式は HTML 形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容も PDF ファイルのダウンロード形式で提供されている。

第 1 部 解 説 編

I 平成 12 年度社会保障給付費の概要

- 1 平成 12 年度の社会保障給付費は 78 兆 1,272 億円であり、対前年度増加額は 3 兆 855 億円、伸び率は 4.1% で前年度並だった。
- 2 社会保障費の対国民所得比は 20.53% となり、20% を超えて過去最高を記録した。これは社会保障給付費が増加している一方で、国民所得の対前年度伸び率が△ 0.3% と下落したことによる。
- 3 国民 1 人当たりの社会保障給付費は 61 万 5,500 円で、対前年度伸び率は 3.9% となっている。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が 26 兆 62 億円で総額に占める割合は 33.3%，「年金」が 41 兆 2,012 億円で総額に占める割合は 52.7%，「福祉その他」が 10 兆 9,198 億円で 14.0% である。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は△ 1.5% で、昭

和 40 年度に 3 区分で集計を開始して以後初めて減少した。

- 6 「年金」の対前年度伸び率は 3.2% であり、平成 12 年度は物価スライドによる給付額の改定がなかったため、推計開始以来最低の伸び率を前年に継いで更新した。
 - 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は 25.0% で、前年度伸び率を 20.1% ポイント上回っている。これは、介護保険が「福祉その他」に分類されたからである。具体的には介護保険制度の創設により、「医療」給付の一部(老人保健施設療養費や老人訪問看護費等)を介護保険給付として分類し直した。この影響で三分類「医療」、「年金」、「福祉その他」の構成割合が、「福祉その他」が対前年度比率で 2.3% ポイント大きくなり、「医療」が△ 1.9% ポイント減、「年金」が△ 0.5% ポイント減となった。
- 表 2 のように機能別にみると最も大きいのは老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり 36 兆 8,270 億円、総額に占める割合は 47.1% である。2 番目に大きいのは医療保険

表 1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成 11 年度	平成 12 年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 750,417 (100.0)	億円 781,272 (100.0)	億円 30,855	% 4.1
医療	263,953 (35.2)	260,062 (33.3)	△3,891	△1.5
年金	399,112 (53.2)	412,012 (52.7)	12,900	3.2
福祉その他	87,352 (11.6)	109,198 (14.0)	21,846	25.0
介護対策（再掲）		32,635 (4.2)		

注) 括弧内は構成割合 (%), 公表資料の表 1 に該当。

表 2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成 11 年度	平成 12 年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 750,417 (100.0)	億円 781,272 (100.0)	億円 30,855	% 4.1
高齢	336,485 (44.8)	368,270 (47.1)	31,785	9.4
遺族	57,328 (7.6)	58,747 (7.5)	1,420	2.5
障害	18,461 (2.5)	18,747 (2.4)	285	1.5
労働災害	10,449 (1.4)	10,377 (1.3)	△72	△0.7
保健医療	260,770 (34.8)	256,408 (32.8)	△4,363	△1.7
家族	20,370 (2.7)	22,826 (2.9)	2,456	12.1
失業	28,037 (3.7)	26,271 (3.4)	△1,766	△6.3
住宅	1,776 (0.2)	1,986 (0.3)	211	11.9
生活保護その他	16,741 (2.2)	17,641 (2.3)	900	5.4

注) 括弧内は構成割合 (%), 公表資料の表 4 に該当。

や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり 25 兆 6,408 億円、総額に占める割合は 32.8% で、これら上位 2 機能分類で、総額の 80.0% を占めている。

平成 12 年度においては児童手当の給付対象の

表 3 項目別社会保障財源

	平成 11 年度	平成 12 年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 971,028 (100.0)	億円 901,562 (100.0)	億円 △69,466	% △7.15
I 社会保険料	545,358 (56.2)	549,694 (61.0)	4,336	0.80
事業主拠出	284,271 (29.3)	283,106 (31.4)	△1,165	△0.41
被保険者拠出	261,087 (26.9)	266,589 (29.6)	5,501	2.11
II 税	246,626 (25.4)	252,184 (28.0)	5,558	2.25
国	195,064 (20.1)	197,066 (21.9)	2,002	1.03
地方	51,562 (5.3)	55,118 (6.1)	3,556	6.90
III 他の収入	179,045 (18.4)	99,684 (11.1)	△79,360	△44.32
資産収入	144,381 (14.9)	64,976 (7.2)	△79,406	△55.00
その他	34,663 (3.6)	34,708 (3.8)	45	0.13

注) 括弧内は構成割合 (%), 公表資料の表 7 に該当。

拡大(平成 12 年 6 月以後、3 歳未満児から義務教育就学前の児童の養育者へ拡大)などから「家族」の伸びが 12.1% と最も高くなった。「失業」が前年度と比較して減っていることも特徴である。不況がつづき近年日本の完全失業率は増加しつづけているとの印象があるが、平成 12 年度は求職者給付の支給が減少した。そのため、「失業」が対前年度比で △ 6.3% 減った¹⁾。

II 平成 12 年度社会保障財源の概要

公表資料では、第 10 表および第 11 表で財源の推移を示した。前者は第 18 次までの調査票に、後者は第 19 次の調査票に基づいて集計された。

1 平成 12 年度の社会保障収入総額は 90 兆 1,562 億円で、対前年度比で △ 7.15% 下落した。

注) 収入総額とは、社会保障給付費の財源に加えて、積立金への繰入・管理費および給付外の施設整備費の財源も含む。

2 大項目では「社会保険料」が54兆9,694億円で、収入総額の61.0%を占める。次に「税」が25兆2,184億円で、収入総額の28.0%を占める。

3 社会保険料収入のうち事業主拠出だけが対前年度比で減少した。

4 「他の収入」の急激な減少($\triangle 44.32\%$)は、資産収入の減が主な理由だった。具体的には、平成12年度の国内株式相場の低迷等により、厚生年金基金の運用利回りが $\triangle 9.93\%$ を示した実態を反映している。(詳しくは第2部分分析編参照)

第2部 分析編

I 資産収入について

社会保障給付費では給付(支出)だけではなく税源(収入)も公表されている。平成12年度における収入総額は90兆1,562億円となり、対前年度比較で $\triangle 7.2\%$ の減少となった。収入総額が対前年度比較で減少したのは資産収入の減少が考えられる(表4参照)。社会保障給付費で資産収入を計上している制度には健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金等、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合などがある。その中で平成12年度における対前年度比較で減少幅がもっとも大きいのは厚生年金基金等である²⁾。平成11年度における厚生年金基金等の資産収入は7兆3,355億円であったのに対し平成12年度における厚生年金基金等の資産収入は1,396億円となっている。また、対前年度比較では $\triangle 98\%$ となっている(表5参照)。このように厚生年金基金等の資産収入は、社会保障給付費における資産収入に影響を与えていたが、ここでは厚生年金基金の收支状況と社会保障給付における厚生年金基金等の資産収入を照らしあわせて考察することにする。

表5は社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入と『厚生年金基金決算報告書』から厚生年金基金の運用収益を平成元年度から比較したものである。厚生年金基金等の資産収入とは運用収

表4 項目別社会保障財源の推移

年 度	合 計	社会保険料	税	他の収入	
				資産収入	その他
	億円	億円	億円	億円	億円
1996(8)	871,202	527,160	213,323	96,594	34,125
1997(9)	901,366	548,234	217,552	104,424	31,156
1998(10)	892,610	549,807	219,898	89,989	32,916
1999(11)	971,028	545,358	246,626	144,381	34,663
2000(12)	901,562	549,694	252,184	64,976	34,708

対前年度伸び率

年 度	合 計	社会保険料	税	他の収入	
				資産収入	その他
	%	%	%	%	%
1997(9)	3.5	4.0	2.0	8.1	$\triangle 8.7$
1998(10)	$\triangle 1.0$	0.3	1.1	$\triangle 13.8$	5.6
1999(11)	8.8	$\triangle 0.8$	12.2	60.4	5.3
2000(12)	$\triangle 7.2$	0.8	2.3	$\triangle 55.0$	0.1

出所)「社会保障給付費」。

表5 資産収入と運用収益の比較

(単位: 億円)

	社会保障給付費		厚生年金基金決算	
	資産収入	伸び率	運用収益	伸び率
平成元年度	14,554		15,364	
平成2	15,058	3%	15,955	4%
平成3	13,959	$\triangle 7\%$	14,928	$\triangle 6\%$
平成4	11,296	$\triangle 19\%$	12,384	$\triangle 17\%$
平成5	14,243	26%	14,222	15%
平成6	11,501	$\triangle 19\%$	11,485	$\triangle 19\%$
平成7	13,992	22%	13,987	22%
平成8	11,974	$\triangle 14\%$	11,964	$\triangle 14\%$
平成9	22,158	85%	10,201	$\triangle 15\%$
平成10	12,859	$\triangle 42\%$	12,866	26%
平成11	70,336	447%	70,339	447%
平成12	1,396	$\triangle 98\%$	$\triangle 60,439$	$\triangle 186\%$

注) 1. 資産収入は社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入である。

2. 運用収益は厚生年金基金決算報告書における厚生年金基金の運用収益である。

出所)「社会保障給付費」。

「厚生年金基金決算報告書」。

益と近い概念と思われる。両者を比較して異なる伸び率になっているのは平成9年度と平成12年度である。

平成9年度から年金資産額の評価方法が簿価か

ら時価に移行した。その結果、厚生年金基金決算報告書において簿価を引き継いでいる運用収益と、この年はじめて時価を採用して評価益を追加計上した社会保障給付費の資産収入の間に差がうまれたと考えられる³⁾。平成 9 年度以外では平成 12 年度における違いが際だっている。社会保障給付費における厚生年金基金等の個票データには歳入項目と歳出項目があるが、平成 12 年度の歳出項目のその他には「運用損失等」が約 6 兆 2,000 億円計上されている。平成 12 年度の資産収入から 6 兆 2,000 億円を引くと△6 兆 604 億円となり平成 12 年度の運用収益とほぼ等しくなる。この関係を数式で表すと次のようになる。

$$\text{運用収益} = \text{資産収入} - \text{歳出項目の}$$

その他の運用損失等 … (A)

仮に上記関係が成立する場合、社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入は注意が必要である。前述 (A) の関係は次のようにも表現できるからである。

$$\text{資産収入} = \text{運用収益} + \text{歳出項目の}$$

その他の運用損失等 … (B)

従って、運用収益がマイナスになっても歳出項目中の「その他の運用損失等」を計上することによって、資産収入をプラスにすることができる。つまり厚生年金基金の運用収益が社会保障給付における厚生年金基金等の資産収入と同じ動きをしめさない場合が起こりうるのである⁴⁾。

II 介護保険制度の創設に伴う給付費の計上について

平成 12 年 4 月から、介護を必要とする高齢者を国民全体で支えるための新たな仕組みとして、介護保険制度が導入された。介護保険制度は、これまでの高齢者に対する保健福祉サービスを基礎としながら、これを更に充実させる新しい制度である。平成 12 年度社会保障給付費においては、介護保険制度導入に伴い集計形式を変更したので、そのこととあわせて費用統計上の介護保険制度について概観する。

1 介護に関する項目について

従来の高齢者に対する介護サービスは、一部は老人福祉法に基づく公費による高齢者福祉サービスとして給付され、また一部は老人保健(医療分)給付の中で行われていた。そのため、部門別社会保障給付費で見ると、従来の介護サービスは、それぞれ「福祉その他」と「医療」に計上されていた。しかし、介護保険制度導入を機に、平成 12 年度からは「福祉その他」へ一本化して計上し、かつ「介護対策」として再掲することにした。

さて、平成 12 年度社会保障給付費報告書には、「介護サービス給付」に関係のある項目が散見される。そこで、表 6 に主な項目を示す。まず、介護保険制度そのものを示すのは、①である。4. 介護保険の行をたどることにより、収入及び支出を

表 6 介護保険の費目を含む項目

項目名	金額	掲載ページ	表タイトル	備考
① 4. 介護保険		P. 20~26	第 9 表 平成 12 年度社会保障費用①~④	行
② 4. 介護保険：給付計 介護保険	32,521 億円	P. 25 P. 17	第 9 表 平成 12 年度社会保障費用③ 第 7 表 制度別社会保障給付費の推移	
③ 介護対策—現物：総計 介護対策—現金：総計	32,353 億円 282 億円	P. 24	第 9 表 平成 12 年度社会保障費用③	列
④ 介護対策(再掲)	32,635 億円	P. 2	表 1 部門別社会保障給付費	
⑤ 老人福祉サービス給付費	35,698 億円	P. 6 P. 15	表 6 高齢者関係給付費 第 5 表 高齢者関係給付費の推移	

注) 掲載ページとは、公表資料「平成 12 年度社会保障給付費」に対応している。公表資料は PDF 形式で研究所のホームページよりダウンロードすることができる。

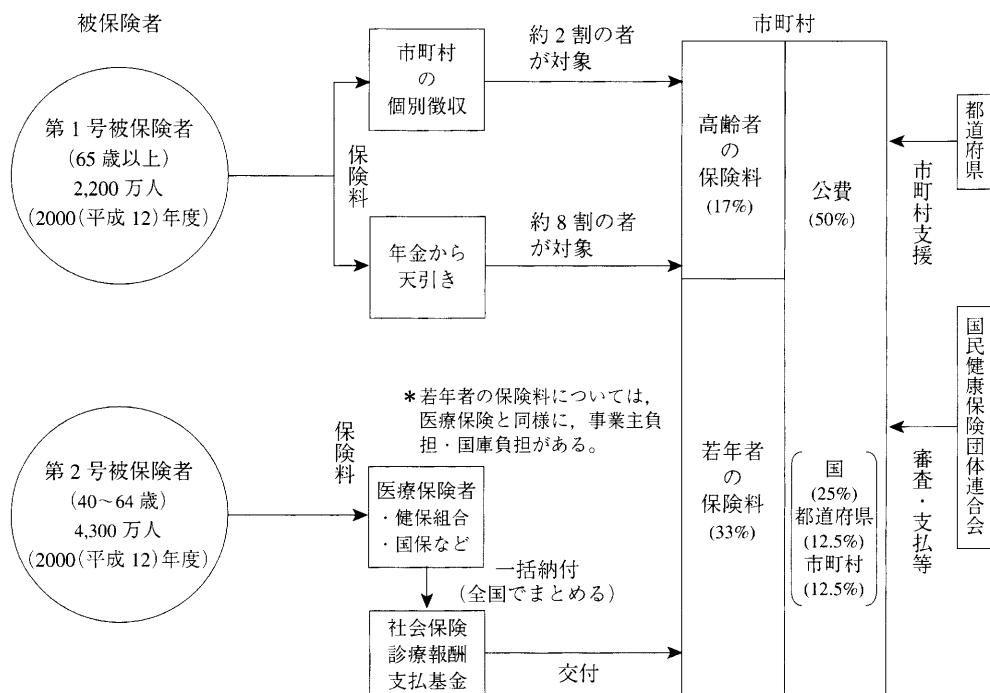
詳細に知ることができる。そのうち、介護保険制度による給付のみを示すのが②であり、介護保険制度の介護対策⁵⁾の合計値を意味する。次に、介護対策の列を縦にたどった総計が③である。介護保険制度による給付に加えて、「介護対策－現物」には公衆衛生制度の原爆被爆者介護保険法一部負担金及び生活保護制度の介護扶助が、「介護対策－現金」には船員保険・雇用保険・国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合の4制度における介護休業給付が、それぞれ計上されている。これらの介護対策の合計値が、④に等しく、部門別社会保障給付費において再掲されている介護対策である。最後に、⑤の老人福祉サービス給付費は、④の介護対策給付費に、社会福祉制度による在宅福祉サービス費等を加えた値である。

2 収入について

介護保険制度では、かかる費用の1割を利用者が利用料として負担し、残り9割の費用について

は、図1の通り「保険料」と「公費(税金)」で、それぞれ50%ずつまかなうこととなっている。介護保険制度の負担については、図1にしたがって、65歳以上の第1号被保険者の保険料は主に老齢・退職年金から天引きされ、40~64歳の第2号被保険者については加入している医療保険の保険料に上乗せして徴収される、と説明されることが多い。

平成12年度の実績を、図2に示す。まずこの図を見るときに留意しなければならないのは、平成12年度が介護保険制度導入初年度であり次に紹介するように必ずしも法律上定められた財源構造にはなっていないということである。例えば、第1号被保険者保険料に関しては、半年間は全く保険料を徴収せず、半年間は半額徴収、という経過措置がとられたため、全ての人から全額徴収できていたとしても、法定徴収額の1/4にとどまっていた。また、国庫負担には法定負担25%の他に、臨時特例交付金(円滑導入基金)が含まれて



出所) 『平成12年度版 厚生白書』。

図1 介護保険制度の財源構成

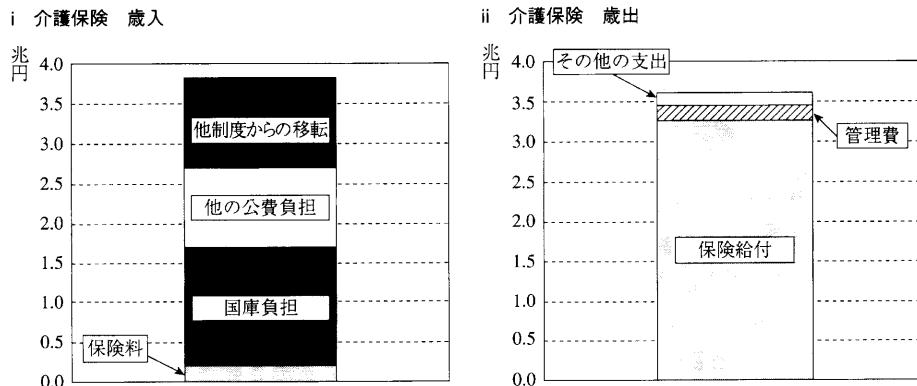


図 2 介護保険 歳入と歳出の構造(平成 12 年度実績)

表 7 被保険者負担の流れ

各医療保険	支出		収入
	保険料	他制度への移転	
政府管掌健康保険		3,016 億円	保険料 1,924 億円
組合管掌健康保険		2,847 億円	他制度からの移転 11,243 億円
国民健康保険	保険料	4,388 億円	
船員保険	納付金	15 億円	
私立学校振興・共済事業団	税	81 億円	
国家公務員共済組合		236 億円	
地方公務員等共済組合		687 億円	
	計	11,271 億円	

おり、法定負担額より大きくなっている。

さて、図 2-i は、表 6 の①で示した「介護保険」の収入構造より作成したグラフである。このグラフで最も目につくのは、図 1 で示した介護保険の財源構成では保険料で 50% をまかぬうとしているにもかかわらず、集計結果そのものの介護保険財源においては保険料収入が非常に小さく、それに比べて、「他制度からの移転」が非常に大きいことである。これは、社会保障給付費の集計する介護保険制度においては、保険料とは第 1 号被保険者の保険料のみを意味し、第 2 号被保険者による負担は「他制度からの移転」^⑥と示されているためである。では、いわゆる第 2 号被保険者の保険料は、どのような形で計上されているのだろうか。第 2 号被保険者分は、各健康保険制度の

被保険者拠出及び事業主拠出として計上されている。

実際の流れは、表 7 に示す通りである。まず、各医療保険制度において、保険料の一部として拠出され、他制度への移転の一部である介護納付金として診療報酬支払基金に移転される。診療報酬支払基金は、各医療保険制度から徴収した納付金を介護給付費交付金として交付するので、介護保険制度収入には他制度からの移転としてあらわれる。このような負担の流れからわかるように、決算統計上は第 2 号保険料というものは存在せず、老人保健制度における老人保健拠出金と同様の制度間費用の受け渡し、すなわち財源調整によって、介護保険の財源に一部が支弁されているのである。

3 支出について

介護保険制度の保険給付は、図2-iiからもわかる通り約3.3兆円であり、支出の9割を占めている。この給付の内訳は、介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、高額介護サービス等費、市町村特別給付費、審査支払手数料、その他の保険給付費と、保健福祉事業費からなる。では、市町村を保険者とする介護保険制度の1つの特色である、市町村独自の『上乗せサービス』⁷⁾や『横だしサービス』⁸⁾は、給付費にどのようにあらわれているであろうか。『横だしサービス』として介護保険制度の給付の約0.01%である約4億円が市町村特別給付に計上されている他には、明示的にはあらわれてこない。『上乗せ・横だしサービス』が、市町村独自のサービスであり、そのサービスを貢うための独自財源が第1号被保険者保険料のみであるという性質上、初年度の給付の規模が小さいことは想像に難くない。介護保険料の高騰を避けたい多くの市町村が『上乗せ・横だしサービス』の実施を見送っていることもあり、次年度以降の動向に注目したい。

4 社会保障給費への計上に関する課題について

厚生労働省では、「介護保険特別会計経理状況介護サービス事業勘定」を公表⁹⁾している。これは、市町村が自ら介護保健施設の運営等を保健福祉事業として行っている場合の、サービス提供を行っている事業に関する、事業者としての会計である¹⁰⁾。このサービス事業勘定に示されている国庫支出金や都道府県支出金は、それぞれ国庫負担や地方負担であるし、居宅サービス事業費や施設介護サービス事業費、居宅介護支援事業費などの事業費は給付を含むと考えられる。そうであるならば、社会保障給付費の考え方に基づくと、地方が行っている介護サービス事業に関しても、一部自己負担分を除いてすべて給付費に計上すべきではないだろうか。しかし、平成12年度より集計がはじまった介護サービス事業勘定は、制度施行初年度で時間をかけて精査されるべき費用であるとの原局の判断により、社会保障給付費への計上を平成12年度は行っていない。ちなみに平成12

年度介護サービス事業勘定に計上された給付費¹¹⁾は約169億円であった。このような地方単独事業の給付費計上については社会保障給付費では従来からも課題となっているところなので、将来的にデータの精度を確保した上で計上することになるだろう。

平成12年度社会保障給付費の推計作業およびとりまとめは、勝又幸子・宮里尚三・佐藤雅代が担当した。本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部
第3室 03-3595-2985(総合企画部直通) 又は勝又幸子(YUKIKO-KA@ipss.go.jp)

社会保障給付費及び国際比較データはすべて国立社会保障・人口問題研究所のホームページで公表している。<http://www.ipss.go.jp>

本文の表章で△は減少数(率)を表わす。

注

1) 雇用保険の求職者給付1,492億円の減は、受給者実人員の減によるものである。

一般求職者給付の支給状況	受給者実人員	支給総額	完全失業率
H 10 年度	1,053千人	2兆0,165億円	4.1%
H 11 年度	1,068千人	2兆1,095億円	4.7%
H 12 年度	1,029千人	1兆9,909億円	4.7%

* 厚生労働省職業安定局「雇用保険事業統計」、総務省統計局「労働力調査」による。

2) 厚生年金基金等とは厚生年金基金と石炭鉱業年金基金である。なお、厚生年金基金には、厚生年金の代行部分の給付も含まれている。

3) 平成9年度以前においては資産も資産以外も簿価ベースであったが、平成9年度より時価ベース評価に変更された。平成9年度においては簿価から時価への移行にともなう評価益(1,636億円)が含まれており、前年度に比べて大きな変化があった。

4) 表7から分かるように平成9年度と平成12年度以外は厚生年金基金の運用収入と社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入は、ほぼ同じ値である。したがって、運用収入がマイナスにならない限り、社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入と厚生年金基金の運

用収入はほぼ同じものと考えても問題が無いようと思われる。

- 5) 介護保険制度の介護対策 (32,521 億円) = 現物 (32,255 億円) + 現金 (266 億円)。
- 6) 制度別個票では費目名で支払基金交付金とされている。
- 7) 市町村が独自に定めた、法定の支給限度基準額を超える額を当該市町村における支給限度基準額として行うサービス給付。
- 8) 法定給付サービスの他に、市町村が独自に条例により定め行うサービス給付。保健福祉事業を『横だしサービス』に加える場合もある。
- 9) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jokyo00/index.html> 第 24 表として掲載。第 23 表「介護保険特別会計経理状況 保険事業勘定」が、社会保障給付費集計のために厚生労

働省から提供を受けた数値に近い。

なお、社会保障給付費の範疇では、介護サービス勘定の精度が上がったとしても、他制度との関係で介護サービス勘定をそのまま追加的に計上することはできない。

- 10) 介護保健施設の運営等を保健福祉事業として行っていない市町村には、介護サービス事業勘定は無い。
- 11) 事業費 (居宅サービス事業費、施設介護サービス事業費、居宅介護支援事業費、その他) 合計。
(かつまた・ゆきこ 総合企画部第 3 室長)
(みやざと・なおみ 社会保障応用分析
研究部研究員)
(さとう・まさよ 総合企画部研究員)

社会保障法判例

小島晴洋

定員不足による保育所入所措置保留処分に関し、児童福祉法上の違法は認定されず行政手続上の違法のみが認定されて、慰謝料請求が認容された事例（東大阪市保育所入所保留処分損害賠償請求事件）

大阪地方裁判所平成14年6月28日判決『賃金と社会保障』1327号53頁（平成10年（行ウ）第62号損害賠償請求事件〔第1事件〕，平成12年（ワ）第8897号損害賠償請求事件〔第2事件〕）

I 事実の概要

1 原告A1および原告A2（以下「原告Aら」という），原告B1および原告B2（以下「原告Bら」という）ならびに原告C1および原告C2（以下「原告Cら」という）は，それぞれ夫婦であって，それぞれ子A3（平成7年9月28日生まれ），B3（平成8年11月15日生まれ）およびC3（平成8年6月22日生まれ）を養育する者である。

原告Aらは平成9年中に，また原告Bらは平成9年1月10日に，それぞれ東大阪市中福祉事務所長に対し，A3およびB3につき保育所入所措置申請を行ったが，中福祉事務所長は，平成10年2月27日，保育所の収容能力の関係上入所の見込みがつきにくいとの理由で，保育所入所措置を保留する旨の処分を行った。また，原告Cらは平成9年5月8日，東大阪市東福祉事務所長に対し，C3につき保育所入所措置申請を行ったが，東福祉事務所長は，平成10年2月27日，保

育所の収容能力の関係上入所の見込みがつきにくいとの理由で，保育所入所措置を保留する旨の処分を行った。

2 原告Aら，原告Bらおよび原告Cらは，それぞれ平成10年4月24日東大阪市長に対し，本件各保留処分につき行政不服審査法に基づき審査請求を行ったが，同市長は，平成10年8月4日，それぞれの審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

3 原告Aら，原告Bらおよび原告Cらを含む8組の父母は，平成10年10月9日「保育所入所保留処分の取消しを求める行政訴訟」を提起したが，その後，平成11年3月までに原告たちの養育する児童が全員保育所に入所するなど，状況が変化したことを踏まえ，平成11年3月，訴えを損害賠償請求に変更した。その時点で，原告は3組となった（第1事件）。その後，小平市事件（最判平成4.6.23）判決との関連を考慮し，父母だけでなく児童（A3）も原告に追加した（第2事

件)。

4 被告は東大阪市であり、原告側の請求は、
①本件各保留処分に関する措置権者たる被告自身の違法行為による損害賠償請求(民法709条)¹⁾、
②本件各保留処分に関する中福祉事務所長および東福祉事務所長の違法行為による損害賠償請求(国家賠償法1条1項)、および、③裁決に関する東大阪市長の違法行為による損害賠償請求(国家賠償法1条1項)である。

5 判決は、本件各保留処分が児童福祉法(以下「法」という)24条に違反するという原告らの主張は認めず、①保育所入所措置を決定するための審査基準が公にされていなかったこと(行政手続法5条3項違反)、②本件各保留処分について理由が提示されていなかったこと(行政手続法8条1項違反)、③審査請求において口頭意見陳述の機会が与えられなかったこと(行政不服審査法25条1項ただし書違反)、および④裁決書に具体的な理由の記載がないこと(行政不服審査法41条1項違反)という、手続的な違法のみを認定し、国家賠償法1条1項に基づいて、第1事件原告らに対し、精神的損害に対する慰謝料として1人あたり15万円の支払いを命じた(請求一部認容)。第2事件に関しては原告の請求を棄却した。双方控訴せず、確定した。

II 判 旨

1 法24条本文違反について

(1) …市町村は、児童の保護(ママ)に欠けるところがあると認めるときは、「やむを得ない事由」がない限り、当該児童を保育所に入所させて保育する措置を探る義務がある…

…付近にある保育所の定員が不足している場合には「やむを得ない事由」が認められるものと解するのが相当である。もっとも…本来保育に欠ける児童は保育所に入所させて保育するのが原則であることからすると、…当該保育に欠ける児童よりも保育の必要性が高い保育に欠ける児童を優先

的に入所させた結果、付近にある保育所の定員に空きがなくなった場合にはじめて「やむを得ない事由」があるものと解すべきである。

…[いざれの者が保育の必要性が高いかについては]…基本的には、入所措置を行う権限を有する行政庁の裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

…福祉事務所長は、本件選考指数に従って、入所の可否を判断している[が]…、本件選考指数が不合理なものとは認められない。[また、その適用にも違法ではなく]…本件各保留処分は、いざれも法24条本文に違反するものとは認められない。

(2) …市町村が、「やむを得ない事由」がない限り、保育に欠ける児童を保育所において保育する義務を負担していることは法24条の文言上明らかであり、児童の保護者に児童を育成する義務があるからといって市町村のかかる義務が否定されるいわれはなく、また、市町村がかかる義務に反したことにより、保護者が損害を被った場合には、損害賠償請求を否定する理由はない…。

(3) …保育に欠ける児童ら全員が入所することができるよう保育所を整備する政治的責務があるものと解されるが、[法1条および2条は]…それを超えて市町村に対し保育所の設置に向けた特定の具体的な行為を行うことを義務づけた規定であるとまでは解することができず、その他、市町村に対して保育所を設置することを義務づける規定はないから、市町村は保育所の整備を行って定員を確保する法的義務を負っているとの主張はその前提を欠く…。

2 法24条ただし書違反について

…市町村が保育に欠ける児童につき保育所に入所させて保育する措置を採らなかったうえ、「その他適切な保護」(ママ)を加えなかった場合には、かかる市町村の不作為は法24条ただし書に反し違法である…。

…「その他適切な保護」とは、…保育に欠ける児童保育状況を改善することに資する措置を行うことを指すものと解され…、市町村が、保育に欠

ける児童が入所した簡易保育施設に対して補助金を交付することも法24条ただし書にいうところの「その他適切な保護」に当たるというべきである。

…市町村が自ら保育事業を行うことに限定する必要性もない…。…「その他適切な保護」として保育所と同程度の内実を持つ代替措置をとらなければならないとする原告らの主張はどうい採用することができない。

III 解 説

判旨1には賛成するが、判旨2については疑問がある。

1 はじめに

この事件は保育所入所措置をめぐるものであるが、入所措置要件である「保育に欠ける」(法24条)こと自体については、当事者間に争いがなかった。「保育に欠ける」ことを前提としながら不措置とすることができるかが争われた点が、この事件の特徴の1つである。

それに関連して、この事件で問題とされた行政処分が「保留処分」というものであったことについて、はじめに触れておく必要があろう。

本件保留処分は、いずれも『保育に欠ける』ことを前提とした不措置処分」と解される。背景は、慢性的な定員不足の中で形成されてきた実務上の工夫であったものと想像される(東大阪市において、かつて保育所入所申請に対する不作為の違法が確認された裁判例があった²⁾)。そのような実務自体が問題となる可能性があるが、本件では争点となっていない。本判決の判旨は、「保留処分」を「不措置処分」と読み替えて大差ないものと思われる。

また、本件においては、審査基準が公にされていなかったこと、処分について理由が提示されていなかったことなどの手続的な違法が認定されて、原告の請求の一部が認容された。行政手続法および行政不服審査法に関する争点については、それぞれ一定の意義があることが想像されるが(とく

に行政手続法5条3項など)，さしあたり扱わない(判旨も省略している)³⁾。児童福祉法に関する部分についてのみ、検討する。

2 本判決の意義および先行裁判例

(1) 東京高裁の判例を正面から否定した意義
保育所入所措置が争われた裁判例は数件報告されているが、もっとも類似した事案として、小平市損害賠償請求事件がある(①第一審：東京地判昭和61.9.30『判例時報』1218号93頁，②控訴審：東京高判平成1.3.28『東京高等裁判所民事判決時報』40巻1-4号31頁，③上告審：最3小判平成4.6.23判例集未登載)。被告側が東京高判の論旨に基づき保留処分が違法でない旨の主張を行ったのに対して、本判決は、正面からそれを否定した(判旨1(2))。

(2) 法24条ただし書「その他の適切な保護」を明確に判示した意義

「その他の適切な保護」についての過去の裁判例としては、次の2件が報告されている⁴⁾：①広島地判昭和42.4.18『判例タイムズ』207号135頁，②東京地判昭和61.9.30『判例時報』1218号93頁(小平市事件一審)。前者は、保育所と同様の機能を有する「町立児童館」(法40条の児童厚生施設)へ入館させることを「やむを得ない事由」に該当するとして違法でないとしたものであり、後者は、原告が入園している無認可保育施設に被告市が補助金を交付していることをもって、「違法はない」とした。

しかし、これらの裁判例では、「町立児童館への入所」も「無認可保育施設への補助金交付」も、それ自体が「その他の適切な保護」に当たるとは、明確には言っていない。本判決では、一般論として「その他の適切な保護」の定義を示すとともに、さらに「簡易保育施設に対する補助金交付は『その他の適切な保護』に当たる」と言い切るなど、法24条ただし書について詳細な解釈を示している(判旨2)。

(3) 法改正と本判決の射程

法24条は、平成9年6月4日法律74号により大幅に改正され、措置制度から「保育の実施」に

改められた(平成10年4月1日施行)。本事件は、改正前の法24条に関するものである⁵⁾。新制度(現行)についてはいくつかの解釈があり、行政解釈が「公法上の契約」としているのに対しても(児童福祉法規研究会(1999)pp.167-168)、学説は従来の措置制度と本質的な変化はないとするものが多い(秋元(1997)pp.30-32、堀(1997)pp.178-180、桑原・田村(1998)pp.142-144)。しかし、いずれにしても法24条本文に関しては、文言が大幅に変わっている以上、判旨を現行制度にそのまま当てはめることは難しいであろう。

法24条ただし書については、平成9年改正でもほとんど変更はなかった。「その他の適切な保護」の意義に関する判旨は、現行制度にも当てはまるものと考えられる。

3 法24条本文について

(1) 本判旨の基本構造(判旨1(1))

本判旨の基本的な構造は、次のとおりである：

- ①「保育に欠ける」、
- ②「やむを得ない事由」がない限り措置義務がある、
- ③保育の必要性が高い順に入所させた結果の「定員不足」は「やむを得ない事由」に該当する、
- ④保育の必要性の判断は措置権者の裁量に委ねられている。

この基本構造は、極めて順当で適切なものということができる。そして、福祉事務所長が判断の根拠とした「選考指數」と、その具体的適用とを詳細に審査・判断した結果、裁量を逸脱した違法はないとしたが、その判断も是認しうるものであろう。

(2) 小平市事件裁判例との関係(判旨1(2))

これに対して被告は、「入所措置を解怠したことにより、児童の保護者が費用を負担せざるを得なくなったとしても、保護者の財産的法益を違法に侵害したものとはいえない」と主張していた。その主張に従えば、本件保留処分の適否に関わらず、保護者には損害賠償が認められないことになるが、判旨はその主張を退けて、処分の適否につ

いての実体的判断を行った。以下、この問題について論ずる。

被告のこの主張は、小平市損害賠償請求事件控訴審判決に沿ったものである。小平市の事件は、本件とほとんど同様の事案であるが、一審判決が「不措置処分が違法でない」との実体判断をしたのに対して、控訴審判決は「入所措置の懈怠は保護者の財産的法益を違法に侵害するものではない」として、不措置処分の適否を判断することなく、原告の損害賠償請求を棄却したものであった。以下、控訴審判決の主要部分を引用する：

「…児童の保護者は、国及び地方公共団体と並んで児童の保育の責任を負い、右責任の負担について国及び地方公共団体に劣後するものとは到底いえないから、当然その費用をも負担すべきものであり、自らの経済的負担の軽減を図る見地から市町村長に対し法24条による措置をとることを要求することができる立場にあるものではない。したがって、仮に市町村長が右措置を解怠したことによって児童の保護者が保護費用の全額を負担せざるを得なくなったとしても、右懈怠は保護者の財産的法益を違法に侵害するものであるということはできず、また、逆に右措置がとられることによって保護者が保護費用の一部の負担を免れることがあつても、それは右措置に伴う反射的利益にすぎない。」

被告の主張はこの判旨をほとんどそのまま引用するものであったが、本判決は、それを退け、「児童の保護者に児童を育成する義務があるからといって市町村のかかる義務が否定されるいわれはなく、また、市町村がかかる義務に反したことにより、保護者が損害を被った場合には、損害賠償請求を否定する理由はない」と判示した。この点で、本判決は、小平市損害賠償請求事件における東京高裁の判断を、正面から否定したものと評することができる。

小平市事件控訴審判決に対しては、学説はおおむね批判的であった(菊池(1991b)pp.48-50、堀(1992)pp.455-459)。主要な論点は、①国家賠償訴訟において反射的利益論は成立するか、②

法24条の利益が与えられる対象は児童のみか保護者も含むか、の2点であるが、いずれに関しても判決の論旨が説得的でなかったためである。本文は小平市事件の評釈ではないので詳論は差し控えるが、私見では、この控訴審判決は単に「そもそも権利がないから権利侵害もありえない」といつているにすぎないものと思われる。その点で、これは、その3年後に同じ東京高裁から出された「養護老人ホーム個室入所請求事件」判決(平成4.11.30判例集未登載、「措置を受けることにより老人ホームにおいて養護されることは、老人に与えられた権利ではなく、地方公共団体に措置義務があることから派生する反射的利益にすぎない」とする)と同根のものであろう⁶⁾。措置制度における伝統的な行政解釈であるいわゆる「反射的利益論」が、国家賠償訴訟の場面においても表出してきたものと想像できるからである⁷⁾。

保育所や養護老人ホームのような「義務づけ規定」⁸⁾の措置制度の場合には、利用者に入所の請求権を認める立場が通説であり、その考えに立てば、その侵害による損害賠償は当然認められるべきであることになる⁹⁾。本判決はそのような立場に立ったものと考えられるが、学説の大勢に従つたむしろ当然の判断とはいえ、東京高裁の先例を正面から否定した意義は大きいものと思われる。

なお、小平市事件の上告審判決(最3小判平成4.6.23判例集未登載)は、控訴審判決と異なり、明確に損害の発生を否定するという論理構成をとっている¹⁰⁾(控訴審判決は、むしろ、違法性を否定しているように読める)。本判決では、被告側が違法性の問題として小平市事件控訴審判決の論旨を引用して主張したため、やはり違法性の問題として判断された。すなわち、損害発生についての最高裁判例には触れられていないことになる。

(3) 市町村の保育所整備義務について(判旨 1(3))

原告側は、「法24条の権利は、保育所が設置され、その定員が確保されていることを前提として成立する権利であるから、市町村は、保育所の整備を行って定員を確保する義務を負っている」と主張した。

保育所の整備が、市町村の政治的な責務であることは当然としても、直ちに法的な義務とはいえないだろう。第一に、法24条ただし書の存在により市町村は「その他の適切な保護」を加えればいいのであり、第二に、市町村自らが整備するのではなく民間の保育所に措置委託をしてもいいからである。ゆえに判旨は正当である。

なお、法24条ただし書がないとすれば、「保育に欠ける」のに不措置とすることは、保育所の収容能力の有無に関わらず違法となると考えられる。その前提に立てば、「市町村が自ら整備する義務」は困難としても、「民間施設も含め、定員を確保する義務」を構成する余地はあるものと考えられる。

4 法24条ただし書について

(1) はじめに

法24条ただし書についての本判旨の基本構造は、「『保育に欠ける』児童について、保育所入所措置も『その他の適切な保護』も加えないのは違法である」とするものであり、それ自体は正当である。法24条の文言からそれ以外の解釈を導き出すことは難しいだろう。

しかし、問題は「その他の適切な保護」とは何かということであり、以下この問題について論ずることとする。

(2) 「その他の適切な保護」の意義について (判旨に疑問がある)

(a) 本判決の判示内容

「その他の適切な保護」についての判示内容は、以下のように整理できよう：

- ①「その他の適切な保護」とは、「保育に欠ける児童保育状況を改善することに資する措置を行うことを指す」。
- ②市町村が、保育に欠ける児童が入所した簡易保育施設に対して補助金を交付することも「その他の適切な保護」に当たる。
- ③市町村が自ら保育事業を行うことに限定する必要はない。
- ④保育所と同程度の代替措置である必要はない。これらは、先に紹介した先行裁判例による判示

内容と比較して、詳細で明確である。本判決では、一般論として①を明確に述べ、さらに「簡易保育施設に対する補助金交付は『その他の適切な保護』にあたる」と言い切っている(②)。また、主体、程度に関する③④も新しい。

(b) 行政解釈および学説

行政解釈では、ほぼ一貫して、昼間里親や隣人への委託、家政婦の斡旋、季節保育所、へき地保育所などが例として挙げられてきた(竹内(1978)p.151)。平成9年改正後のものであるが、最近ではそれらに加え、家庭内保育(いわゆる「保育ママ」)による対応や、「『適切な保護』にふさわしい一定の質が確保された認可外保育施設に対するあっせん等を行うことも該当しうるものである」との見解が示されている(児童福祉法規研究会(1999)p.180)。

学説では、第一に厳格に解釈する立場がある。たとえば、「補助金支出だけでは、市町村が自らの事務として、『その他の適切な保護』を行ったことにならない」とするもの(田村(1992)pp.127-128)、「そもそも入所措置という個別的な行為の代替措置である以上、少なくともそれは当該要保育児童に対する個別具体的な対応であるべき」とするもの(秋元(1991)p.205)などである。一方で比較的緩やかに解釈する見解も示されており、「無認可保育施設に対する補助が、一般的には『届出人員を基礎として一定の委託費の交付決定を定期的に行う』ことから、その過程全体を包括的に捉えて『適切な保護』が尽くされたと考えることができる」(菊池(1988)p.41)、「常に行政処分性を有しなければならないとすれば疑問である」(菊池(1991)p.53)などとする。この立場からは、法51条1号の2が法24条本文の措置にのみ市町村の支弁を定め、法24条ただし書の「その他の適切な保護」には財政上の法的裏付けがないことも指摘されている(菊池(1991)p.53)。

(c) 考察

行政処分である必要があるか、また市町村が自ら事業を行う必要があるかは別としても、法24条の文言を素直に読む限り、「その他の適切な保護」は、少なくとも当該児童に対する「個別具体

的な対応であるべき」と思われる。その点で、判示①②は、広きに失するものと考えられる。簡易保育施設に対する補助を「その他の適切な保護」というためには、緩やかに解する上記学説の考え方を採用したとしても、当該要保育児童に関する個別の対応として補助を行った旨の立証が必要と考えるべきであろう。

また、内容的には、必ずしも保育所と同等でなくとも、均衡を失しない程度の一定の質が必要であろう。この点で、本判決が「保育所と同程度の代替措置である必要はない」とのみ判示する(④)のは、行政解釈よりも緩やかであり、法の趣旨に反するのではないかろうか。なお、財政上の裏付けがないのは、あくまでも例外的な施策と捉えられているためであり、本来の施策である保育所の整備を促すためと考えるべきであろう。

(3) 結論

結論として、本事件の場合、「その他の適切な保護」がなされていない違法があると考えるべきである。

なお、違法性相対化説によれば、それは、抗告訴訟上の違法であっても国家賠償法上の違法とはいえないのではないかとの意見があり得る(堀(1990)pp.234-235)。私見は、むしろ違法性は同一と考え、故意・過失の有無や損害の有無、相当因果関係などで判断すべきものと考えるが(宇賀(1997)pp.42-68など)、いずれにしても、本件の事実関係のもとでは、被告東大阪市の行政努力は極端に不足しているようであるので、損害賠償を認めるべきであつただろうと思われる。

注

- 1) 原告側は、法24条違反について、公務員(福祉事務所長)の違法行為による国家賠償請求と並んで、被告(市)自身の違法行為による民法に基づく損害賠償請求も主張した。一般に、国または公共団体の活動に基づく損害について、その賠償請求が国家賠償法に基づくか民法に基づくかは、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に当たるかどうかによって区分される(塩野(1994)p.235など)。原告側が民法に基づいて請求した理由は、とくに法24条ただし書に基づく「その他の適切な保護」を行うことが、「公権力

- の行使」に当たらない可能性があることを考慮したものと思われる。しかし、判決では法 24 条違反はないとされたので、この問題についての判断は示されなかった。
- 2) 大阪地判昭和 47.3.29 田村和之 (1982) 『保育所関係判例集』保育研究所 19 頁。
 - 3) 法 24 条に基づく保育所入所措置処分が「申請に対する処分」として行政手続法 5 条の対象となるかについては、争点とならず、対象となることを前提として審理・判断が行われている。
 - 4) 千葉地松戸支判昭和 63.12.2 『判例時報』1302 号 133 頁 (無認可保育所乳児死亡損害賠償請求事件) では、原告側は「家庭保育福祉員制度」を「その他の適切な保護」であると主張したが、判決では法 24 条ただし書についての判断はされなかった。
 - 5) 改正前の法 24 条は次のとおりである：

第 24 条 市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならぬ。

 - 6) この事件については、堀 (1996) を参照。
 - 7) 老人福祉法と児童福祉法の違い、義務づけ訴訟と損害賠償訴訟の違いなど、両事件の相違点は多く、単純に比較できないことは当然であるが、基本的な思考回路は同一のものと考えられるのではなかろうか。
 - 8) 法 24 条、老人福祉法 11 条のような、「措置を採らなければならない」との規定。これに対して、「措置を探ることができる」との規定は、権限賦与規定である。
 - 9) 措置を受ける権利は児童のみにあって、保護者にはないのではないか、という論点はなお残される。しかし、私見ではこれはそれほど大きな論点とは思われない。保育という場面においては、児童の利益も保護者の利益も、基本的に不可分のものと考えられるからである。菊池 (1991 b) p. 49 および堀 (1992) pp. 457-459 は、それぞれ詳細に論じて、法 24 条は保護者にも法

益を与えたものとしている。

- 10) 小平市事件最高裁判決については、堀 (1993) を参照。

参考文献

- 秋元美世 (1991) 「保育に欠ける児童に対する保育所入所措置をとらない違法性」『別冊ジュリスト』113 号：社会保障判例百選 (第 2 版)』、204-205 頁。
- (1997) 「保育制度改革と児童福祉法の改正」『法律時報』69 卷 8 号、27-33 頁。
- 宇賀克也 (1997) 『国家補償法』、有斐閣。
- 菊池馨実 (1988) 「「保育に欠ける」児童と児童福祉法第 24 条但書にいう「適切な保護」」『賃金と社会保障』981 号、37-43 頁。
- (1991a) 「保育所入所をめぐる法律問題(上)」『賃金と社会保障』1051 号、45-60 頁。
- (1991b) 「保育所入所をめぐる法律問題(下)」『賃金と社会保障』1053 号、41-56 頁。
- 桑原洋子・田村和之編 (1998) 『実務注釈児童福祉法』、信山社。
- 塙野 宏 (1994) 『行政法 II [第二版]』、有斐閣。
- 児童福祉法規研究会編 (1999) 『最新-児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法の解説』、時事通信社。
- 竹内嘉巳 (1978) 『新版増補児童福祉法・母子福祉法・母子保健法の解説』、時事通信社。
- 田村和之 (1992) 『保育所行政の法律問題(新版)』、勁草書房。
- (2002) 「東大阪市保育所未入所訴訟に関する大阪地方裁判所意見書(抜粋) (2001 年 12 月 17 日)」『保育情報』304 号、18-26 頁。
- 原野早知子 (2002) 「東大阪保育所訴訟・大阪地裁判決(平 14・6・28)の意義」『賃金と社会保障』1327 号、49-52 頁。
- 堀 勝洋 (1990) 『社会保障法判例』中央法規、223-237 頁。
- (1992) 「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』27 卷 4 号、453-462 頁。
- (1993) 「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』29 卷 1 号、87-94 頁。
- (1996) 「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』32 卷 1 号、78-85 頁。
- (1997) 『現代社会保障・社会福祉の基本問題』、ミネルヴァ書房。
(こじま・せいよう 大阪学院大学教授)

書評

塩野谷祐一著

『経済と倫理——福祉国家の哲学』

(東京大学出版会, 2002年)

川本 隆史

I

2002年10月12日と13日の両日、一橋大学において日本倫理学会第53回大会が開催された。二日目の大会共通課題は「経済と倫理」。午前中が二つの会場に分かれて六つの報告、午後から全体討論というプログラムのもと、第1会場の最終報告者に登場したのが著者の塩野谷祐一である。企画・人選の段階で非会員の彼を推し、事前の依頼と交渉役を務めたこの私は、責任感と期待をもって会場に赴いた。半年前の4月に出版された本書を携えていたことは言うまでもない。「道徳原理と経済原理——効率・正義・卓越」と題された発表要旨(塩野谷2002a)は、この本の一部を簡約・敷衍する内容となっているが、本番は興味深いエピソードから説き起こされた。それは20年ほど前のアメリカの新聞紙上で、社会学者のダニエル・ベル、哲学者のロバート・ノージック、経済学者のジェームズ・トービンという錚々たる連中が「レーガン時代における社会正義の目的と手段」をテーマに繰り広げた論争である(Bell et al. 1982)。機会の平等と結果の平等、個人の自由と社会の責任、市場と政府……といったホットな争点をめぐって、意見の相違が明確になっていく。その過程で、「少しばかり経済学をかじった哲学者ほど、危険な存在はない」とトービンに皮肉られたノージックが、「それは哲学をまるで知らない経済学者を除いての話だ」と反撃したというもの。私はこの応酬をノージック哲学の欠陥・硬直性の証しとして引き合いに出したことがあるが(川本1990, p.178), 塩野谷は「学問における近代主義の支配の下で、経済を扱う経済学と倫理を扱う倫理学とは、それぞれ没交渉な仮想世界を構築してきた」(本書「まえがき」i——以下、本書の引用箇所はページ数のみで示す)ことの端的な例示に用いようとした。まさしく「経済と倫理の関係を問うことは、2つの学問の根

底を脅かすほどの意味を持つのであって、慎重な配慮を必要とする事業である」(i)点に注意を喚起したわけなのだ。

残念ながら午後の討論では、塩野谷経済哲学の用語法(特に善や自由の位置づけ)に質問が集中し、「経済と倫理とは「善」をインターフェイスとして接合し、一方で、「正」と「徳」とが「善」の世界すなわち経済の世界を規制する。他方で、経済は「資源・財・善」という実在の機構の作動を通じて、倫理に対して「正」と「徳」の評価対象を提供する」(塩野谷2002a, p.15)という基本構想にまで踏み込んだ議論がなされなかった。また他の五人の報告者(ライプニッツの保険論とマルクスの市場批判を取り上げた二名と、日本の近世、近代、戦後を対象に「経済と倫理」の関連を考察した三名)との間にも、実りある対話が生じなかったうらみが残る。この場を借りて、「大胆に分野間交流に乗り出し、交流の場のパラダイムの研究に貢献する」(iii-iv)活動を率先垂範してくれた著者に改めてお礼申し上げると共に、当日の不備を少しでも埋める努力をしたい。

II

本書に入る前に、塩野谷の前著『価値理念の構造』(塩野谷1984)に触れておくべきだろう。この本への拙い感想を綴った文章(川本1985)のおかげで、著者との面識を得られた。その彼が数々の貴重な学問的交流の場を提供してくれたからこそ、今の私がある。カントの社会哲学を勉強していた一大学院生が偶然、ジョン・ロールズの『正義論』(1971年)と出会い、カントを現代に生かす活路を見出した。手探りでテキストと格闘していた頃、経済学では青木昌彦と塩野谷祐一、政治学では藤原保信、法哲学では田中成明らの先達がいることを知る。彼らの業績に助けられながら、ロールズおよび現代倫理学の研究に踏み込んでいた私

に強い衝撃を及ぼし、「社会理論のネットワーキング」(川本 1995)を志すきっかけを与えたのが、「規範的経済学の基礎についての哲学的研究」を主題とする前著だったのである。

それから二十年近い歳月を経て上梓された本書は、まさに著者の経済哲学の総決算となっている。ロールズの功利主義批判を深化させるかたちで、「理念」の次元における「効率対正義」の哲学的基礎を論究した前著を補うべく、『正義論』以降に登場した諸潮流(自由至上主義や共同体主義、徳の倫理学など)の検討を踏まえて、「自由対卓越」の哲学的基礎を論じ、さらに「制度」の次元を導入して、「資本主義・民主主義・社会保障」の三層構造からなる福祉国家に即して、「理念」と「制度」との整合化を企てている。「ポジティブな社会保障」の提案を含むその基本路線についてはほぼ同感できるし、練り上げられた論述には間然するところがない。

二つだけ注文をつける。第一は、著者の理想とする社会像に対して——「「卓越」した社会こそ、豊かな社会の目指すべき目標である。それは伝統の中で自己を形成し、多様な文化的可能性を許容しつつ、人間の創造的能力が發揮され、知的フロンティアがたえず拡大され、人類の遺産として残るに値する学問・芸術・思想・文化・道徳・教育を生み出すような共同体である。……あらゆる人間が有徳の存在として能力を十分に発揮し、個性的な生き方を生み出し、全体として高度の人間味ある社会を作り上げることが「卓越」である。」(381)

森村進(森村 2002, p. 416)のように、ここに「エリート主義」を嗅ぎとったり、「能力の実現ばかりを高く評価して、無為の楽しさ(dolce far niente)を軽視している」と難じるつもりはない。むしろ私は「卓越」の中身に、作家の森まゆみの達見を盛り込みたい。「本当の生活の豊かさ」を保障するのが、「収入の多寡ではなく、町と人間関係が大きな要素である」と気づいたという自伝風エッセイに、こうある。

「気に入った喫茶店があるということ、気になる木や花のある散歩道をみつけたこと、すし、うなぎ、そば、天ぷら、カレーなど納得のいく店をみつけられたこと、上り込んでお茶ののめる友人の家が町に多くあるということ、町に出れば友達と出会い立話ができること、子供を寝せたあとにサンダルをつっかけて仲間のいる飲屋へいけるこ

と、使いやすい図書館と仲のいい本屋があること、ギャラリーやコンサートホールが近いこと、自分でもお祭りに関わり、あるいは四季折々の下町のお祭りを楽しめるということ、行きつけの信頼できる病院があり、医者がいること、子供を預けあえる子育て仲間がいること、病気のとき、世話をしあえる友人が町にいること、お金はなくともこんなことだけで生活は十分、豊かになった。ここで生活をいま手放そうとは思わない。」(森 1997, p. 254-255)

森による「生活の豊かさ」の再定義は、「～できること」(行為)および「～になれること」(存在)の集合である「生きかたの幅」、つまりアマルティア・センのいう capability に即している。こうした「卓越」目標のほうが、私には近づきやすい。

第二に、社会的連帯の下部構造とも言うべき租税である。「現実に見られる保険料と租税との区別は道徳原理から見て適切でなく、とりわけ租税についての一般的観念の再評価が必要である」(363)との觀点に立って、「保険方式と租税方式とを一体のものとして理解する道徳原理、およびそれに基礎を置く民主主義的政治意識が、社会保障制度の財政的基礎の再建にとって不可欠である」(369)と結論するのは理解できる。しかし現実の「税制改革」は、著者の正論とは無関係な、さまざまな思惑が入り乱れて進行しているようと思われてならない。たとえば経済財政諮問会議が従来の「公平・中立・簡素」という税の三原則を「公正・活力・簡素」へと切り替えようとしたところ、政府税調から批判が噴出したそうだ(日経新聞 2002, p. 85)。二つの集団の利害対立は報道されても、公正や活力の理念はほとんど問われることがない。道徳原理に依拠した著者の税制改革論をぜひとも展開していただきたい。なお可能であれば、マーフィーとネーゲルの共著『所有権の神話——租税と正義』(Murphy & Nagel 2002)へのコメントも拝聴したい気がする。「われわれが正当に稼いだ所得なのに、政府はその一部を税金として取り立てている」との臆断の無根拠さを暴きながら、私的所有権に関する通俗的神話(日常の自由至上主義!)の切り崩しをねらい、「租税の公正(tax fairness)よりもむしろ社会の公正(societal fairness)こそが租税政策を導く価値であるべきで、所有権は因習・規約に基づくものに過ぎない」と訴えるこの本を、塩野谷はどう論評するのだろうか。

III

本書についてはすでに本格的な書評が複数公表されており、その一部に対する著者のリプライも読める。発表順に瞥見するとしよう。まず財政学者の池上惇は、塩野谷が「社会的関係のなかで時間を通じて持続的に向上するストックとしての全幅的な人間像を提起し、かかる人間を、効用の経済学が前提とする欲求の束としての人間像に対置する」ところに本書の核心を見てとり、「多数者のいきがいと少数者の卓越が共存しうる条件に関心を持った」とする(池上2002)。だが「多数者のいきがい」と「少数者の卓越」を対置し、その共存を図るという設定そのものは、「エリート的卓越主義とは異なるリベラルな卓越主義」(137)を説く本書から導き出せるものではあるまい。

政治学者の小林正弥は、「本書は近年では殆ど最初の、経済哲学の本格的提示にしてかつ卓越主義的な社会科学的著作であり、その意味においても正に記念碑的労作である」との高い評価を加えた上で、「善」の多義性および「共同(体主義)的美德 communal virtue」の軽視という問題点を指摘している(小林2002)。これに対して著者は、道具主義的認識論と制度主義的個人主義の立場から、巧みな応答を試みている(塩野谷2002b)。

法哲学者の森村進は、①ロールズも「自己所有権」を認めているとする著者の解釈を疑問視し、②本書の卓越主義に賛成できないと明言する。そして③強制的な社会保険を「効率」理念を用いて正当化する議論に混乱があると批判している(森村2002)。どのポイントも関心をそそられる。著者からの反論を読みたいものである。

社会学者の今田高俊は、本書を「経済と倫理の復縁をはかり、危機に瀕した福祉国家の再建をめざしたもの」と性格づけ、「卓越の倫理を福祉国家の第一原理として、素直に受け入れられるか否か」を問う。そして「福祉国家を新たに構想するには、正義の倫理に代わるもうひとつの倫理が必要である」と述べて、その候補として「ケアの倫理」に注目する。最後に「著者の卓越主義はケアの倫理と弱者の視点から再構成されるとき、真に効率や正義を補強する倫理となり、新しい福祉国家像の基礎となるに違いない」と結ばれる(今田2003)。著者の回答(塩野谷2003)はいつもながらに快刀亂麻を断つもので、まず「卓越」の観念がエ

リート主義だとする非難は「単に語感に囚われたイデオロギー的反発をしているにすぎない」と断ずる。さらに、正義の倫理に代わるもののは「卓越の倫理ではなくケアの倫理である」との今田の主張に対して、ケアは卓越の観念のサブカテゴリーに収まるものに他ならず、「〔経済システムを規制し、福祉国家を活性化するなどの〕目的を離れて、ケアか卓越かを争うのは不毛である」と斬り返している。社会倫理学の土俵で「ケアと正義」を統合する理路を探ってきた私にとっても、示唆するところの多い論争であった。

「ケアと卓越とは多分に社会学と倫理学の言語の違いにすぎないのであって、今後お互いに議論を詰めていきたい。さまざまな思想を学際的・俯瞰的観点から見るとき、知的整合化を必要とする観念が多い」(塩野谷2003, p. 34)と率直に認める著者に、重ねてお願ひしたい。日本倫理学会でのチャレンジングな発題は、その場では不発に終わったかに見える。けれども、一度の不首尾で倫理学研究者がすべて「失語症に陥っている」(塩野谷2002b, p. 70)などと見切りをつけることなく、ここでも「時間的に持続し向上するストックとしての全幅的な人間存在」(92)への希望をつないでいただきたい。ケアと卓越だけでなく、権利、責任、義務、さらに所有や権力など、少なくとも著者と私との間で「知的整合化を必要とする観念」が残っている限り、「果てしなき探求」(カール・ポパー)をこれからも続けたいからである。

参考文献

- Bell, Daniel, R. Nozick, and J. Tobin (1982) "If Inequality Is Inevitable, What Can Be Done About It?: Three Scholars Debate the Meaning and Means of Social Justice in the Reagan Era", *The New York Times*, Sunday, January 3, E 5.
- Murphy, Liam and T. Nagel (2002) *The Myth of Ownership : Taxes and Justice*, Oxford University Press.

池上 悃(2002)「卓越した個人を生む公正な社会の理念——塩野谷祐一著『経済と倫理——福祉国家の哲学』」『経済セミナー』第572号, p. 118。

今田高俊(2003)「福祉国家の再建——塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』に寄せて」『UP』第363号, pp. 22-29, 東京大学出版会。

川本隆史(1985)「モラル・サイエンスとモラル・エコノミー——規範的経済学の〈基礎〉をもとめ

- て」『理想』第 623 号, pp. 119-131。
- (1990) 「国家はなぜ、どこまで必要なものなのかな——ロバート・ノージック」藤原保信・千葉眞編『政治思想の現在』, pp. 149-185, 早稲田大学出版部。
- (1995) 『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワーキングへ』, 創文社。
- 小林正弥 (2002) 「書評：塩野谷祐一著『経済と倫理——福祉国家の哲学』(公共哲学叢書 1)」『季刊家計経済研究』第 56 号, pp. 64-69。
- 森まゆみ (1997) 『抱きしめる, 東京——町とわたし』講談社文庫(初版 1993 年)。
- 森村 進 (2002) 「書評：塩野谷祐一『経済と倫理 福祉国家の哲学』」『一橋法学』第 1 卷第 3 号, pp. 411-423。
- 日本経済新聞社編 (2002) 『税をただす——なにが活力を奪っているのか』, 日本経済新聞社。
- 塩野谷祐一 (1984) 『価値理念の構造——効用 対 権利』, 東洋経済新報社。
- (2002 a) 「道徳原理と経済原理——効率・正義・卓越」, 『日本倫理学会第 53 回大会報告集』pp. 15-21, 日本倫理学会。
- (2002 b) 「小林正弥氏の書評に答える」『季刊家計経済研究』第 56 号, pp. 70-71。
- (2003) 「「福祉国家の再建」について——今田高俊氏の書評に答える」『UP』第 364 号, pp. 30-34, 東京大学出版会。
- (かわもと・たかし 東北大学大学院教授)

季刊社会保障研究 (Vol. 38, Nos. 1~4) 総目次

凡例：I, II, III…は号数, 1, 2, 3は頁数を示す。

巻頭言

医療経済学における情報利用の拡大	鶴田忠彦	I	2
福祉概念の再構成と福祉国家の経済システム	鈴村興太郎	II	98
所得再分配政策は支持されているのか?	大竹文雄	III	184
社会福祉政策研究の転換	三浦文夫	IV	270

Foreword

On the Development of Information Use in Medical Economics	TADAHIKO TOKITA	I	2
Reshaping the Concept of Well-Being and the Economic System of the Welfare State	KOTARO SUZUMURA	II	98
Who Supports Redistribution Policy?	FUMIO OHTAKE	III	184
A Conversion of Studies for Social Welfare Policy	FUMIO MIURA	IV	270

投稿(論文)

疾病毎の医療受診とOTC需要の代替性に関する分析	大日康史・井伊雅子	II	157
--------------------------	-----------	----	-----

Article

An Empirical Research of Substitutability between Medical Services and Over-the-Counter Medication	YASUSHI OHKUSA and MASAKO II	II	157
---	------------------------------	----	-----

投稿(研究ノート)

公的介護保険による実際の介護需要の分析—世帯構造別の推定—	大日康史	I	67
非営利訪問介護業者は有利か?	鈴木亘	I	74
公的介護保険における介護サービス需要の価格弾力性の推定	大日康史	III	239
年金制度の賦課方式から積立方式の移行について—経済厚生ならびに 教育水準への影響—	伊藤健宏	III	245
被用者保険法における短時間労働者の取扱いについて—健康保険法, 厚生年金保険法および1980年厚生省内かんに関する一考察—	台豊	IV	308

Report and Note

An Empirical Analysis of Actual Demand for Care Covered by the Long-term Care Insurance for the Elderly : Estimation for Classified Household Types	YASUSHI OHKUSA	I	67
Are Non-Profit At-Home Long-term Care Providers Advantageous?	WATARU SUZUKI	I	74
Price Elasticity of Actual Demand of Care for the Elderly	YASUSHI OHKUSA	III	239
A Note on Altering the Social Security System from a Pay-as-you-go to a Fully Funded : The Effect on Economic Welfare and Education	TAKEHIRO ITO	III	245
Legal Status of Part-time Workers in the Laws on the Social Insurance Schemes for the Employees : A Study of the Employees' Health Insurance Law, the Employees' Pension Insurance Law and the Notification by the Ministry of Health and Welfare in 1980	YUTAKA DAI	IV	308

特集：医療経済学における情報利用の拡大について

医療保険と患者の受診行動—国民健康保険と組合健康保険のレセプト

による分析—	増原 宏明・今野 広紀・比佐 章一・鶴田 忠彦	I	4
重複受診の現状と要因	・近藤 康之	I	14
患者の診療機関選択と診療費	・山本 克也	I	25
国民健康保険支払い業務データを利用した医師誘発需要仮説の検討	・山田 武	I	39
高齢化の医療費への影響及び入院期間の分析	・大日 康史	I	52

Special Issue : Improving Data Quality in Health Economics Research in Japan

Comparative Claim Data Analysis between National Health Insurance and Employee's Health Insurance in Japan

.....	HIROAKI MASUHARA, HIROKI KONNO, SHOICHI HISADA, and TADAHICO TOKITA	I	4	
An Analysis of Multiple Doctor Consultations in Japan	YASUSHI KONDO	I	14
Hospital Choice and Medical Fee	KATSUYA YAMAMOTO	I	25
An Econometric Analysis on Supplier Induced Demand Hypothesis	TAKESHI YAMADA	I	39
Aging Effects on Medical Expenditure and Analysis for Duration of Hospitalization	YASUSHI OHKUSA	I	52

特集：福祉国家の規範理論

福祉国家と規範理論—序論—	後藤 玲子	II	100
リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか			
—さまざまの論拠—	森村 進	II	105
分配的正義論—要約と課題—	立岩 真也	II	112
福祉国家の改革原理—生産主義から脱生産主義へ—	新川 敏光	II	120
福祉国家再編の規範的対立軸			
—ワークフェアとベーシックインカム—	宮本 太郎	II	129
リベラリズムは福祉国家の基盤たりうるか			
—後期ロールズ理論をめぐって—	盛山 和夫	II	138
「財産所有制民主主義」と福祉国家			
—ロールズによるその理論的分析—	渡辺 幹雄	II	146

Special Issue : Toward Normative Discussions on The Welfare State

Introduction : Toward Normative Discussions on

The Welfare State	REIKO GOTOH	II	100
Why Libertarians Criticize the Welfare State	SUSUMU MORIMURA	II	105
For Distributive Justice	SHIN'YA TATEIWA	II	112
A Principle of Welfare State Reform : From Productivism to Post-Productivism	TOSHIMITSU SHINKAWA	II	120
Policy Options in Welfare State Reform : Workfare and Basic Income	TARO MIYAMOTO	II	129
Can Liberalism be the Theoretical Foundation for Welfare-State : Reviewing Rawls' Political Liberalism	KAZUO SEIYAMA	II	138
“Property-Owning Democracy” vs. the Welfare State : On Its Theoretical Analysis by John Rawls	MIKIO WATANABE	II	146

特集：所得格差と社会保障

特集の趣旨	松浦 克己・玄田 有史	III	186
-------	-------	-------------	-----	-----

既婚女性の就業決定と子育て

—これからの社会保障政策に向けて—	松浦 克己・白波瀬佐和子	III	188
見過ごされた所得格差—若年世代 vs. 引退世代, 自営業 vs. 雇用者—	玄田 有史	III	199
引退期所得格差の OECD 9カ国における動向, 1985-95 年—社会保障 資源配分の変化および高齢化, 世帯・所得構成変化と影響—	山田 篤裕	III	212
地域別に見た所得格差	小島 克久	III	229

Special Issue : Income Differentiation and Social Security

Keynote for Special Issue	KATSUMI MATSUURA and YUJI GENDA	III	186
Determinants of Work for Married Women and Childbearing: Towards the New Social Security Policy	KATSUMI MATSUURA and SAWAKO SHIRAHASE	III	188
The Overlooked Income Inequality: Youth vs. Retirees, & Self-employed vs. Employed	YUJI GENDA	III	199
Retirement Income Inequality in Nine OECD Countries, 1985-95	ATSUHIRO YAMADA	III	212
Income Difference by Region in Japan	KATSUHISA KOJIMA	III	229

特集：学界展望—社会福祉政策研究の現在

座談会：社会福祉政策研究の現在	平岡 公一・小林 良二・坂田 周一・駒村 康平・秋元 美世	IV	272
-----------------	-------------------------------	----	-----

Special Issue : Present Situation of Social Welfare Policy Studies

Symposium on Present Situation of Social Welfare Policy Studies	KOICHI HIRAOKA, RYOJI KOBAYASHI, SHUICHI SAKATA, KOHEI KOMAMURA, and MIYO AKIMOTO	IV	272
---	---	----	-----

書評

井伊雅子・大日康史著『医療サービス需要の経済分析』	野口 晴子	II	175
権丈善一著『再分配政策の政治経済学—日本の社会保障と医療』	金子能宏	II	178
平岡公一編『高齢期と社会的不平等』	阿部 彩	III	260
Martin Feldstein and Jeffery B. Liebman (eds.) , <i>The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform</i>	宮里 尚三	III	263
塩野谷祐一著『経済と倫理—福祉国家の哲学』	川本 隆史	IV	331

Book Reviews

Masako Ii and Yasushi Ohkusa, <i>Economic Analysis of Demand for Medical Care</i>	HARUKO NOGUCHI	II	175
Yoshikazu Kenjo, <i>Political Economy of Redistribution Policies : An Application for the Reconsideration of Japanese Social Security and Health Care Systems</i>	YOSHIHIRO KANEKO	II	178
Koichi Hiraoka (ed.) , <i>Elderly and Social Inequality</i>	AYA ABE	III	260
Martin Feldstein and Jeffery B. Liebman (eds.) , <i>The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform</i>	NAOMI MIYAZATO	III	263
Yuichi Shionoya, <i>Economy and Morality : The Philosophy of the Welfare State</i>	TAKASHI KAWAMOTO	IV	331

動向

平成 12 年度社会保障費—解説と分析—	国立社会保障・人口問題研究所	IV	316
----------------------	----------------	----	-----

Report and Statistics

Cost of Social Security in Fiscal Year 2000	National Institute of Population and Social Security Research	IV	316
---	---	----	-----

判例研究

社会保障法判例.....	黒田 有志弥 I	89
—生活保護法が不法残留者を適用対象としていないことが憲法 25 条等に反しないとされた事例—		
社会保障法判例.....	堀 勝 洋 II	166
—地方公共団体が社会福祉協議会を通じて遺族会に補助金を支出したことが憲法 89 条後段に違反しないとされた事例（神坂等訴訟控訴審判決）		
社会保障法判例.....	橋爪 幸代 III	254
—父から認知を受けることによって、母が婚姻によらないで懐胎した児童を、児童扶養手当の支給対象から除外することを定めた児童扶養手当法施行令が、法の委任の範囲を逸脱するとされた事例（原田訴訟上告審判例）—		
社会保障法判例.....	小島 晴洋 IV	324
一定員不足による保育所入所措置保留処分に関し児童福祉法上の違法は認定されず行政手続上の違法のみが認定されて、慰謝料請求が認容された事例（東大阪市保育所入所保留処分損害賠償請求事件）—		

Report and Statistics

Social Security Law Case	ASHIYA KURODA I	89
Social Security Law Case.....	KATSUHIRO HORI II	166
Social Security Law Case	SACHIYO HASHIZUME III	254
Social Security Law Case	SEIYO KOJIMA IV	324
季刊社会保障研究 (Vol. 38, Nos. 1~4) 総目次	IV	335
General Index to the Quarterly of Social Security Research (Vol. 38, Nos. 1~4)	IV	335

海外社会保障研究 No.141 目 次

特集：社会的排除—概念と各国の動き—

- 趣旨 社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」……岡 伸一
フランスの「排除 Exclusion」概念
—わが国の社会問題に使用することは可能か—…………都 留 民 子
イギリス「社会的排除」対策と社会政策＜市民主義化＞の現地点…小笠原 浩一
英国社会政策と「社会的排除」
—近年のホームレス対策の混乱をめぐって—…………岩 田 正 美
ドイツにおける社会的排除への対策…………庄 谷 恵 子・布 川 日佐史
EUにおける「社会的排除」への取り組み ………………中 村 健 吾
貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状……………阿 部 彩

論 文

- アメリカにおける 1996 年福祉改革法とチャリタブル・チョイス
—宗教団体への福祉サービスの民間委託—……………木 下 武 徳

書 評

- 布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯』
日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に…………田 中 耕太郎
韓国社会科学研究所社会福祉研究室著『韓国社会福祉』…………上 村 泰 裕
-

編集後記

『平成11年版厚生白書』によると、「社会保障制度」という言葉から思い浮かべる分野として、「社会福祉」が最も多い。戦後50年の間に、社会福祉制度は、①福祉サービスの一般化、普遍化。②利用者本位の仕組みとサービスの向上、③在宅サービスの充実と施設サービスの量的拡大、などの多様な広がりと変化を示してきた。そうした中、社会福祉の研究においても、従来の視点だけではなく、経済学や社会学、法学といった様々な視点からの研究が進んでいるところである。今回の特集は、趣を変えて、社会福祉研究をめぐる動向などについて、様々な専門の先生方に座談会にご参加いただき、これを元にした論文で構成するという形を取った。ご参加下さった先生方にはここに厚く御礼を申し上げると共に、読者の皆様にお役立ていただけることを願ってやまないところである。

(K.K.)

編集委員長

阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所長）

編集委員

岩村正彦（東京大学教授）

岩本康志（一橋大学教授）

遠藤久夫（学習院大学教授）

菊池馨実（早稲田大学教授）

新川敏光（北海道大学教授）

田近栄治（一橋大学教授）

永瀬伸子（お茶の水女子大学助教授）

平岡公一（お茶の水女子大学教授）

山崎泰彦（上智大学教授）

山田 亮（厚生労働省政策評価官）

植村尚史（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

中嶋潤（同研究所・総合企画部長）

府川哲夫（同研究所・社会保障基礎理論研究部長）

松本勝明（同研究所・社会保障応用分析研究部長）

編集幹事

後藤玲子（同研究所・総合企画部第2室長）

東幸邦（同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長）

大石亜希子（同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長）

加藤久和（同研究所・社会保障基礎理論研究部第4室長）

小島克久（同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長）

泉田信行（同研究所・社会保障応用分析研究部研究員）

宮里尚三（同研究所・社会保障応用分析研究部研究員）

周燕飛（同研究所・客員研究員）

季刊

社会保障研究 Vol. 38, No. 4, Spring 2003 (通巻159号)

平成15年3月25日 発行

編集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

制作 (株) UTP 制作センター